議　会　定　例　会　会　議　録

令 和 元 年 １ ２ 月 ３ 日

岩出市議会

議事日程（第１号）

令和元年 12 月 3 日

開　　会　　午前９時 30 分

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　市長の行政報告

日程第５　議案第　88 号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

日程第６　議案第　89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

日程第７　議案第　90 号　職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第８　議案第　91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第９　議案第　92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 10　議案第　93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について

日程第 11　議案第　94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第 12　議案第　95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 13　議案第　96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 14　議案第　97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

日程第 15　議案第　98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 16　議案第　99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）

日程第 17　議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 18　議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 19　議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第 20　議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 21　議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第 22　議案第 105 号　市道路線の認定について

日程第 23　議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定について

日程第 24　議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定について

日程第 25　議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

日程第 26　議案第　71 号　平成 30 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 27　議案第　72 号　平成 30 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 28　議案第　73 号　平成 30 年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 29　議案第　74 号　平成 30 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 30　議案第　75 号　平成 30 年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 31　議案第　76 号　平成 30 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 32　議案第　77 号　平成 30 年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

開会　　（9時30分）

○田畑議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

会議に入るに先立ち、台風19号による災害でお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、衷心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたします。

つきましては、お亡くなりになられた方々へのご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。黙禱。

（黙　　禱）

○田畑議長　黙禱を終わります。

皆様、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまから、令和元年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第88号から議案第108号までの議案21件につきましては、提案理由の説明、議案第71号から議案第77号までの決算議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第1　会議録署名議員の指名

○田畑議長　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、市來利恵議員及び増田浩二議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第2　会期の決定

○田畑議長　日程第2　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの18日間と決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○田畑議長　日程第３　諸般の報告を行います。

次に、本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案 21 件であります。

次に、決算審査特別委員会から、閉会中に審査をいたしました平成 30 年度決算関係議案７件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和元年第３回定例会から令和元年第４回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和元年度市議会議長会関係について、事務局から報告をさせます。

○事務局　市議会議長会関係について、報告いたします。

11 月 11 日月曜日、東京都千代田区の全国都市会館で、全国市議会議長会第 154 回地方行政委員会が開催されました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、総務省自治行政局、阿部行政課長から地方行政をめぐる最近の動向について、総務省消防庁五味総務課長から消防行政の現状と課題について説明がありました。

その後、新任委員２名の紹介、令和元年８月７日から 11 月 11 日まで事務報告に続き、要望書案、要望活動について、今後の運営について協議を行い、第 154 回地方行政委員会が閉会されました。

以上です。

○田畑議長　以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第４　市長の行政報告

○田畑議長　日程第４　市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長　おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協

力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、令和元年第４回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告をさせていただきます。

初めに、令和元年度記念式典についてでありますが、令和を記念して、来年３月、市民総合体育館において、合同竣工式及び記念講演会を開催いたします。

今後の岩出市のさらなる飛躍・発展の契機としてまいりたいと考えております。つきましては、今議会に提出の補正予算案に記念式典の経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、11 月 9 日から開催した第 32 回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま 2019）ペタンク交流大会についてでありますが、全国から 72 チーム、248 名の参加をいただき、盛会のうちに終えることができました。

開始式にご出席をいただきました議員各位及び大会にご協力をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、10 月 27 日に実施した地域防災訓練についてでありますが、今年度の訓練は、風水害を想定し、自主防災組織を初めとする市民参加と関係機関の緊密な連携のもと、初動体制の確立、市民の防災意識の高揚を目的として実施をいたしました。

今後も、多発する風水害や近い将来発生するとされている大規模地震に備え、自助、共助、公助のバランスのとれた防災体制の確立、市民の防災意識のさらなる高揚に向け取り組んでまいります。

次に、職員採用試験についてでありますが、９月議会でもご報告申し上げましたとおり、９月 22 日に一般事務職と技師を対象とした１次試験を実施いたしましたところ、一般事務職に 31 名、技師に２名の受験者がありました。また、12 月１日に保健師を対象とした１次試験を実施いたしましたところ、５名の受験者がありました。それぞれ面接など、２次試験を実施した後の合格内定者につきましては、議会に報告させていただきます。

なお、身体障害者を対象とした採用試験につきましては、10 月 27 日の実施予定に対して応募がなかったことから、12 月１日を試験日として、再度募集を行いましたが、こちらも応募がないという状況でございます。今後も引き続き障害者雇用の促進に努めてまいります。

次に、人権啓発についてでありますが、国では 12 月４日から 12 月 10 日までを

人権週間と定めております。また、11 月は和歌山県が提唱する同和運動推進月間であり、11 月 11 日から 12 月 10 日までは人権を考える強調月間でもあります。

岩出市では、人権啓発推進委員や人権擁護委員の協力のもと、ＪＲ岩出駅及び船戸駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、文化祭での人権啓発ポスター展、公民館などののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11 月 17 日には人権を考えるつどいを開催するなど、市民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。

今後も全ての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、９月議会で報告させていただきました、根来寺建造物６棟についてでありますが、本年９月 30 日付をもって国重要文化財に指定されました。また、10 月 29 日付をもって、古代より修験の聖地として修業の場となってきた和歌山市から橋本市までの葛城修験の道が文化庁による歴史の道百選に選定されましたので、報告をさせていただきます。

次に、第 14 回岩出市民運動会及び第 14 回岩出市文化祭についてでありますが、市民運動会では、午前中からの雨天により態度決定が難しい状況でありましたが、午後からは雨も上がり、最後のいわで踊りまで、多くの参加者に楽しい一日を過ごしていただきました。

また、文化祭は、「ひろげようみんなの文化　いわでの歴史」をテーマに、11 月２日、３日の２日間にわたり開催をいたしましたところ、天候にも恵まれ、多くの市民の皆様方にご参加をいただきました。

なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、長年にわたり本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な 14 名の方々がふるさと賞を、また、社会奉仕など他の模範となる善行者として、１名の方がさくら賞を受賞されました。

いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと、厚くお礼を申し上げます。

次に、令和２年成人式についてでありますが、令和２年１月 13 日、成人の日に新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的に開催をいたします。今回の対象者は、平成 11 年４月２日から平成 12 年４月１日生まれの方となります。

議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般にわたり報告をさせていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いを申し上げます。

○田畑議長　以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第５　議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的

任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第 25　議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

○田畑議長　日程第５　議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第 25　議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案 21 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長　ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が１件、条例案件が 10 件、令和元年度一般会計を初めとする補正予算案件が６件、市道路線の認定案件が１件、指定管理者の指定案件が３件の計 21 件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件について説明をいたします。

議案第 88 号　岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてでありますが、最低賃金の改正に伴い、所要の改正のために行った専決処分について報告し、承認を求めるものであります。

次に、条例案件について説明をいたします。

議案第 89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでありますが、給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、改正をするも

のであります。

次に、議案第 90 号　職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額並びに勤勉手当及び住居手当について改定を行うため、改正するものであります。

次に、議案第 91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第 92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定についてでありますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例における条文の整備などを行うため、制定をするものであります。

次に、議案第 93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定についてでありますが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域の活性化に資することを目的として、再生可能エネルギー電気の発電設備を整備した者からの納付金を原資とする基金を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第 94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定についてでありますが、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てることを目的として、森林環境譲与税を原資とする基金を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第 95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第 96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてでありますが、中小企業等の振興に関する施策の推進について必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、議案第 97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正についてでありますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第 98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでありますが、下水道事業について、地方公営企業法の規定の一部を適用するため、制定するものであります。

続いて、令和元年度補正予算案件についてご説明を行います。

議案第 99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）についてでありますが、既決の予算の総額に５億 8,543 万 5,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 175 億 7,479 万 6,000 円とするほか、債務負担行為、地方債について補正をするも

のであります。

主な内容は、歳入では、事業の補助採択等に伴う国県支出金の事業財源のほか、各特別会計繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、各特別会計への繰出金、前年度補助金の精算に伴う返還金、公共施設省エネルギー化等検討業務委託料、令和元年度記念式典等に係る企画広報総務費、重度心身障害児（者）医療扶助費、障害者総合支援事業扶助費、クリーンセンター費における業務委託料、小中学校における光熱水費、繰上償還に伴う公債費などについて補正するものであります。

次に、議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてでありますが、既決の予算の総額に 8,143 万 8,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 56 億 1,843 万 5,000 円とするものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険制度関係業務事業費国庫補助金及び前年度繰越金について、歳出では、システム改修委託料及び国民健康保険事業運営基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてでありますが、既決の予算の総額に１億 1,253 万 6,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 32 億 5,709 万 5,000 円とするものであります。

主な内容は、歳入では、介護給付費及び地域支援事業費に係る国・県支出金のほか、支払基金交付金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、前年度繰越金について、歳出では、介護サービス費に係る保険給付費のほか、人事院勧告等に伴う人件費、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでありますが、既決の予算の総額に 3,160 万 6,000 円を追加し、補正後の予算の総額を９億 814 万 2,000 円とするものであります。

主な内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、既決の予算の総額に２億 4,004 万 9,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 33 億 7,502 万 7,000 円とするほか、地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、下水道事業債、一般会計操入金、前年度繰越金について、歳出では、事業の前倒しによる工事請負費のほか、人事院勧告等による人件費、前年度決算余剰金の確定による一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第104号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）についてでありますが、既決の収益的支出の予定額に59万8,000円を追加し、補正後の予定額を16億3,744万2,000円とするものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第105号　市道路線の認定についてでありますが、開発行為による帰属道路５路線を市道認定するため、道路法第８条第２項の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第106号　さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第107号　根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第108号　根来公園墓地の指定管理者の指定についてでありますが、それぞれの施設における住民サービスの向上と管理コストの縮減を目的とし、指定管理者による管理を引き続き行うため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○田畑議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第26　議案第71号　平成30年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

日程第32　議案第77号　平成30年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入

支出決算認定について

○田畑議長　日程第26　議案第71号　平成30年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第32　議案第77号　平成30年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案７件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案７件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告

を求めます。

決算審査特別委員会委員長、松下　元議員、演壇でお願いします。

○松下議員　皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

９月 10 日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成 30 年度決算関係議案７件でありました。

当委員会は９月 19 日木曜日、本会議終了後、平成 30 年度決算議案７件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査について、10 月 15 日火曜日、総務部門、議会部門、16 日水曜日、建設部門、17 日木曜日、厚生部門、18 日金曜日、文教部門、24 日木曜日、厚生部門、文教部門を実施しました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、平成 30 年度決算議案７件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第 71 号　平成 30 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第 72 号　平成 30 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第 73 号　平成 30 年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第 74 号　平成 30 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第 77 号　平成 30 年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第 71 号から議案第 74 号までの４議案は、賛成者多数により認定、議案第 77 号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第 75 号　平成 30 年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第 76 号　平成 30 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上２議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長　ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第75号　平成30年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第76号　平成30年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案２件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案２件に対する討論を終結いたします。

議案第75号及び議案第76号の議案２件を一括して採決いたします。

この議案２件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号の議案２件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第71号　平成30年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　平成30年度一般会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

安倍内閣のもとで、年金や医療、介護など、社会保障制度が次々に切り下げられてきています。一握りの大企業のもうけを優先する政治で、大企業による中小零細企業への下請いじめ、リストラなどが進められる中で、働き方改革と称し、さらなる労働強化すら強行されました。アベノミクスによる経済効果は成果も伴わず、さらに貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業を初めとした労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出せない不安や危機に見舞われている状況です。

地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るためにどう対応してきたのかが問われているものです。平成30年度の市の行政執行の姿勢という面では、市道の整備促進、災害時に対応する耐震化促進のベッドやシェルター、老朽化に対応する市民プール建設予算など、住民の要望や要求に応えている事業もあります。しかし、子育て支援や教育面、福祉施策において決算状況を見ても、市民の願いや

改善策を求めている点に背を向けた執行状況があらわれていると考えます。

税回収の面では、低所得者などに対しても強制的な取り立てが行われる税回収機構への移管を行い、岩出市でも低所得者が数多く加入している国民健康保険税などについても徴収依頼が行われてきています。

教育環境改善では、県下一、二位のマンモス校の実態が長年にわたり続く中で、大規模校解消への手だてを含め、計画性をもって第三中学校を建設を行っていくという姿勢は平成30年度も見せていません。

就学援助制度でも、入学準備金の前倒し支給は実施されていません。

公民館運営では、午前中休館の公民館運営を行っています。管理人体制面での新たな財源が必要になるから午前の開館を行わないとの認識は、地域における活動やまちづくり、趣味、サークルなど、人間形成育成に後退する施策と考えます。

また、公民館の貸し出し時期についても、1カ月前という状況を改善してほしいとの願いがある中、弾力的な公民館の運営を図るべきです。

保健・福祉関係では、子供医療費制度は1割負担が導入されています。中学校卒業まで保護者負担を行っている自治体は、和歌山県下で岩出市だけとの当局の認識がありながら、保護者負担をしなければ親が子供に注意を払わないという市の認識は時代おくれも甚だしいものと考えます。

少子化社会となる中で、子育て世代の支援策として、保護者負担のない制度への改善がどうしても必要だと指摘せざるを得ません。

高齢者、障害者などを初め、市民が買い物や病院などへの移動手段に役立っている乗り合いタクシー制度の実施も行われていません。

また、福祉タクシー券制度でも障害者の社会参加の促進を図る上で、ガソリン券など利用しやすい制度に改善している自治体がふえる中で、岩出市は平成30年度においても改善はされてきていません。

保育については、公立保育所でのゼロ歳児保育の受け入れ体制の充実を初め、待機児童を生ませないための改善点があると考えます。平和行政推進の点では、平和市長会議に加盟しながら、核兵器廃絶に向けた会議への参加、事業研究のための職員の派遣こそ行うべきではないのでしょうか。

また、農家や観光客誘致のための特産化や特産品の新規開発、農業所得の向上対策等では、観光行政と農業施策との関連面も含め、岩出市をアピールする取り組みや農業所得向上、地場産業推進の施策、観光行政推進面からも積極的に他市に学び、調査研究する対応面でも改善が図られたとは言えないと考えます。

経済不況克服、中小企業支援面では、利子補給に対する補助や商品券における支援はされていますが、直接市内の中小業者の懐を暖めて、仕事の確保や市民生活向上にもつながる住宅リフォーム制度の導入などは、議論や検討もされていません。不況に苦しむ中小業者の生活を守り育てるという視点面でも、改善の余地があると考えます。

防災関係面においては、混乱を生じたのは事実であり、災害時の初動体制、避難対応、備蓄面ではどうだったのか。台風被害における処理・対応面では、瓦れき処理において、当初に自己処理対応指導を行うなど、平成 30 年度において混乱を生じた点は、今後の検討課題として、さらに議論を積み重ねる必要があると考えます。

これ以外に、災害時要支援システム運用においては、名簿上で氏名は把握しているものの、災害時、誰が該当する地域の方に連絡するのかなど、指揮命令や連絡体制等も不明確であり、自治体としての役割が果たせず、災害時に救出できない可能性もあります。

クリーンセンターの維持管理面では、今年度、新たに１億円もの補修や改善費用も積み上げられ、大きな負担増となりました。

ごみの減量化面では、有料化すれば、市民はごみを減らすという考えのもと、有料化が行われてきましたが、有料化後におけるごみ減量目標に対して有効な手だて、改善対策でも大幅な進展は見られませんでした。

平成 32 年度目標、新元号令和２年の目標年度にどう対応していくのかの課題に対して、さらなる解決の糸口の追求が求められていると考えます。

今述べてきた各種施策の推進、市民サービス向上に取り組むためには、職員体制面も大きなかかわりがあります。本庁を初め保健福祉センターなどの現場体制などは、人口が３万人当時とほとんど変わらない岩出市の正職員体制、非正規職員はふやしているものの、労働条件の悪化は否めない状況も続けられてきています。

職員の年休取得面では、休みたくても休めない現状があらわれており、各種事業に対しても調査や研究などに積極的に取り組む姿勢や意欲をそいでいる要因となっているのではと懸念される面もあると考えます。

職員数の適正化という点では、現実を直視した議論、検討を行い、改善を図る必要性があると考えます。

決算においては、平成 28 年度、平成 29 年度と実質収支が約４億 3,000 万円の黒字でした。平成 30 年度においても４億 3,000 万円の実質収支であり、基金には、昨年比で２億円以上が積み上げられ、各種基金の総額は 66 億円となりました。こ

の３年の間でほぼ10億円も基金がふえている状況をつくり出してきています。

起債の状況面においては、普通債はわずか 18 億円という状況になってきています。にもかかわらず、減債基金には 20 億円も積み立てているという実態は、どう考えても市民の皆さんに説明がつきません。岩出市に財源がないとは言えません。住民要望が山積みしている中で、住民生活向上のために積極的に基金の有効活用を図ることや起債の有効活用で、各種施策の充実が図れたのではないかと考えます。

以上の理由をもって、平成30年度一般会計決算の反対討論といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員　議案第71号　平成30年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

決算書によりますと、岩出市の財政状況は、収入の中心である市税は、昨年度よりも増加しておりますが、大幅な増加が見込めず、依然として厳しい状況であると思われます。

その中において、市執行部は、徴収率の向上に取り組み、成果を上げられております。また、国県支出金などの活用を図ることにより、財源の確保に努める一方で、不足する財源を安易な借り入れに頼ることなく、基金の活用や必要最低限の起債のみにすることにより、後年度負担の縮減に努められています。

歳出面では、効果はもちろん、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、安全性向上のための防災・災害対策事業、よりよい教育環境のための諸施策、また根来寺周辺観光促進事業の推進など、限られた財源の中、行政需要への的確な対応と効率的な運用が見受けられます。

なお、基金について、今後、少子化・高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、岩出市においても労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれるであろうことを認識する必要があります。

市債返済に備えた基金として蓄積している減債基金等を取り崩せば、市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございます。しかしながら、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であることは言うまでもありません。

市債残高を着実に減らしながら、市民ニーズへの対応や将来世代に対する投資を実現していくことが、岩出市の将来に向けた重要で大切な取り組みであると私は考

えております。

以上述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第71号に対する討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり認定されました。

議案第72号　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　平成30年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

今年度決算については、以下の理由をもって反対といたします。

第１は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は変わっていません。当局自身が早期発見・早期治療を訴えながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。また、脳ドック検査は定員をはるかに超える申し込みがありながら、補正予算も組まない姿勢は、申請者の要望に応えない対応だと言わざるを得ません。

第２に、医療費高騰の原因をさぐり、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を行っていくため、国保会計改善へ向け、職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向は、現時点でデータベース計画が進められているものの、平成30年度時点では不十分な対応面があったとも考えます。

第３に、地方自治体における財政運営の厳しさの要因として、長引く不況の影響で、収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が1984年に45％から38.5％に引き下げられたことです。この点からは、国に対して負担率を戻すよう強く働きかけが必要なものです。協会健保などと比べ、国保税高騰の原

因である国による負担削減を国保利用者に転嫁せず、負担軽減を図るためにも、一般会計から独自に繰り入れる対応面も問われていると考えます。

この間、黒字となった場合は、基金に積み上げて、緊急対応や国への返還金対応、国保税を引き下げるために活用すべきだと指摘をしてきました。平成 30 年度では、ようやく基金に 1,040 万円が積み上げられましたが、一般会計から借りているから一般会計に繰り戻すという市の姿勢は容認できません。

税徴収面でも、整理回収機構への依頼を初め、日常生活に支障が出ると思われる高額回収も行われています。国保の広域化が進められてくる中で、国の悪政から国保利用者の生活を守る上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面などにおいて、国保利用者に理解が得られないものと考えますので、平成 30 年度決算に反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　議案第 72 号　平成 30 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、国民保険の向上に寄与することなどを目的に、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の基盤となる制度として、岩出市においても市民の健康保持増進に大きく貢献してきました。

しかし、少子高齢化の急速な進展や医療の高度化などにより、1 人当たりの医療費が増加する一方、低所得者を多く抱えるなどの構造的な課題を抱えており、国保財政は、例年厳しい状況が続いています。

このような状況の中、社会保障制度の持続可能性の確保が喫緊の課題となり、平成 30 年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となる制度創設以来の大改革がなされたところです。

歳入につきましては、被保険者数が減少している中、国保税全体として収納率が向上するなど、財源確保に努められています。歳出については、データヘルス計画に基づき、特定健診を初め糖尿病性腎症重症化予防事業等の保健事業を実施し、市民の健康増進や疾病予防に取り組まれております。

また、今後の財政安定化に備え、国民健康保険事業運営基金についても積み増しが行われています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第72号に対する討論を終結いたします。

議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

議案第73号　平成30年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　平成30年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の立場で討論を行います。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率は4割から5割の程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用料負担が重いがために必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざるを得ない状況も広く存在しています。

保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任を後退させることは、介護予防に逆行することです。介護保険は、高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。

今年度決算においては、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなどの対策が十分とは言えず、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの、減免制度そのものが不十分な点もあると考えます。

平成30年度介護保険特別会計決算については、以上の理由により反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員　議案第73号　平成30年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

全国的に高齢化が進む中、岩出市におきましても、高齢化率は年々上昇し、平成30年度末で22.6%に達しています。平成12年度から始まりました介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして定着してまいりましたが、要介護認定者の増加に伴い、介護サービス利用者も年々増加が見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くと考えられます。

このような状況の中、岩出市介護保険特別会計では、歳入については、対前年比1.01%の増と、財源の確保に努められております。歳出については、介護予防に取り組むとともに、常に介護給付の適正化に努めているところです。高齢化の進展を見据えた介護保険の運営に取り組まれていることを評価できると考えます。

よって、私は本案に対し賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第73号に対する討論を終結いたします。

議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

議案第74号　平成30年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからです。

日本共産党は、老人保健制度に基づくことが有益だと提案をしています。それは保険料の負担のない人はないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができ、保険料の際限のない値上げや診療報酬による差別医療への改善が図られる

からです。後期高齢者医療制度は、収入がなくても 75 歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は２年ごとに改定され、75 歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。岩出市として、県の広域連合に保険料引き下げの対策をとることこそ求められます。

後期高齢者医療制度そのものが世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められていることを指摘し、反対討論といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員　議案第 74 号　平成 30 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療は、主として 75 歳以上の高齢者の医療の確保を目的とした制度であり、平成 20 年度の創設以来、低所得者に対する保険料軽減措置の見直しなど、制度改正を行いながら、和歌山県後期高齢者医療広域連合により運営されており、高齢者福祉の増進に寄与しているものであります。

このような状況の中、平成 30 年度決算の状況につきましては、歳入総額が８億 7,252 万 5,410 円、歳出総額が８億 5,838 万 999 円となり、歳入歳出差引額は 1,414 万 4,411 円の黒字となっています。

歳入では、財源確保のため、さまざまな措置が講じられており、保険料についても高い収納率が保たれています。また、歳出では、この制度を運営する広域連合に対する納付金が大部分を占めていますが、これは制度を運営していく上で必要不可欠な経費であり、適正に支出されていると考えます。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第 74 号に対する討論を終結いたします。

議案第 74 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり認定されました。

議案第77号　平成30年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　平成30年度水道事業会計の反対討論を行います。

水道事業においては、平成30年度決算実績では、給水人口5万3,711人、給水戸数においては2万3,215戸という状況となっています。この間、宅地開発面はさらに進む状況が見られます。平成30年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態があらわれていると考えます。

平成30年度決算においては、有収率の点では、前年の83.0%から84.9%へと改善がされており、年間配水量では19万1,493立方メートルが減となっているのが特徴となっています。

決算における監査委員の審査意見では、岩出市の経営状況が黒字であり、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望すると、ほぼ毎年のように指摘をされてきています。

現在、基本水量20立方メートルまで使用していない家庭が4,000戸を超すものとなってきており、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない実態があります。

今後、新たな水源地の確保の必要性はなく、維持管理のための財源のみが必要とされてきています。この間の黒字会計が続く中で、内部留保額は30億円近くにまで膨らんできています。莫大な黒字は市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、平成30年度においても低所得者や基本水量に満たない利用者に対しての改善策や利用料金引き下げなどの支援策は見えません。

この水道会計決算は、住民に理解が得られないものと考えますので、反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員　議案第77号　平成30年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、水の需要が減少傾向にあり、経営状況は厳しくなってきている中、

地方公営企業の経営の基本原則であります健全経営の維持を図りつつ、長年、水道料金の値上げをされず、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉の増進をするという役目を担い、運営されています。

このような中、平成 30 年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を安定して供給するための水道施設の改築更新等に必要であり、剰余金の積み立てをし、持続的な事業運営を要すると考えます。

また、平成 30 年度の決算において、収益的収支では 1 億 6,304 万 8,192 円の黒字ですが、資本的収支では 4 億 9,253 万 5,460 円の赤字となっており、全体で 3 億 2,948 万 7,268 円の赤字だったことがうかがえます。

今後もアセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第 77 号に対する討論を終結いたします。

議案第 77 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第 77 号は、原案のとおり認定されました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○田畑議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を 12 月 9 日月曜日、午前 9 時 30 分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を 12 月 9 日月曜日、午前 9 時 30 分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　　（10 時 40 分）

議　会　定　例　会　会　議　録

令 和 元 年 １ ２ 月 ９ 日

岩出市議会

議事日程（第２号）

令和元年 12 月 9 日

開　　議　　午前９時 30 分

日程第１　諸般の報告

日程第２　議案第　88 号　専決処分の承認を求めることについて
（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

日程第３　議案第　89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

日程第４　議案第　90 号　職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第　91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第６　議案第　92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第７　議案第　93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について

日程第８　議案第　94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第９　議案第　95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 10　議案第　96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 11　議案第　97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

日程第 12　議案第　98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 13　議案第　99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）

日程第 14　議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 15　議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 16　議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第 17　議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 18　議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第 19　議案第 105 号　市道路線の認定について

日程第 20　議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定について

日程第 21　議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定について

日程第 22　議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

開議　　（9時30分）

○田畑議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第88号から議案第108号までの議案21件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第1　諸般の報告

○田畑議長　日程第1　諸般の報告を行います。

受理した請願第2号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書及び請願第3号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第2　議案第88号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第22　議案第108号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

支出決算認定について

○田畑議長　日程第2　議案第88号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第22　議案第108号　根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案21件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。議案第91号。

増田浩二議員。

○増田議員　皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑を行わせていただきます。

まず、91 号からお伺いをしますが、この点では、２点まずお聞きをしたいと思うんです。

この 91 号の条例における関係する職種、対象範囲というのはどのように考えてこられたのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

それと、２点目には、今回改正される条例によって、任用職員においてのメリットという点では、どのようなものがあると認識をされているのかという点、この２点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　おはようございます。

増田議員ご質疑の１点目、この条例に関係する職種の対象範囲についてですが、今まで臨時的任用職員で雇用している事務補助員、保育士などの全職種及び特別職の非常勤で雇用していた危機管理監や家庭相談員と嘱託職員などの職種となります。

次に２点目、条例において、任用職員におけるメリットについてですが、雇用される側のメリットとしまして、１つは、期末手当が支給されることになりました。また、会計年度任用職員としての経験年数によって、基本の報酬額を決定することができます。いわゆる昇給制度、これがメリットとして上げられます。

○田畑議長　再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　その点においては、２点改めてお聞きをしたいと思うんですが、説明書の別表第４に書かれている右側の部分、そこには時間給として、保健師さんから健診業務嘱託員の方なんかもあるんですが、こういう時間給対応でされてきたという、こういう方については、左の表ではどのようなところに該当するのか、それとも対象から外れたのか、ちょっとその辺のところがどうなのかという点をちょっとお聞きをしたいと思うんです。

もう１点は、この間ですか、公民館の方なんかも、来年というんですか、雇用形態が変わるんだというようなことなんかもお聞きをしたんですが、公民館の方なんかは、91 号の部分の中で、そういう方なんかも含まれるのかどうかという点、この２点、ちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、時間給の方、これが説明書の左の表、この説明書の表につきましては、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、現在のこの条例の第４表を改正するものでございまして、左の表としましては、これだけの方、産業医初め、市役所の産業医から学校の産業医まで、この方が特別職の非常勤として残るということになります。

それ以外の方、公民館の管理人及び時間給での職員につきましては、会計年度任用職員の対象となります。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第92号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　92号については、１点だけお聞きをしたいと思うんです。

第２条の４のところに、これまでは３年を超えない範囲とされていたのが、任命権者が定める任期の範囲内というような形に変わるんですが、この点では、期間という部分、この点については、これまでは３年以内だったものが、例えば、最大で３年以上超えるという場合があるのかどうか。最大でどのぐらいの範疇というのを想定されているんでしょうか。この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　まず、増田議員ご質疑の１点目、３年を超えるものがあるのかということですが、これは今までは一般の職員がこちらに該当しておりましたので、３年を超えない範囲となっておりましたが、今回、会計年度任用職員の制度ができることによりまして、その任期の範囲内となることで、今までも３年を超えるということはございません。職員で３年が上限、会計年度任用職員につきましては、その任期の範囲内ということになります。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　その場合、任命権者が定めるという、一番最初のときですね、そのときは最初から期間というのを任命される方との関係でいうたら、何年ぐらいやってほしいとかという、そういう話ではなしに、最初からこれだけですという、期間はこれだけですという範囲でされるのか、その辺は任命される方との話し合いなんかという点では、どういう対応になるのかという点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思

うんです。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

会計年度職員につきましては、その会計年度内の任用となりますので、最大１年となります。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第93号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　93 号については、再生可能エネルギー関係の部分なんですが、そもそも今回の岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金というもの、そのものをつくるそもそもの理由について、まずお聞きをしたいと思うんです。

それと、設置される業者からの納付金という形の対応をとるんだというふうにされているんですが、そのときの納付額基準というんですね、これについてはどのように考えておられるんでしょうか。

３点目には、納付された額、それについて基金に積み上げると。その積み上げられた基金についての活用方法については、どのように活用していく考えなのかという点、この３点をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　増田議員のご質疑にお答えします。

まず、基金条例をつくる理由についてでございますが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づいて設置される太陽光発電設備の売電収益を活用しまして、地域農林漁業の活性化を図るための財源として積み立てるためでございます。

次に、納付額基準についてですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき、設置業者から申請のあった施設整備計画により地域への還元について設定されるものであり、その方法、数量、金額等に対しては、法令等による基準の定めはございません。

なお、今回予定している納付金の納付額については、国から参考事例として提示された資料をもとに、年間売電収入の約２％として算定されており、妥当な金額で

あると考えています。

次に、基金の活用方法についてですが、農産物直売施設や加工施設などの整備、また水路などの農業施設の改修整備に使うことを考えております。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　ちなみに、こういうような条例ですね、これ全国的にはどのような状況になっているんでしょうか。ちょっとこの辺を１つお伺いしたいのと、今回、たまたま山地区にできる業者さんなんかなということなんですが、こういう点でいうと、納付金を納める基準という部分については、大規模な開発における業者さんからの納付金だと思うんですが、この点でいうと、開発の規模とかというような部分についての基準なんかは、納付金を納める基準というんですか、そういう部分については、どの程度の開発が基準になっているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　まず、全国的な事例につきまして、この法律に基づく太陽光発電、太陽光に限っておりますが、太陽光発電の設備整備状況というのは、全国的に、平成 31 年３月末の現在で 17 件というふうに聞いております。

次に、開発の規模とかの基準でございますが、太陽光発電施設につきましては、現在のところ、規制とか基準とかいうような法律はございませんでして、今回の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、この法律につきましては、農林水産省のほうで優良な農地を太陽光発電により減少させるために、その分を地元へ還元させて、農林漁業に生かそうという法律でございまして、特に規模等の定めはございません。

なお、岩出市におきましては、全国に先駆けまして、太陽光発電 3,000 平米以上のものについては、要綱によって、開発許可と同じ技術基準で、全て要綱により協議をしておりますので、安全性は確保されているものでございます。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第 96 号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　96 号についても、１点だけお聞きをしたいと思うんです。

この 96 号の第４条のところで、中小企業に対しての施策、この条例で施策の基本方針という部分が書かれています。要するに、市として中小企業とか小規模企業に対しての振興に対して、どのように市として対応していくのかという部分なんですが、その部分の中では、第１項で中小企業の人材確保、育成及び雇用の安定、資金調達の円滑化等の経営基盤の強化を図るというような書き方をしています。その点では、この条例において執行していくという部分の中においては、岩出市としての振興策というんですか、そういう部分については、市としてはどのような施策なんかを進めようと考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　増田議員の岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の質疑についてお答えします。

市としてどのような施策を考えているかということでございますが、施策の基本方針としまして、現状におきましても、岩出・紀の川就職フェア、創業セミナー、また岩出市商工会補助、中小企業資金利子補給など、このような支援事業を実施し、人材確保、育成及び雇用の安定、資金調達の円滑化などを進めているところではございますが、この条例によりまして、より理念を明確化、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　ちなみに、今の時点でわかる範囲で結構なんですが、例えば、今、12月の時期、来年度予算なんかも、今、編成時期になってきているんですが、現在の時点でわかる範囲で結構なんですが、例えば、来年度、市として、この条例を可決した後、来年度ではどのような新しい目玉というんですか、そういうことなんかも考えておられるのか、現時点でわかる範囲で結構ですんで、もしあれば、ちょっと教えていただければなというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　再質疑にお答えいたします。

来年度の事業といたしましては、先ほどもお答えしたとおりでございますが、引き続き今までの施策を実施していく所存でございます。

それから、この振興条例に基づきまして、新たな支援策について、商工会、また

商工業者等と協議して、振興を進めていきたいと考えております。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第99号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　99号の一般会計の補正予算の部分については、３点お聞きをしたいと思います。

１点目は、公共施設省エネルギー化等の検討業務というものが委託されるという部分が計上されています。これについては、いつをめどにこれを結論を出すのかという点、この点がまず１点と、障害者総合支援給付費、これも大幅な給付増というものが見込まれています。その要因と理由、今回、こういうような形で大幅な給付増になった理由、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、３点目は、いつも基金の使い方、その部分については議論のされるとこなんですが、今回、特に減債基金、ここに２億円という部分を積み立てるわけなんですが、平成30年度決算のときなんかも言ったんですが、岩出市というのは、非常に起債そのもの自身も本当に少ないという部分の中で、現時点でも減債基金のほうが上回っているという現実があるわけなんですね。そこに、さらに減債基金に２億円を積むということにされるんですが、この理由だけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員のご質疑の１点目と３点目について、お答えをいたします。

まず１点目、公共施設の省エネルギー化の検討業務のめどですけども、今年度内に施設の削減効果の調査を行いますので、その調査の結果は今年度内ということでございます。

それと、３点目、減債基金に２億円を積み立てる理由ということですが、減債基金への積み立てについては、平成30年度繰越金が生じたことから積み立てを行うと。それで将来の公債費の負担に備えるために行うということでございます。

○田畑議長　地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長　増田議員のご質疑の２点目にお答えいたします。

障害者総合支援給付費として、大幅な給付増を見込んでいるが、その理由はにつきましては、障害福祉サービス制度の周知、認知度の高まりにより、障害福祉サー

ビスを利用される方や利用する回数が年々増加しており、当初見込んでいた額を上回る見込みとなったことによるものです。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　公共施設の省エネルギー関係の部分なんです。今年度中にするんだと、結論を出すんだということなんですが、実際には、この業務そのもの自身が、例えば、岩出市内なんかでも公共施設と呼ばれる部分なんかは、かなりあるわけなんですね。それについて、今年度内ということで、３月までに結論を出すという部分であれば、かなりの作業量というと、調査の量も含めて、かなりあると思うんですが、委託そのもの自身については何社かに分かれて調査をしていただくのか。それとも１社というような形になるのか。その点でいうと、時期との関係で、本当に今年度内で調査そのもの自身ができるのかなというふうにも懸念する点があるんですが、この点についてはどのような対応をとっていかれるんでしょうか。それが１点です。

もう１点は、減債基金という部分の点では、将来的にということを言われるんですが、市として、将来的に必要だと言われる部分、将来的にどういった分野、またどういった関係の部署でこの減債基金に対応する事業も含めて、将来的に、また新規事業なんかもやって、それに対して減債基金が必要だという対応をとられるのか、その点、将来的という言葉が出ましたんで、将来的にはどのような事業なんかも想定されておられるのか、この点も改めてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず１点目、公共施設の省エネルギー化の検討業務についてですが、今年度は市の公共施設の全部をするというのではなくて、削減効果、まずどのぐらい見込まれるかということの調査で、対象施設としては、いわで御殿、あるいはサンホールといったようなところを考えてございます。全施設をするというわけではございません。

それと、３点目の減債基金は、将来的にということで、どういった分野ということでございますが、まず積み増しの理由は、これまでも臨時財政対策債、下水道事業債のほか、今年度で言えば、緊急防災・減災事業、いわゆる防災行政無線、あるいは学校教育の設備の事業債などの確保等も行っておりますので、そういったことも踏まえて減債基金への積み立てということで、将来の公債費の負担に備えるとい

うふうに考えてございます。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第100号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　国保会計の補正予算については、今回、8,121 万円という部分を積み立てるわけなんですが、そもそも今回8,121万円、国保会計の中で余ったというんですか、黒字になったこの理由、要因については、今改めてどのような形で、このような黒字になったのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長　増田議員の質疑にお答えいたします。

剰余金が生じた主な要因は、特別交付金の増、保険税の増となっています。

特別交付金は、当初予算と比較して3,078万5,000円増額しています。増額した主な内容は、特定健診受診率向上対策や収納率が向上した結果に対して交付されたものになります。

また、保険税増分につきましては約5,000万円です。理由につきましては、年々徴収率の増、また、県が示した平成 30 年度標準保険税率が、制度開始時のため、県全体として低目に設定され、岩出市においては平成 29 年度現行保険税率より５％弱低い税率が示されましたが、平成 30 年度は税率を据え置いたことによるものと考えています。

なお、平成 30 年度は県全体で黒字傾向となっており、９市で見れば、岩出市以外の８市は全て岩出市以上の大幅な黒字となっています。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　今回、この基金に8,100万余りを積み上げるという、合わせて１億円ぐらいのそういう基金には積み上がっていくという形になるんですが、これは来年度以降には、どのような形でこの基金の活用を図ろうというふうに考えているんでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

保険年金課長。

○中井保険年金課長　基金の処分につきましては、国民健康保険事業費納付金の支払

いに充てる財源に不足が生じた場合や、国民健康保険事業運営に著しく支障を及ぼす財源の不足が生じた場合と条例のほうでされているため、そのような場合に基金に活用するものと考えています。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

２番目、尾和弘一議員、質疑時間 30 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。議案第 88 号。

尾和弘一議員。

○尾和議員　おはようございます。

私は、議案第 88 号から 12 議案について質疑を行いたいと思います。市当局の具体的な答弁をお願いしておきます。

まず第１点、議案第 88 号についてでありますが、この専決処分に関して、和歌山県の最低賃金が引き上げられて、今日まで来たわけですが、その間における今回の内容について、保育業務と学校業務という形で、二本立てで賃金の改定が行われたということであります。そこで、保育業務と学校業務の内容、これについて、まず第１点お聞きをしたい。

それから、２番目には、今回の賃上げの差でありますが、時間給で計算しますと、１円の開きがあります。なぜこういう開きが出たのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、保育業務、学校業務の関連で、これらに従事されている職員の方は何名おられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員のご質疑にお答えします。

１点目、保育業務の給食調理・配膳補助員については、公立保育所における給食の調理補助及び配膳業務となっております。

２点目、賃上げの差については、賃金の算出方法で説明いたします。給食調理・配膳補助員賃金の算定は、前回の日額 6,300 円の時間給 813 円、これは 812 円 90 銭の切り上げですが、に最低賃金アップ分と同額を加え、時間給 840 円とし、勤務時間を乗じて 6,510 円と算出しておりますので、前回より 210 円の賃上げとなっております。

３点目、給食調理・配膳補助員の業に従事している人数は、令和元年 12 月１日現在で４名となっております。

○田畑議長　教育総務課長。

○南教育総務課長　尾和議員の質疑についてお答えいたします。

学校業務についてです。まず１点目、学校業務の給食配膳補助員の業務内容は、学校給食共同調理場から運ばれてきた食缶や食器などを各学級の棚に並べたり、給食終了後、各学級から運ばれてきた食缶や食器をコンテナに片づけたりする業務です。

２点目の賃上げの差についてですが、賃金の算出方法でお答えさせていただきます。最低賃金 830 円に勤務時間を乗じまして、１円未満の端数を切り上げて算出しております。前回の最低賃金 803 円の際の賃上げ算出も同様でございますので、日額 209 円の賃上げとなっております。

３点目、業に従事している人数は２名でございます。

以上です。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、保育業務と学校業務の仕事の内容をお聞きしたんですが、そんなに差異はないと思うんですよね。強いて言うなら、保育業務における配膳なり、そういう業務、調理業務については、配膳と、それから、学校業務については配膳、調理がないんですけども、その差によるものなのか、調理の点については、今触れられておられないので、今の内容を聞く限りでは配膳業務と同様な作業であって、大きく開くものではないという認識があるんですけども、これについては同一に、あと１円切り上げる必要性があると。これに差をつける必要性はないというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、業務されている方については、合わせて６名ということなんですが、これらの人に対しても、もちろん最低賃金はクリアすべきということは当然でありますが、そこに差を設ける必要性はないという認識があるんですけども、市の当局のご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員の再質問にお答えします。

保育業務の給食調理・配膳補助員については、公立保育所における給食の調理補

助及び配膳業務となっております。教育とは業務内容が異なるので、賃金が変わっております。

○田畑議長　教育総務課長。

○南教育総務課長　学校業務につきましては、配膳補助員という名前のとおり、調理は一切ございません。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そうしますと、調理を担当しておるのでということなんですが、保育業務における調理師の有資格者というのは何名おられるでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員の再々質問にお答えします。

調理師の資格があるということですので、保育所全体で調理師の資格があるのは15名です。

失礼いたしました。調理師の資格がある方は、別で15名雇用しております。

○尾和議員　議長、従事している調理師免許の有資格者ということで質問しているんです。それについて、全体で 15 名というのは、私、そういう質問はしてないので。

○広岡子ども・健康課長　調理補助員は資格はございません。調理資格のある方を別に調理師として雇用しております。それが15名です。

○田畑議長　続きまして、議案第90号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第90号の議案について質疑を行います。

今回の職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、この賃上げ率は、額はこれでわかるんですけども、全体の賃上げ率は何％になるのか。

それから、２番目に、今回の賃上げのところで、１級から号数はあるわけですが、等級ごとにあるわけですが、どこに重点を置いた賃上げになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。その理由と、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、住居手当に関してですが、引き上げの根拠についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員ご質疑の１点目、賃上げ率は何％についてですが、給料表で、平均 0.1％の引き上げ改定となってございます。

続きまして、２点目の今回の賃上げで重点にした年齢層はどこかについてですが、人事院勧告では、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、初任給の引き上げ及び 30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するもので、市においても同様に若年層に重点を置いております。

続きまして、３点目、住居手当の引き上げの根拠は何かについてですが、ことしの人事院勧告で、民間における住宅手当の支給状況などを踏まえ、住宅手当の最高支給限度額を 1,000 円引き上げるとの勧告が出たことから、市においても同様に改正するものでございます。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　賃上げについては、全体で 0.1％ということなんですが、これに波及効果として、月額幾らぐらい支出増になるのか、その点についてお聞きをしたい。

それから、行政職給料表の再任用職員についてでありますが、この金額については正規職員の何％に該当するのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

月額の支給の増ですが、まず１級の職員では、月額で平均 1,532 円のアップ、２級の職員におきましては、月額で平均 1,210 円のアップとなってございます。

正規の何％かということですが、今回、給料で影響する者は 108 名となってございます。全体 318 名から計算しますと、約３割の者となってございます。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　月額では 1,532 円と 1,210 円ですが、私が質疑をしたのは、月額で、総額で幾ら持ち出しになるのかということでありますので、それについて再度お聞きをしたいと。

それから、再任用の職員の給与でありますが、今３割、30％という数字を言われたんですが、正規職員の、そうしますと 70％の給与の支給になっているという理解でよろしいんでしょうか。30％という答弁でありますが、それについてちょっとわからないんで、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、総額ということですけれども、今回の人勧による給料に関する影響額としましては、全体で、済みません、月額というのは、今回持ち合わせていません。年間、今回の分で、補正で言いますと、170万7,000円の増となってございます。

それと、今回の給料に関しての引き上げに該当する職員は30%ということで、若年層をもとに置いたものとなってございますので、約30%の職員が該当するものでございます。

○尾和議員　私が言うとるのは、行政職給料表、別表第1ありますよね。その最後の再任用職員の給与表示がされておるんですが、これは正規職員の何%に該当するのかという質疑をしたんです。

○田畑議長　お願いします。

○木村総務課長　申しわけございませんでした。

今現在の再任用職員につきましては、5名の再任用職員と、今、記憶なんですが、申しわけございません。5名の再任用がおると思いますので、全体318の5名ということになります。

○尾和議員　そうじゃなくて、正規職員の給与ありますよね。それに対して、現在、再任用職員が給与として支払っているのは、この金額で言えば何%に該当するんですか。例えば、再任用で7級の方は35万6,800円という表示をされていますよね。それは基準としては何割分を払っているのかと言っているんです。定年まで仕事をして嘱託になったと。嘱託になったんで賃金が安くなっているということでしょうけども、この金額は正規職員から比べたら、基準はあるのかと。何%という、2割カットして支給しているのか、3割カットして支給しているのか、そこを聞いている。

○木村総務課長　わかりました。済みません。

再任用職員の給料につきましては、国の定める給料表、そこの再任用職員として決めてございますので、何%引いてという、そういうものではございません。

○尾和議員　基準はないということですか。

○木村総務課長　基準は国の給料表です。

○田畑議長　続きまして、議案第91号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第91号について質疑を行います。

今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、来年の4月以降から施行されるということでありますが、この再任用職員の給与についての基本的なスタンスは、同一労働、同一賃金を目標に、今回それに向けての取り組みの一環であるというふうに私は認識しております。

そこで、現在、岩出市における正規職員、会計年度任用職員、該当するであろう人員でありますが、あわせて臨時的任用職員数についてはどのようになるのか、これについて第1点お聞きします。

それから、2番目に、勤務時間、有給休暇に関する数については、フルタイムとパートタイムとの差はどのようなのがあるのか。

それから、3番目、給与関係においてでありますが、通勤・時間外・深夜手当、期末手当、勤勉手当、退職手当というものは、どのようになるのか。

それから、月額、年額について、どのようになるのか。

そして、昇給についてはどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、別表第1、1号給から93号給に該当をどのようにさせていくのか。現行の賃金と引き直して、時間給であれば、時間掛ける1日の労働時間で、月の労働時間を換算して、そこに該当する給料表に従って、そこに入れていくのか。それによる月給、給料月額についてはどうなるのかということであります。

それから、労働協約、それからスト権、問題があったときに県労委の救済申し立てる権利というのは認められているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の質疑の1点目、正規職員につきましては、令和元年11月11日時点において320名となっております。臨時的任用職員数につきましては、令和元年11月1日時点において180名となっております。来年度からの会計年度任用職員につきましては、219名を予定してございます。

次に2点目、勤務時間、休暇数についてですが、フルタイムは、休憩時間を除き、1週間当たり常勤職員と同じ38時間45分となっており、休暇につきましては、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇などがあり、国家公務員の非常勤職員と同様の内容と考えております。パートタイムにつきましては、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内となっております。パートタイムにつきましては、週4日勤務や週3日勤務など、多様な雇い方ができ

ます。休暇としましてはフルタイムと同様となります。

次に３点目、給付関係においてはどうかについてですが、フルタイム会計年度任用職員に関する各手当につきましては、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、祝日直手当、期末手当及び退職手当の支給となっております。

パートタイム会計年度任用職員の給付については、特殊勤務に係る報酬、超過勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、期末手当、通勤に関する費用弁償の支給となっております。勤勉手当につきましては、国の会計年度任用職員に対する給付の考え方として、各地方公共団体における期末手当の定着状況などを踏まえた上での検討課題とすべきとなっており、今後、国より勤勉手当の支給について何らかの通知があった際には適切に対応するよう考えております。

次に、月額、年額はどうなるか、及び昇給はどうかについてですが、会計年度任用職員制度の移行に伴い、勤務時間を週５日の場合は７時間にする予定であり、勤務時間の月額は減少する予定でございます。ただし、賞与の支給により、現在働いている臨時職員については、年額では現状維持、または増加する見込みとなっております。昇給につきましては、会計年度任用職員として再任用された場合、これまでの経験年数を加算し、報酬を決定します。パートタイム会計年度任用職員につきましては、年最大３号上位の号に決定する予定としてございます。

次に５点目、別表第１、１号給から 93 号給に該当させるのかについてですが、それぞれの職種に応じて、１号給から 93 号給の範囲内で該当いたします。

次に６点目、労働協約、スト権、県労委への救済申し立てについてですが、会計年度任用職員は地方公務員法が適用され、労働協約は締結できません。また、ストライキについても地方公務員法第 37 条の争議行為等の禁止が適用され、ストライキはできません。県労働委員会への救済申し立てについてですが、不利益な処分や勤務条件の措置要求などの申し立てについては、県労働委員会ではなく、市の公平委員会への申し立てとなります。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁いただきました。勤務時間、いわゆる休暇については同様に与えられるということでありますが、ここの中で時間外についてでありますが、再任用職員については時間外を強制することは実質上できないという理解をしておりますが、市の考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、期末手当についてと退職手当でありますが、これについては現在どう

いうような形で何カ月分を支給するのか、決まっておればお聞かせください。

それから、次の月額については減るけども、年額についてはふえるというようなことを言われますが、月額で幾ら減るのか、平均で幾ら減少するのか、これについて減った分は期末手当として補助するので、全体の年額の収入は変わらないという理解なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、１号給から 93 号給の該当するところなんですが、これについては具体的に現行から鑑みて、実質的に減少するということのないように配慮すべきだというふうに思うんですが、これについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、労働協約、スト権、これについては認められないということでありますが、若干市の認識が違うんではないかなと思うんですが、これについては、また後ほどほかの機会に質問をさせていただこうと思います。

それから、いろいろな諸問題があったときに、市の公平委員会に申し立てて、公平委員会で棄却された場合については、県労委の救済を申し立てる権利があると思うんですが、これについては、それも認められていないのか。公平委員会一本で、その後については司法の場においてやってくださいということなのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず時間外ですが、再任用というお言葉をいただいたんですけども、再任用と、それから会計年度任用職員、どちらにつきましても超過勤務が必要なときはしていただくということでなってございます。

あと、期末手当と退職手当につきましては、期末手当につきましては、令和２年度につきましては 2.2 月分、令和３年度につきましては 2.4 月分、平成３年以降は 2.6 月、この 2.6 月というのは、一般職の職員の期末手当の年の月数と同じでございます。

次に、退職手当につきましては、総合事務組合で定めておりますその月数分となってございます。

あと、月額は減って、年額ということで、期末手当ということで、補助ということですけども、こちら期末手当での補助と考えてございます。

給料表の１号給から 93 号給への該当ということですが、それはそれぞれの職種で、今後詳細を決めていくということでしてございます。こちらのほうは規則で定

めてまいります。

あと、労働協約、スト権、これは先ほど申し上げたとおり、労働協約につきましては締結できません。これは地方公務員法第 55 条第２項によります。スト権につきましては、地方公務員法第 37 条、争議行為等の禁止ということになってございます。

あと、公平委員会につきましては、公平委員会へ申していただくということで、その後は司法の場でということになります。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　時間外勤務についてですが、していただくということは、これは強制ではないという認識を持っておるんですけれども、了解の上で時間外勤務をしていただくという理解でよろしいのか、それについてお聞きをしたい。

それから、退職手当については、いまだ具体性がないんですけども、これはいつごろまでにめどをつけてされるのか。

それから、月額で減るということですが、月額で減る金額は幾らなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、労働協約、スト権に関してでありますが、地方公務員と今回の関係でいいますと、企業体の労働者については、労働協約及びスト権については認められていると思うんですが、これについてはどういう市の認識なのか。

それから、もう１点、2025 年から 65 歳までの継続雇用が図られるという状況にあります。そういう状況の中で、再任用職員の給与については再検討する必要性があるんではないかと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず超過勤務ですけども、了解の上ということになりますが、超過勤務につきましては、まず今現在の正職員でも同じですけども、本人からの申し出によりまして超過勤務を認める、認めない、命令を出す、出さないとしてございます。また、どうしても必要のある場合は、上司からの命令になるかと考えてございます。

あと、月額で減る額ですけども、事務補助員で、日額で申しますと、今現在、事務補助員は 7,040 円を支給してございます。これが同じく日額で７時間 45 分勤務したとした場合は 6,957 円となります。また、今現在、市のほうで考えてございま

すパートタイム、７時間勤務した場合は 6,283 円となります。

あと、労働協約ですけども、企業職員ということで、企業職員である会計年度任用職員については、企業職員と同様に、労働協約の締結及び県労働委員会への救済申し立ては可能となってございます。

あと、再任用ということでおっしゃっていただいているんですけども、この条例につきましては、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例で、再任用職員というのは、ちょっとこちらの条例では該当しませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

済みません。１つ、退手組合のほうです。退職手当のほうですけれども、これにつきましては、総合事務組合で条例の改正を行ってございますので、令和２年度から適用ということになります。

○田畑議長　しばらく休憩いたします。

午前 10 時 50 分から再開いたします。

休憩　（10 時 35 分）

再開　（10 時 50 分）

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第 93 号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第 93 号について質疑を行います。

今回の基金条例の制定でありますが、まず第１点に、この中で納付金という表現をされているんですが、これは税金なのか、それともどういう趣旨の納付金なのか、根拠が明確でありませんので、それについてお聞きをしたいと思います。わかっておるんであれば、何という税の名称なのか、お聞きをしたい。

それから、太陽光発電に関する規模の問題でありますが、今、農地を太陽光発電を設置しておられる方も多数、岩出市内でも見かけることはあります。どの基準をもって納付金という金額を算定するのか、既存の設置をされている人に対しても納付金という形で請求するのか、これについてお聞きをまずしたいと思います。

再生可能エネルギーの規定でありますが、ここで言う再生可能エネルギーというのは、太陽光発電のみを指すのか、どういう内容なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、農林漁業の発展としたいということでありますが、増田議員に答弁を

されておりましたが、具体的にどういう施策を講じてするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　尾和議員のご質疑につきまして、通告に従い回答させていただきます。

事業者から納付予定額についてですが、毎年度、約900万円を見込んでおります。納付額基準についてですが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき、設置業者から申請のあった施設整備計画により、地域への還元について設定されるものであり、その方法、数量、金額等に対しては、法令等による基準の定めはありません。

なお、今回予定している納付金の納付額については、国から参考事例として提示された資料をもとに、年間売電収入の約２％と算定しており、妥当な金額であると考えております。

次に、再生可能エネルギーの規定についてですが、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどに発電されるものを指します。岩出市の基本計画では、今回想定するのは太陽光でございます。

次に、農林漁業の発展についてですが、積み立てた基金を活用し、農産物直売施設や加工施設などの整備、それから水路などの農業施設の改修整備に使うことを考えております。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　納付金の件でありますが、これは税金なんですか。税として徴収をしようとすることなのか。事業者の善意に基づいて、売電金額の２％をいただくということなのか。税としてなら、きちっとした法整備を裏づけとして設定していない限り、納付しないよといった場合に、事業者が納付しないといった場合には、それ以上、徴収することが不可能になるんではないかというふうに思うんですが、第１回目の質疑に対して、税の名称は何ですかということを聞いたんですが、それについてはお答えがないんで、再度お聞きをしたいと思います。

それから、基準なんですけども、現在、山地区のことが想定されているんですが、既存の農地において、太陽光設置をしている事業者については、徴収するのか、１企業だけなのか、これについて明確にしていただきたいと思います。

再生可能エネルギーの問題についてでありますが、今回は太陽光のみだということでありますが、将来のことを考えて、そこら辺も含んだ概念があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　再質疑にお答えいたします。

まず、納付金につきまして、こちらは農山漁村再生可能エネルギー法と略称で言いますが、こちらの法律に基づいていただくもので、この中で、岩出市の基本計画、それから事業者から出された設備の整備計画、こちらのほうで納付すると決まっておるものでございまして、税とか寄附金とかいうたぐいのものではございません。法律に基づいて双方で取り決めたものでございます。

それから、太陽光発電の基準というか、納付金の基準ですが、これは今回の法律の農山漁村再生可能エネルギー法、こちらに基づく岩出市の基本計画、それから業者の設備整備計画、こういうプロセスを踏んで、実施される再生可能エネルギーについてのものでございますので、民間といいますか、通常やられているような太陽光発電、また農地法の範疇で許可されるような発電施設につきましては、今回対象とはなりません。

それから、将来、太陽光発電以外の発電方法についても対象になるのかということでございますが、こちらは、現在の今の岩出市の基本計画では太陽光発電と規定しておりますので、将来、そういう可能性があるときには基本計画の変更をすれば、ほかの再生可能エネルギーでも導入は可能ということでございます。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この答弁では、税ではないんだと、寄附金でもないんだということですけれども、再生可能エネルギーに関して、そういうことを徴収していくということですが、もともと太陽光発電を設置したところについては、固定資産税が請求されておると思うんですが、固定資産税とあわせて、この太陽光発電に対する納付金というものを求めるのか。岩出市内に何社あるのか、これについてご答弁ください。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　その納付金についてでございますが、もちろんでございますが、固定資産税も納付していただいた上に、納付金をいただくことになっております。

それから、岩出市内に何社ということでございますが、今回の農山漁村再生可能エネルギーにつきましては、初めてということでございますので、１社でございます。

○田畑議長　続きまして、議案第 94 号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第 94 号について質疑を行います。

今回の条例改正の中で、森林環境譲与税の年間という形で表示をされているんですが、森林環境譲与税というのは、現在幾らなのか。県が徴収していたその絡みと、どこがどう違うのか、これについてお聞きをしたいと思います。

どのような政策に、この税を充当するのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、森林環境税の年間幾らかということでございますが、森林環境譲与税の譲与額につきまして、本年度当初予算で 200 万円を見込んでおります。

それから、どのような政策に使うのかということでございます。森林環境譲与税の使途についてですが、間伐費用、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進・普及・啓発等森林整備及びその促進に関する費用と定められており、本市におきましては、市として経営管理が行われていない、杉、ヒノキなどの森林の間伐作業などを予定しております。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この税の 200 万円の徴収する対象者というのは何名おられて、個人、その他団体を含めて、現状の 200 万円の収入先、納付先、納付される方、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　再質疑にお答えします。

森林環境譲与税、こちらのほうへ入ってくる譲与税でございますので、逆に徴収のほうは森林環境税のほうで、国税でございますので、国民の対象になる方全てということでございます。実数は把握できておりません。

○尾和議員　具体的に幾らなんですか。今の500円のことを言うとるのか。

○今井産業振興課長　議員おっしゃっている500円というのは、和歌山県税のほうで、森づくり税のほうでございますので、今回の件とは関係ございません。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第95号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第95号についてお聞きをいたします。

災害弔慰金の支給条例に関してでありますが、今回の該当する15条3項ということで改められておるんですが、過去にこういう事例があったのか、該当するような内容があったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

過去に第15条に該当することはあるのかにつきましては、災害援護資金の貸し付けをした実績はございません。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　もちろん、災害弔慰金のこういうことが起きないように、貸し付け時における市の審査、調査なり、これが厳密でないと、こういう事案になるというふうに思うんですが、償還金等の発生がしないような体制づくりをこの条例の中できちっと裏づけとして持っておく必要性があると思うんですが、市の考えはどうでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

償還金等につきましては、国の制度が改正されたことにより、本市条例においても引用する条文を改正したものでありますが、現在のところ、償還金が発生するような災害は発生しておりませんが、今後、もしそういう場合があった場合につきましては、条例や施行規則に従って、きちっと適切に対応していきたいと考えております。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第97号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第97号の一部改正についてであります。

今回、その条例の中身において、成年後見人等という表現が使われている箇所があります。「等」というのはどういうものを含むのか。

それから、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者という表現になっているんですけども、これはどこの段階で認定をしていくのか、これについてお聞きいたします。

そして、それを決めるのはどこで決めていくのかということでありますが、考えられるのは司法なり医者なりということなんですけども、医者が認定しても、それが公的に有効性があるかということになりますと、また疑問でありますので、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず１点目でございますが、今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これを受けまして、岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正を行うものでございます。

公布の趣旨は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別をされないよう措置するものでございます。

２点目の判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とは何かということでございますが、市の条例規則及び排水設備指針に基づく設計・施工や施工主との調整を適切に行うことができない者と考えております。

続いて３点目、どこで決めるのかということでございますが、当初では指定工事点及び責任技術者の登録は５年に一度更新してございます。それぞれにおいて排水設備事業を営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる旨の誓約書の提出等、さまざまな状況を判断し、市が決定してまいります。

それから、最終的には、成年後見人、被後見人、または被補佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより回復の見込みや医師の所見を考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

○尾和議員　議長、成年後見人等という、「等」の中身を聞いているんです、第１問

目は。成年後見人以外にあるのか。

○田畑議長　お願いします。

○梅田上下水道局長　成年被後見人等とは、成年被後見人もしくは被補佐人のことでございます。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今ご答弁いただきましたが、すなわち判断能力が著しく欠ける場合、医者の診断書等々あるんですけれども、認知症になられた方は、医者の判断でも、認知症であると、成年後見人に該当するということが、波によって変わってくるんですよね。一時期、朝の段階でははっきり会話しても通じる場合がある。しかし、昼になったらそれがわからなくなるとか、そういう波のある中で、そこをどのような基準で判断をするのかというのが問われていると、私は、この手続上、問題があるということであります。

最終的に医者の判断でも判断つきにくい場合については、公的な司法の段階での判断をもって、この方の判断能力が著しく欠けているということにしないと、途中、過程の中で、50％わかる人、80％わかる人、100％わからない人というような形で発生しますんで、そこら辺が明確に、この内容では理解することができないんですけども、そこら辺についてどのように岩出市は考えておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

個人のそれぞれの諸事情によっていろんな違いがあろうかと思います。そういった場合、日常的に接している方、例えば、責任技術者、また、その方の法定代理人もしくは同居の親族の方、それらの方から、当該責任技術者等が精神の機能の障害を有することにより、認知、判断及び意思疎通を行うことができなくなった状態となったときは、市長にその旨を届けることにより、登録を行わないことができるように考えております。

また、最終的には、先ほども申しましたように、我々では判断できないこととなってきますので、医師の診断また回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、最終的に判断をする必要があると考えております。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、局長が答弁されましたが、医師の判断だけで、この方が判断能力があるなしということは、それは限定できないわけですよ。医師の判断のみで、そういう判断を下すということになりますと、その本人の人権を損なうことになりますので、もっと厳格にそういう状況にあるということを第三者機関で認定した上で、判断をしていくということをやるべきだということを申し上げておるんであります。

それについては、今後、そういう指針に沿ってやっていただきたいということを申し添えておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員の再質疑にお答えします。

なかなか医師といえども、日常からずっと接しているわけではございませんので、その周りの方であるとか、同居の親族の方、そういったご意見も考慮した中で判断をしてまいりたいと考えております。

また、それ以外のことで判断できる場合とか、判断せないかんような場合というのは、今後検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長　続きまして、議案第98号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第98号の条例制定についてであります。今回の条例制定を読みますと、下水道事業と水道事業と分離しているのかなという内容で、私は理解をしておるんですけども。上下水道事業という形で、水道と下水道との事業をこの条例の中で分けたということかなと思うんですが、それについて第1点。

それから、この設置によるメリットというのはどこにあるのか。この2点について、ご答弁ください。

○田畑議長　答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員の質疑にお答えします。

上下水道事業と水道事業を分離するのかということでございますが、今回の条例制定につきましては、平成27年1月27日付、総務大臣通知、公営企業会計の適用の推進について、及び同日付、総務省自治財務局長通知、公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項についてで、平成27年度から平成31年度まで公営企業会計適用の集中取り組み期間として、人口3万人以上の市町村の下水道について、遅

くとも平成 32 年度予算・決算までに公営企業会計に基づいたものに移行することが求められており、令和２年度から下水道事業について公営企業会計を適用するものでございます。地方公営企業法第２条に基づき、下水道事業と水道事業を統合することはできません。

続きまして、２点目、メリットはあるのかということでございますが、今回の総務省の公営企業会計適用の目的は、将来にわたって持続可能な経営を確保するため、経営の見える化による経営基盤の強化となっております。公営企業会計を適用することにより、損益情報、資産情報等の経営状況が的確に把握でき、経営の効率化、経営改革の推進が図られるものと考えています。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　下水道事業、上水道事業もそうなんですが、将来可能性のあるのは、国なりもくろんでいるのは、民間事業の導入ということに向けて、起きている流れでありますので、十分、岩出市においてもそこら辺を注視しながら、事業の進め方について判断をすべきだというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

前回の一般質問でもございましたが、民間の考えは、現在のところございません。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　続きまして、議案第 99 号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第 99 号について、補正予算について質疑を行いたいと思います。

まず第１点は、財政臨時対策債のマイナスした要因について、それから職員手当の引き上げ総額、正規及び非正規別の総額、金額。

それから、公共施設省エネルギー委託料の詳細について求めたいと思います。

それから、報償費に関してでありますが、具体的にどういうことを計画しているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀消防組合負担金における紀の川市との比率、組合員数は、現在何人になるのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費の増減数についてでありますが、これについては個別に市長

行政報告で、水道、ガスとか、いろいろなことを言われたんですが、そういうものを含むことなのか。今回については、クーラー設置に伴う電気料のみなのか、ここら辺について、個別に求めたいと思います。

それから、長期債の現在元金は幾らあるのかであります。

それから、最後になりますが、基金に関して、現在残高及び積み立てした理由について質疑を行います。

○田畑議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の質疑にお答えいたします。

質疑の１点目、臨時財政対策債の減額理由についてですが、令和元年度の臨時財政対策債の発行可能額が確定したために減額を行うものでございます。

次に質疑の３点目ですが、公共施設省エネルギー化等検討業務委託料の詳細については、既存の公共施設におけるエネルギー削減効果の調査、検討を行うものでございます。

次に質疑の７点目、長期債の現在高については、平成 30 年度決算における長期債残高は、64 億 9,264 万 8,343 円となっており、令和元年 11 月末現在においては、59 億 4,633 万 3,000 円であります。

次に質疑の８点目、基金の残高についてですが、平成 30 年度決算における減債基金残高は 20 億 4,020 万 2,935 円であり、今回の補正予算における積み立てを考慮した残高見込みは 22 億 4,071 万 2,935 円となります。

なお、今回の補正予算における積み立てについては、平成 30 年度繰越金が生じたことから、積み立てを行い、将来の公債費負担に備えるために行うものでございます。

○田畑議長　総務課長。

○木村総務課長　尾和議員質疑の２点目、職員手当の引き上げ総額についてですが、553 万 8,000 円となってございます。臨時的任用職員は計上してございません。

続きまして、５点目、那賀消防組合負担金についてですが、紀の川市と今年度の負担金の割合は、岩出市が 45.44％、紀の川市が 54.56％となってございます。

また、職員数につきましては 128 名となってございます。

○田畑議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　尾和議員の報償費に関して、具体的に求めるにつきましては、企画広報総務費の報償費の内訳は、令和元年度記念式典における合同竣工式の感謝状

贈呈者100名分の記念品として、根来塗45万円、額縁11万円、招待者650名分の記念品として、記念切手シート97万5,000円、合計153万5,000円、また謝礼等35万円につきましては、記念講演会講師等謝礼となっております。

○田畑議長　教育総務課長。

○南教育総務課長　尾和議員の質疑6点目、光熱水費についてお答えいたします。

今回の光熱水費の補正予算は、小中学校普通教室に空調設備を設置したことによる夏季及び冬季のガス料金の増額であります。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　公共施設省エネルギーの件でありますが、予算計上では、委託料として800万計上されていますね。増田議員の質疑の中で、施設全てではないということなんですが、どことどこの施設をやるのか。

それと、こんなに多くの予算を使うことが必要性があるのかということであります。今年度内ということでありますから、もう期限も3カ月ぐらいですから、3カ月の間にこれらのことをやろうとしているのか、ここら辺についてお聞きを再度したいと思います。

それから、光熱水費の増でありますが、ガスによって空調設備を稼働しているという理解でいいのか、ガス以外の電気とかそういうものについては使ってないと。ガスのみだという理解でいいのか、ここら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

その2点について、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

公共施設の省エネルギー化の検討委託については、先ほど増田議員の答弁でもお答えをいたしましたが、いわで御殿あるいはサンホールなどの施設の老朽化が著しい施設を中心に調査を行います。

それと、調査結果については、当然、今年度中に削減効果の調査結果を報告いただくということでの予算計上でございます。

○田畑議長　教育総務課長。

○南教育総務課長　尾和議員の再質疑にお答えいたします。

今回の空調設備設置に当たっては、現在あるキュービクルを最大限活用できる部

分は電気で、活用できない部分は都市ガスで空調設備を設置することといたしました。

○田畑議長　再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　教育総務課長にお聞きしますが、第１回目の答弁で、ガス料金のみしか言われなくて、２回目で、電気も含んだという、そんなんは第１回目のときにこんなこと言うてくださいよ。だから、再質疑する必要性のないことも質疑をせなあかんので、だから、現在の省エネ、いわゆる光熱水費については、月間で幾ら、年間で幾ら、動向を把握をされておると思うんですけどね。小中学校を個別に電気料金はこれだけ要っていると。今年度については、これだけだと。消費量については、これだけだということなんですけども、電気とガスの比率はどうなっているんですか。ガスが何十％で、電気が何十％で稼働しているということなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、公共施設の省エネルギーについてですが、これ、総務部長が任意施設とか、何とかと、ごじゃごじゃと言われるんですけども、任意施設で、今、総務部長が答弁されたのは、老朽化も含んで省エネルギーをやるんだと。老朽化も含むんですか。省エネルギーというのは、いわゆる施設の省エネルギーをいかにして地球環境に優しい状況にしていくかというのが、私としては、そういうような観点で、省エネルギーというのを捉えておったんですけども、２施設以外で、具体的にどことどこの施設を検討しているのか、もっと具体的に答弁してください。

○田畑議長　答弁願います。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

公共施設の省エネルギーの委託料の分ですけれども、施設の老朽化の著しい施設ということで、先ほど答弁をさせていただきましたが、老朽化自体の経費ということではございません。あくまでエネルギーの削減効果の調査は検討を行うということでございます。

それと、先ほど、対象施設ということで、いわで御殿、サンホール等上げさせていただきましたが、優先的にはそこをさせていただいて、あとは各公民館など、そういうところも今年度の対象施設として考えてございます。

○田畑議長　教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の再質疑でございますが、今回の補正は、ガス料金の増額

でございます。先ほど、電気もあるのかというご質疑でございましたので、電気もありますよということをお答えしたまでございます。

それから、電気のクーラーの設置教室数は８教室でございます。

○田畑議長　続きまして、議案第106号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第106号について質疑を行います。

今回の指定管理者の選定でありますが、さぎのせ公園における公募した時期と選考評価結果について、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　答弁願います。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公募した時期についてですが、令和元年９月２日に公募を開始し、申請の受け付けは10月１日から10月９日といたしました。

選考評価結果についてですが、さぎのせ公園指定管理者選定委員会におきまして、採点方式200点満点中153.6点で、総合評価となってございます。

○田畑議長　再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　応募者数については何件あったんでしょうか。

○田畑議長　答弁願います。

事業部長。

○田村事業部長　再質疑にお答えいたします。

１件でございます。

○田畑議長　質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

以上で、議案第88号から議案第108号までの議案21件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第108号までの議案21件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○田畑議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月17日火曜日、午前９時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を 12 月 17 日火曜日、午前 9 時 30 分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（11 時 35 分）

議　会　定　例　会　会　議　録

令和元年１２月１９日

岩出市議会

議事日程（第３号）

令和元年 12 月 17 日

開　　議　　午前９時 30 分

日程第１　議案第　88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

日程第２　議案第　89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第　90 号　職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第　91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第５　議案第　92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第６　議案第　93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について

日程第７　議案第　94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について

日程第８　議案第　95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第９　議案第　96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

日程第 10　議案第　97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について

日程第 11　議案第　98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第 12　議案第　99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）

日程第 13　議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 14　議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第 15　議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第 16　議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 17　議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）

日程第 18　議案第 105 号　市道路線の認定について

日程第 19　議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定について

日程第 20　議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定について

日程第 21　議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

日程第 22　請願第　２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書

日程第 23　請願第　３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

日程第 24　議員派遣について

日程第 25　委員会の閉会中の継続調査申出について

開議　　（9時30分）

○田畑議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第88号から議案第108号までの議案21件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第2号及び請願第3号の請願2件につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と、委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第1　議案第88号　専決処分の承認を求めることについて

（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）～

日程第21　議案第108号　根来公園墓地の指定管理者の指定について

○田畑議長　日程第1　議案第88号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件から日程第21　議案第108号　根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案21件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案21件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員　おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月9日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第89号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてのほか議案15件です。

当委員会は、12月11日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第90号　職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第91号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第92号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第93号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定について、議案第94号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第96号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、議

案第 97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について、議案第 98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）所管部分、議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）、議案第 105 号　市道路線の認定について、議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定について、議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定について、以上 15 議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第 90 号、議案第 91 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 96 号、議案第 97 号、議案第 98 号、議案第 99 号の所管部分、議案第 103 号、議案第 104 号、議案第 106 号、議案第 107 号及び議案第 108 号は可決、議案第 105 号は認定しました。

議案第 89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、今回の改正による費用の全額はどれぐらいか。について。

議案第 90 号　職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第 92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定についてでは、岩出市職員定数条例の中で、議長と記載されているが、問題はないのか。について。

議案第 93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定についてでは、条例を制定し、地域活性化基金をつくらなければいけない理由は。事業者から申し出があった期日は、いつか。基本計画において、どの業者から申請があっても対応できるものにすべきではないのか。について。

議案第 94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第 96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてでは、市として、この条例をどのように生かしていくのか。観光面で、関連団体の協議会

において一定の方向性は出ているのか。について。

議案第 97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正について、議案第 98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第 103 号令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）及び第 105 号　市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定についてでは、指定管理者の指定において入札業者が少ない理由は。また、何社かの中から選定するのが妥当かと考えるが、入札の内容を変更する等の考えはないのか。

議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第 108 号根来公園墓地の指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長　ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員　おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12 月 9 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）のほか議案５件です。

当委員会は、12 月 12 日木曜日、午前９時 30 分から開催し、審査を実施しました。

議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）、議案第 95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第 99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）所管部分、議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、以上６議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第 88 号は承認、議案第 95 号、議案第 99 号の所管部分、議案第 100 号、議案第 101 号及び議案第 102 号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）では、それぞれの勤務時間は。保育所の給食調理配膳補助員は調理師免許を持っているのか。学校給食と保育所の補助員で金額に違いがあるが、統一した時間給にすべきではないか。について。

議案第 95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでは、償還金の支払い猶予が想定される事例は。また、その基準を定めておくべきではないのか。について。

議案第 99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）所管部分では、重度心身障害児（者）医療扶助費の増額理由は。また、周知についてどのように行ってきたのか。国民年金のシステム改修委託料の詳細は。また、委託先はどこを想定しているのか。障害者総合支援給付費の増額理由について、どのように分析しているのか。学校光熱水費の増額について。エアコン導入時に電気と都市ガスの試算を行い比較したのか。エアコン設置後、学校現場でどのような効果があったのか。について。

議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）では、国民健康保険事業運営基金積立金はどのように使われるのか。システム改修委託料の内容について。

議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）では、地域密着型介護サービス給付費について、要介護認定された人がふえたのか。もしくはサービスを受ける人がふえたのか、要因について。要介護認定の階層別の人数は。について。

議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額理由について。また、医療費の高騰を抑えるための対策はどのように考えているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第 88 号　専決処分の承認を求めることについて（岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正）の件、議案第 90 号　職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第 92 号　会計年度任用職員制度の導入のための関係条例の整備に関する条例の制定の件、議案第 93 号　岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定の件、議案第 94 号　岩出市森林環境譲与税基金条例の制定の件、議案第 95 号　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件、議案第 96 号　岩出市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件、議案第 97 号　岩出市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正の件、議案第 98 号　岩出市下水道事業の設置等に関する条例の制定の件、議案第 99 号　令和元年度岩出市一般会計補正予算（第３号）の件、議案第 100 号　令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案第 101 号　令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案第 102 号　令和元年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の件、議案第 103 号　令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件、議案第 104 号　令和元年度岩出市水道事業会計補正予算（第２号）の件、議案第 105 号　市道路線の認定の件、議案第 106 号　さぎのせ公園の指定管理者の指定の件、議案第 107 号　根来さくらの里の指定管理者の指定の件、議案第 108 号　根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上、議案 19 件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案 19 件に対する討論を終結いたします。

議案第 88 号、議案第 90 号及び議案第 92 号から議案第 108 号までの議案 19 件を一括して採決いたします。

この議案 19 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、原案のとおり承認、議案第 90 号、議案第 92 号から議案第 104 号及び議案第 106 号から議案第 108 号までの議案 17 件は、原案のとおり可決、議案第 105 号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第 89 号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第89号に反対の立場で討論を行います。

日本経済は、安倍内閣のもと不況が続き、景気回復の兆しすら生まれてきていません。このような中で、ことし10月には消費税の増税が行われ、中小零細企業の倒産もふえ続けてきています。今、市民の暮らしは、この間の消費税の増税や物価の上昇、労働者の実質賃金の減少、年金の実質的な減額などで一層厳しさを増してきています。このような状況の中で、特別職や議員の報酬を引き上げるということは、到底市民の理解は得られないものと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員　私は、議案第89号　岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本市の市議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時にはそれに準じた条例改正を行っており、これまでどおり人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

以上述べました理由により、私は本議案に賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第89号に対する討論を終結いたします。

議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第 91 号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、私は反対の討論を行います。

2017 年、地方公務員法と地方自治法が改正され、2020 年４月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。今回の法改正の内容は、住民の命と暮らしを守る地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換です。また、公務員運営のあり方そのものも変質させる危険性を含んでおります。

具体的に指摘をしておきたいと思います。ふえ続ける自治体非正規職員であります。自治体職員は、1994 年の 328 万人をピークとして、定員適正化やアウトソーシングなどにより、23 年連続で減り続けております。さらに、市町村合併による組織機構再編でも削減が進みました。2006 年から 2016 年までに自治体正規職員は約 26 万人が減少し、274 万人となっていますが、非正規職員は約 21 万人ふえ、64 万人となっております。正規職員が非正規職員に置きかえられている実態がうかがえます。

自治体の非正規職員は、一般事務はもとより保育、給食調理、ケースワーカーなどの職種に広がり、本格的・常態的業務を担っております。保育では、７割が臨時保育士という実態もあります。しかし、給料は正規の３分の１から半分程度、任用期間は半年や１年の期限つきで繰り返し任用され、何十年も働いても昇給はなし、通勤手当など各種手当も不十分で、年金や各種休暇でも正規職員と差がつけられております。

公務の担い手は、住民の命と暮らしを守る賢良。自治体の業務は専門性が要求され、臨時的で非常勤的な職員が担うことを想定していませんでした。しかし、前述のように、全国の自治体へ行政コスト削減のため、非正規化が進み、任用根拠も更新方法、雇いどめ期間など、まちまちとなっている実態が生まれております。

今回の法改正は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務員への厳格化されている実態を追認し、固定化するものであります。ここには非正規化を進めてきた政府や地方自治体の責任には、一切触れられていません。それどころか、住民の暮らしに密着した仕事のほとんどを非正規職員に担わせることを正当化するものとなっております。

今回の法改正は、非正規職員の任用根拠、適正化と会計年度任用職員の新設、も

う１つは、期末手当支給など、処遇改善関係ですが、不十分であります。現在の臨時非常勤職員はどうなるのか。今回の法改正により、任用根拠の適正化では、特別職非常勤は、学識経験の必要な職に厳格化し、臨時的任用職員は、常勤の欠員への対応にするとしております。それ以外の臨時非常勤職員は、原則として会計年度任用職員に移行するというものであります。

しかし、会計年度任用職員の導入は、地方公務員制度の大転換にかかわる内容であり、自治体職員の働き方としても、また、住民のための公務員への視点からも考えてみる必要があります。

任用に関する問題として、任用、採用に当たっては、競争試験、または選考によるものとし、任用期間は４月１日から翌年の３月 31 日までとなっております。なお、再度の任用もあり得るとしていますが、その際にも手続がなく、更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招きかねないように留意するとしております。１会計年度内を超えた範囲を任用期間を明確にしたことで、更新しないことにも根拠を与えるものとなっております。

雇用中断の問題であります。現在、多くの自治体で臨時非常勤職員の雇用更新に当たっては、雇用中断、空白期間を設けております。短くて１日、長い場合は 15 日や１カ月の場合もあります。これは連続して雇用しているということで、退職手当や社会保障の適用となることを逃れる目的があります。また、年休付与についても、雇用中断を理由に、繰り越しを認めておりません。

フルタイムとパートタイムの格差の問題であります。会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムが規定されていますが、ここにも大きな格差を持ち込んでおります。臨時的任用職員は７時間 45 分で 7,040 円、パートタイムにおいても差があります。フルタイムには退職手当が支給できますが、パートタイムには支給できず、特殊勤務手当も支給できないとされております。

また、１週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い場合は、パートタイム会計年度任用職員とされ、現在の多くの臨時非常勤職員がパートタイム会計年度任用職員にされてしまう危険性もあります。実際に７時間パートの臨時職員には不安が広がっております。

一般職化についてでありますが、会計年度任用職員は、一般職地方公務員とされることにより、地方公務員法に規定される公務上の義務、規律、人事評価が適用されます。上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などもあります。また、フルタイム会計年度任用職員には、兼業

禁止が適用されます。労働条件面では、正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みということは問題です。会計年度任用という弱い立場の職員へ過度な命令、服従を強要し、規律や義務を殊さら強要することは、物を言えない職員や職場環境につながることであります。

次に、財源問題であります。給与水準の考え方は、これまで職務経験全てを考慮する必要はないとして、事務補助職員については、正規職員の初任給基準額を上限目安としております。マニュアルでは、同一労働・同一賃金ガイドライン案を踏まえてとしていますが、正規・非正規の差は歴然と残され、固定化されるものであります。

岩出市においては、期末手当、退職手当の支給をすると本会議で答弁しましたが、労働協約での明記はなく、不安定であります。これらの手当は支給できるとされており、自治体が財政難を理由に、支給しないことも考えられます。

今回の会計年度任用職員の導入が自治体業務のアウトソーシングの拡大とそれによる臨時非常勤職員の削減につながる懸念があります。この制度は、正規職員にも下見て暮らせの職場環境を培養し、結果的に労働条件の低下を引き起こしていきます。

自治労連が 1995 年に発表した自治体労働者の権利制限では、全ての自治体労働者の権利保障こそ、住民生活と地方自治擁護の道であり、職務命令に対して、自治体労働者と住民の基本的人権を侵害するおそれがあるとき、これを拒否する権利を有するとうたっております。

正規職員は権力的業務中心、住民との接点は不安定雇用の会計年度任用職員という自治体職場は、この権利宣言には相入れないものであります。官制ワーキングプアの解消とともに、低下をさせることになります。

同一労働、同一賃金の理念に基づき、正規労働者への投与が求められます。今回の改正は 100 点満点の 45 点であると言えます。

よって、私は反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員　議案第 91 号　岩出市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、岩出市での会計年度任用職員の給与

等を定めるために制定するものです。

臨時職員及び非常勤職員の制度については、従来、制度が不明確で、全国の地方公共団体によって、任用、勤務条件に関する取り扱いがさまざまであったものが、会計年度任用職員制度に移行することで、統一的な取り扱いに定められることになります。

また、この条例により、従来支給のなかった期末手当について、常勤の職員と同様に期末手当が支給されるようになり、勤務時間が減少される方は、月の収入は減少しますが、期末手当が支給されることにより、年収でアップするものとなっています。さらに、任用年数に伴い、給料月額が引き上げられる制度となっていることから、従来の一律の単価で支給よりも条件が向上していると考えます。

よって、国の制度改正に沿って、従来よりも勤務条件の引き上げを行っていることから、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、議案第91号に対する討論を終結いたします。

議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○田畑議長　起立多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第22　請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書

日程第23　請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

○田畑議長　日程第22　請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書及び日程第23　請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件の請願２件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願２件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員　厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

12 月 9 日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書、及び請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の２件です。

当委員会は、12 月 12 日木曜日、午前９時 30 分から開催し、付託議案の審査に引き続き請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により、請願第２号及び請願第３号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書では、障害者自立支援給付事業の補装具給付費で補聴器の費用を支給しているが、それでは不十分なのか。加齢性難聴が鬱や認知症につながる科学的な根拠はあるのか。について。

請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書では、子供医療費の１割負担が重いと考えている理由は。について。

以上が、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長　ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は請願ごとに行います。

請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員　請願第２号　「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設」を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

現在、障害者総合支援法に基づく障害者自立支援給付事業の補装具給付費におい

て、補聴器購入に対する助成が実施されています。補装具給付費による補聴器購入助成は、身体障害者手帳の等級が一番低い６級を取得された方から対象となり、所得制限や購入基準額に上限はありますが、年齢にかかわりなく助成を受けることができます。また、購入基準額の１割が自己負担となりますが、住民税非課税世帯や生活保護世帯については自己負担がなく、一定の所得水準の方に対する配慮もなされております。

国の定める社会保障政策は、公平な制度の構築が図れることが基本であると考えておりますので、高齢者にとって耳の聞こえにくさが生活に与える影響は十分理解いたしますが、加齢性難聴が鬱や認知症につながるという根拠が明確でない中、高齢者の１つの事由のみを対象とした制度創設や制度拡充は福祉施策全体のバランスを失すると思われます。

また、今後、少子化・高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが確実に予測される中、労働力人口の減少に伴う税収の低下、高齢化に伴う社会保障費の増大などを考えますと、福祉施策は財源や他の施策とのバランスを勘案しながら推進していくべきであると考えます。

以上のことから、現時点では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書につきましては、採択すべきではないと申し上げ、反対討論といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　請願第２号の賛成討論を行います。

高齢者は 70 歳代の男性の 23.7％、女性は 10.6％、80 歳代では、男性が 36.5％、女性は 28.8％の方が難聴者となっていると言われています。難聴になると、家族や友人などとの会話が少なくなるだけではなく、外出を控え、コミュニケーションがとりにくくなり、認知機能の低下が３割から４割も正常聴力の方より悪化が見られます。

厚労省の介護予防マニュアルでも、高齢者の引きこもりの要因の１つに、聴力の低下を上げて、対策を求めています。しかしながら、現在、難聴者の 14.4％しか補聴器をつけていないとの推計も出ています。これは補聴器の価格が 30 万円以上するものもあり、高くて買えないからです。現在、身体障害者福祉法第４条で規定する高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度で１割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの対象者はわずかで、約９割の方は自費で購入

をせざるを得ないものとなっており、高齢者に対する補助制度の創設が求められています。

ことし３月に、日本共産党の大門実紀史参議院議員が加齢性難聴者の補聴器購入への補助制度を求める質問を行いました。質問に対して、厚労省審議官は補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防効果を検証するための研究を推進すると答弁、麻生太郎財務省は、やらなければならない必要な問題と述べています。

現在、国に補聴器購入費用の助成を求める意見書を採択する自治体が急増しています。兵庫県議会は、2018 年 12 月に全会一致で採択を行い、その後、同様の内容で各地の市議会、町議会で、次々に意見が提出されてきているのです。衆議院事務局の集計では 27 議会が採択されており、全国市議会議長会のホームページでは、旭川市議会、小金井市議会、丸亀市議会など、８市議会が新たに意見書を採択したと、追加がされてきています。

国も制度としてやらなければならないと認識をしている中で、地方議会が補聴器の購入制度に対する必要性の後押しを行い、住民の生活が改善できるように、国における制度の実現を目指していくのが地方議会の役割ではないのでしょうか。岩出市議会においても、この請願を採択し、国に意見書を上げることこそ、私たち議員の姿勢だと考えますので、この請願については賛成といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、請願第２号に対する討論を終結いたします。

請願第２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○田畑議長　起立少数であります。

よって、請願第２号は、不採択と決しました。

請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勧曜議員。

○吉本議員　請願第３号　子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の討論を行います。

医療費助成制度については、以前の定例会でも同僚議員が申し上げていたとおり、市町村それぞれの事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障政策の一環として公平な制度の構築が図られることが基本であると考えております。

当市議会としても、その一環として、平成 27 年６月に子供医療費助成制度の創設を求める意見書を国に提出し、また、全国市議会議長会においても、国の制度として整備し、財源の確保に努め、早期に実施されるよう強く要望しておりました。

市長においても、第 126 回近畿市長会総会において意見書の決議をされるなど、取り組んでおられます。当市における子供の医療費については、順次助成拡大が図られ、小中学生の医療費について申し上げますと、平成 22 年４月診療分から小学生の入院医療費について拡大され、平成 27 年８月診療分から未就学から中学生まで全ての所得制限を撤廃した上で、中学生の入院及び小中学生の外来医療費についても助成が拡大、また平成 29 年８月診療分から小中学生の外来医療費において、償還払い方式から現物給付方式に支払い方法を改善されるなど、取り組みがなされております。子育て支援に寄与しているものと考えます。

今後も子供医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進していくために、子育てについての第一義的責任を有する保護者に応分の負担をしていただくことは必要であります。また、子育て施策は子供の医療費だけではございません。市においては、子育て施策を初めとするさまざまな福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障害者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に積極的な取り組みを行うなど、限られた財源の中でバランスを考慮しつつ事業が進められています。住民全体の福祉の向上を考えていく上において、他の施策との関係を考慮しながら市の施策全体の底上げを図っていくバランス感覚が必要であると考えます。

以上のことから、私は、この請願書を採択することに反対といたします。

○田畑議長　次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　請願第３号について賛成の討論を行います。

子育て世代の所得分布を見ると、20 代、30 代では 300 万円代の所得が多くなっています。このような中で、和歌山県下の自治体が、少子化対策、子育て支援として子供医療費の無料化の拡充が行われてきています。しかし、和歌山県内では岩出市だけが子供医療費無料化制度で１割負担を行っていることが、自治体としてどうなのかが問われているものです。

最大の問題点は、岩出市政の子供がいる保護者への考え方です。どの親でも子供に対して、健康面や日常生活において、危険な状況となっていないかを注意深く見ています。ところが、岩出市では、医療費を１割負担しなければ親が子供に注意を払わないという考えのもと、保護者に負担を押しつけてきています。このような考え方をしているのは岩出市しかないのではないでしょうか。

行政のこのゆがんだ考えを正すことこそ、議員、議会の役割と考えます。全国的な状況がどうこうではなく、国が実施しない中で生まれている地域間格差、この状態を議会として見過ごすことがいいのかが問われている問題でもあります。

中学生まで無償化をするのに、あと 3,000 万円あればできます。岩出市の平成 31 年度決算では４億 3,000 万円もの実質黒字でした。わずか３年で 10 億円基金が積み上げられている状況です。財政的にも施策を実施することはできます。子供医療費無料化制度を拡充して、安心して子育てができる医療制度にしてほしいとの願いは岩出市民の切実な思いです。

市民の願いを実現するために、この請願の採択を求めて賛成討論といたします。

○田畑議長　ほかに討論ありませんか。

（な　　し）

○田畑議長　以上で、請願第３号に対する討論を終結いたします。

請願第３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○田畑議長　起立少数であります。

よって、請願第３号は、不採択と決しました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第 24　議員派遣について

○田畑議長　日程第 24　議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第 158 条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

日程第25　委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長　日程第25　委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

○田畑議長　以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月19日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月19日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会　（10時25分）

議　会　定　例　会　会　議　録

令和元年１２月１９日

岩出市議会

議事日程（第４号）

令和元年 12 月 19 日

開　　議　　9 時 30 分

日程第１　　一般質問

開議　　（９時 30 分）

○田畑議長　おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第１　一般質問

○田畑議長　日程第１　一般質問を行います。

一般質問は、８番、田中宏幸議員、７番、福岡進二議員、13 番、奥田富代子議員、12 番、玉田隆紀議員、15 番、増田浩二議員、14 番、市來利恵議員、16 番、尾和弘一議員、以上７名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告１番目、８番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員　皆さん、おはようございます。

８番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問させていただきます。

きょうは、ＳＤＧｓについて。

当市の考えは。そして、市民への理解を広げるには。そして３つ目に、小中学校への持続可能な社会づくりとしての取り組みは、ということです。

２番目に、マイナンバーカードについて。

１つ目、マイナンバーカードの交付率・推進について。そして２番目に、マイナポイントについて、お尋ねさせていただきます。

まず最初に、ＳＤＧｓについて。ＳＤＧｓというのは、ＳがＳｕｓｔａｉｎａｂｌｅ、ＤがＤｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ、Ｇｓといいます。これはＧｏａｌｓの意味で、持続可能な開発目標ということです。

これは 2015 年９月に国連の加盟する 193 カ国全ての国の全会一致をもって採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに記載された世界共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さないことを理念とし、持続可能なよりよい世界を実現するため、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

これは先進国を含む全ての国と人のためのものです。17 の目標は互いに関連し

ており、同時に解決を目指しています。国、自治体、企業、市民社会、個人など、あらゆるアクターの力と参加を必要としています。

全ての国で決めたことですので、当然、日本も取り組んでいかなければなりません。日本政府は、2016 年、安倍総理を本部長として、全ての国務大臣がメンバーとなるＳＤＧｓ推進本部を設置し、政府が先頭に立ち、取り組みを始めました。安倍首相は、日本はこれまで持続可能な経済社会づくりのため、国際社会のモデルとなるようなすぐれた実績を積み重ねてきています。関係閣僚においては、今後も本実施指針のもと、緊密に連携し、政府一丸で取り組むようお願いしますと言っています。

地方自治体や民間企業で政策や事業に取り入れる動きが活発化しています。ＳＤＧｓは、循環型社会の実現を目指し、あらゆる人が活躍できる場をつくり、そして環境や社会に配慮したビジネスを推進していく。そうした行動が持続的に発展していくための地方創生に役立っているのではないでしょうか。

市ではＳＤＧｓについて、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

次に、このＳＤＧｓの取り組みは、市民の協力が不可欠であります。しかしながら、認知度が、朝日新聞の調べで、８月の時点で 27％とかなり低く、余り知らされていません。もっと皆さんに理解を広げる活動が必要と考えますが、いかがでしょうか。

３つ目に、小中学生への取り組みですが、興味のある生徒だけがＳＤＧｓを知るのではなく、小中学校の教育環境の中で、この考えや理念が子供たちに理解できるように取り組んでいければ、持続可能な社会づくりにつながるのではないかと思いますが、どのようなお考えなのか、お聞きします。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　おはようございます。

田中議員のご質問についてお答えをいたします。

市では、第２次岩出市長期総合計画に基づき、市の将来像である「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向け取り組んでいるところであり、本市においても持続可能な社会を目指す取り組みを市の施策や企業の事業に取り入れるＳＤＧｓの理念は、大変重要なものであると認識しております。

ＳＤＧｓの 17 のグローバル目標には、貧困や餓死、健康や教育、安全な水、働きがいや経済成長、住み続けるまちづくり、環境課題への取り組み、平和への取り

組みなどが掲げられております。市といたしましては、ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みを着実に推進することにより、地域の活性化につながるものと考えておりますので、今後もこの理念を意識しながら、長期総合計画など、各種計画の目標値の検証、分析を行い、実効性のある計画の策定に努めるとともに、先進地の情報を取り入れながら、各種施策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長　市長公室長。

○久嶋市長公室長　おはようございます。

ＳＤＧｓについての１点目、市の考えはについてのご質問にお答えいたします。

政府が策定いたしました持続可能な開発目標実施指針には、各自治体の各種計画等については、ＳＤＧｓの理念を最大限に反映させることが推奨されております。

市といたしましては、第２次岩出市長期総合計画における目標施策である市の風格のあるまち、生活基盤の安定したまち、環境を守るまち、心豊かな人が育つまち、人権が尊重されるまち、いきいきと健康に暮らせるまちのまちづくりの理念に合致しており、その理念は市の施策に取り入れているものと認識しております。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、第２次岩出市長期総合計画等、各種計画の目標値の検証・分析を行いながら、第３次岩出市長期総合計画等の策定に努めてまいりたいと考えております。

次に２点目、市民へ理解を広げるにはにつきましては、最近ではＳＤＧｓのロゴバッジをつける人もふえてきているように思われますが、まだまだなじみのない言葉であります。ＳＤＧｓの実施においては、自治体を初め、企業、大学、市民等、多様な主体との協働による取り組みの推進が必要であると考えておりますので、今後、ＳＤＧｓの達成に向けた取り組みを推進していくためにも、職員が意識して取り組むが必要があります。そのためにもＳＤＧｓの推進に向けては、行政分野が広範なため、市職員向け研修会の開催等を予定しております。

また、事業者や市民に対しても認知度が低い現状にあることから、認知度向上に向けたと取り組みとして、広報紙等による情報発信に努めるとともに、市民一人一人の理解を広げ、認識を共有するための啓発が必要であると考えておりますので、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長　教育長。

○塩﨑教育長　田中議員のＳＤＧｓへの取り組みについての３点目にお答えいたします。

教育分野については、ＳＤＧｓの目標４に位置づけられておりますが、基本的には教育が全てのＳＤＧｓの基礎であり、全てのＳＤＧｓが教育に期待していると言われております。

ＳＤＧｓの実現を目指すための教育のあり方を示すものとして、ＥＳＤ、持続可能な開発のための教育が提唱されており、新学習指導要領全体において基盤となる理念として組み込まれています。新学習指導要領では、総則において、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のつくり手となることが期待される児童生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等の指導を通して、どのような資質、能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとするとされております。このように、学習指導要領に基づき、学校教育を進めていくことがＳＤＧｓの目標達成に向けた取り組みであると理解しております。

ただ、議員ご指摘のとおり、教育現場においての認知度は高くありません。今後、世界共通の目標であり、2030 年を生きる子供たちが持続可能な開発を促進するために必要な資質や能力を育成できるよう努めてまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

田中議員。

○田中議員　今の答弁の中で、ＳＤＧｓのロゴバッジをつけている人もふえてきていると言われておりましたが、私、きょう、つけている丸いカラフルなバッジがそうです。また、皆さんももしよかったら購入していただいて、つけていただいたらと思います。

ＳＤＧｓは、市の長期総合計画に合致する点が多くあります。これに向けた取り組みを着実に推進していくということですが、ＳＤＧｓは 17 の目標があり、幅広い分野にわたっての取り組みが必要となってきています。環境・衛生の問題について、最近、企業では危機感を持って動き始めています。

少し紹介させていただきますと、住宅機器メーカーのリクシルさんでは、安全なトイレを世界中にということで、トイレの微生物による社会衛生環境問題の開発を目指し、安価で高品質なトイレを途上国に提供しています。世界で、現在、約 23 億人の人々が安全で衛生的なトイレを使えていません。安全なトイレがないことによって周りの水が汚染され、その結果、約 800 人もの子供が毎日命を亡くしています。これはＳＤＧｓの安全な水とトイレを世界中にということで、17 のゴールの６番目の目標です。

また、食品メーカーやスーパーなどの食品ロスが日本で年間 2,800 万トン廃棄されています。日本フードエコロジーセンターでは、その商品を回収して、独自開発システムにより発酵、事業化をして、畜産農家と提供することで食品の無駄をなくしています。これはつくる責任、使う責任、そして後始末の責任で、12 番目の目標となっています。

また、瀬戸内海の女子高校地歴部では、きれいな海を残したいということで、瀬戸内海のプラスチックごみによる沿岸汚染に着目し、地元の漁師と共同で海ごみの回収、分析を実践しました。海ごみの起源地である内陸部や沿岸地域において啓発活動を行っていますが、部員の活動だけでは追いつかないので、海底ごみ問題については多くの人に知ってもらうことが大切であります。海から離れるほど海ごみに対する理解は進んでいないと言っています。この前もニュースで、昭和 59 年製のプラスチックごみが海底 6,000 メートルで発見されたと言っていました。これは海の豊かさを守ろうということで、目標の 14 番目に位置しています。

このようにＳＤＧｓは、本当に世界中に幅広い分野で取り組んで、17 のゴールを目指していると言っています。

数日前までＣＯＰ25 が開催されていましたが、地球温暖化の問題は喫緊の課題であります。気候変動に具体的な対策を行っていかなければなりません。これは目標の 13 番目です。

また、海洋のマイクロプラスチックやプラスチックごみの問題、いろんな環境問題が世界中で取りざたされています。私たち一人一人が、こういった深刻な問題に対して意識を高く持って取り組んでいかなければなりません。

市として、このような環境問題に対してどのような取り組みを考えているのか、お聞かせください。

そして、小中学生への取り組みについてですが、子供たちがふだんの生活の中で、横断歩道の信号が青ならば渡る、歩行者は右側通行というような普通の法律のように、ＳＤＧｓの考え、理念が当たり前の日常の常識になっていくように広まっていければいいのではないかと思います。

現在の学校教育で、ＳＤＧｓの目標に合致している内容にはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩﨑教育長　再質問にお答えします。

各小中学校においては、総合的な学習などの時間において、例えば、目標 11、安全で災害に強いまちづくりでは、自然災害から人々を守る活動、目標 12、持続可能な生産と消費では、これからの食料生産、目標５、ジェンダー平等の実践では、男女混合名簿の作成などを実施しています。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　おはようございます。

田中議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁のありましたとおり、岩出市長期総合計画に基づく、住んでよかったと思えるまちづくりを基本計画と定め、自然環境の保全、生活環境の向上、地球環境の保全を基本方針として、持続可能な開発目標の理念に合致した取り組みを行っております。

国においては、17 の目標から８つの優先課題を掲げており、環境関連施策としては循環型社会の構築や食品ロス削減などが具体的施策として掲げられております。国際的には、先日、スペインでＣＯＰ25 が開催され、将来の地球温暖化の防止に向けた取り組みを議論しております。

また、海洋マイクロプラスチックやプラスチックごみ問題につきましても、日本はもちろんのこと、世界の人々が取り組むべき環境問題であります。

市としましても、このような環境問題を解決すべき課題と捉え、周知啓発に努めるだけではなく、市民、企業、行政が協働するクリーン缶トリー運動や、市内小学校４年生を対象にした環境出前講座などに取り組んでおり、また、リサイクル工房による３Ｒ、Ｒｅｄｕｃｅ、Ｒｅｕｓｅ、Ｒｅｃｙｃｌｅの推進にも取り組んでおります。

引き続き今後の国の動向を注視するとともに、岩出市長期総合計画に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、田中宏幸議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

田中議員。

○田中議員　続いて、２番目の質問です。

マイナンバーカードについてお尋ねいたします。

ことしの９月３日に政府はデジタルガバメント閣僚会議を開いて、マイナンバー

カードの普及に向けた具体策を示しました。10 月の消費税増税に伴い、2020 年度に導入するポイント制度は、自治体ごとではなく、全国共通の仕組みとして、利便性を高めていくということで、地方公務員は今年度中にカード取得を義務化すると言っています。

マイナンバー制度は、給付金などを不正に受給できないよう、公平で公正な社会の実現や面倒な行政の手続を簡単にする住民の利便性の向上、そして、手続が正確にできる行政の効率化を目的として導入されました。平成 27 年 10 月に全住民に共通番号、マイナンバーカードの通知書が順次送付されましたが、この通知書は、あくまでマイナンバーを本人に通知するための文書であり、本人の申請手続によってマイナンバーの確認と本人確認をすることができる身分証明書として、マイナンバーカードが交付されます。

しかし、マイナンバーカードの交付率は、全国で約 14%、和歌山県では 11%となっていますが、令和３年３月からマイナンバーカードを健康保険証として使えるようになり、お薬手帳機能が導入され、確定申告での医療費控除も簡単に手続ができるようになります。令和５年３月末までにほぼ全ての医療機関で利用できるようになるということは、その時点でほとんどの住民がマイナンバーカードを持つということになります。

また、消費税率引き上げに伴い、増税分のマイナス影響を補塡できるようなマイナンバーカードとスマホ決済などを連動させてポイントを付与する新しい制度が、令和２年７月以降に開始される予定です。それはキャッシュレス決済のポイント還元制度が終わる来年６月末以降も、新たな消費活性化策として、キャッシュレス決済等の入金額に応じて、マイナンバーカードを持っている人がチャージすると、国がポイントを上乗せするというものです。これはマイナンバーカードの普及と消費喚起を促すというものであります。この新たなポイントにつきましては、まだまだ確定していない部分もありますが、いずれにしましても、マイナンバーカードを持っていることによって、何らかのメリットがあるということです。つまり市民の皆様に１人でも多くマイナンバーカードを持っていただくことで、１人でも多く新たなポイントのメリットが受けられるわけです。

そこで、本市におけるマイナンバーカードの普及率、そしてまた、普及に向けた推進方法についてお聞きします。

次に、マイナポイントについてですが、先ほど少しお話させていただきましたが、マイナンバーカードを取得して、民間のＱＲコード決済やスマホ決済などのキャッ

シュレス決済に現金をチャージすれば、全国で使えるポイントが付与されるという制度で、来年の７月以降に始められるとされています。このポイントの還元率は、例えば、２万円入金すると 5,000 円分のポイントが還元されるという、25％案が検討されています。このように、マイナポイントが導入されるとなれば、より多くの市民にマイナポイントを活用していただけるようにＰＲしてはいかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　田中議員ご質問の２番目、マイナンバーカードについての１点目、マイナンバーカードの交付率推進についてにお答えいたします。

令和元年 11 月末現在の住基人口に対する市の交付率は 11.4％であり、県全体は 11.6％、全国平均は 14.5％となっております。マイナンバーカードの普及に向けた推進といたしまして、広報、ウェブサイト等での啓発を実施するとともに、商業施設及び岩出市文化祭においてマイナンバーカードの出張申請所を開設し、市民の方に対し、カードの申請書作成の手伝い、無料での写真撮影、申請書受け付け、受け付けした申請書の発送代行等の補助を実施いたしました。市役所の市民課の窓口におきましても、電話予約により写真撮影等の申請補助を随時実施しております。

令和３年３月からマイナンバーカードが健康保険証として利用予定であることもあり、カードを申請する方がふえると予想されます。早目に申請していただけるよう、令和２年２月の確定申告期間中においても申請補助の実施を予定しており、市民の方に対し、多様な申請機会を設け、カードの交付普及促進に取り組んでまいります。

次に、２点目のマイナポイントについてお答えいたします。

マイナポイントは、令和２年度に消費活性化策として実施されることになっておりますが、マイナポイント事業の詳細について、政府がまだ決定をしていないため、現段階で、本市としましては、健康保険証として使えるようになることをＰＲし、マイナンバーカードの普及に努めているところです。

今後、詳細がわかり次第、マイナポイント制度についても市民の皆様方へ広報紙や市ウェブサイトを通じて広く周知してまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

田中議員。

○田中議員　このマイナンバーカードは、行政の手続を簡単にする住民の利便性の向上や、手続が正確にできる行政の効率化を図れるものです。来年７月以降のマイナ

ポイントの使い方や、案ですが、まだ決定はされていませんが、それと令和３年３月から健康保険証として使えるなどのメリットがあれば、マイナンバーカードの普及にもつながり、所持する方が多くなると思います。

ただ、マイナンバーカードは個人情報がわかるものであり、カードを紛失また盗難に遭った場合、そのセキュリティーについて心配なことも考えられます。どのようなセキュリティーがなされているのか確認しておくことで、安心してマイナンバーカードを利用することができると思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　田中議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、どのようなセキュリティーがなされているのかについてでありますが、マイナンバーカードを紛失あるいは盗難時におきましては、24 時間 365 日のコールセンターが設置されておりますので、コールセンターに電話で連絡をすれば、カードの一時停止措置がとられ、カードの第三者による利用を防止いたします。

また、マイナンバーカード自体には、税や年金関係情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されておりません。情報の確認には暗証番号が必要となっており、一定回数以上、間違えると使えなくなります。また、偽造防止のため、顔写真の張りかえ防止対策など、さまざまな対策が施されており、安心してマイナンバーカードを利用していただけるようになってございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、田中宏幸議員の２番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告２番目、７番、福岡進二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員　おはようございます。

７番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、民生委員・児童委員の委嘱についてと災害対策についての２点、お伺いいたします。

最初に、民生委員・児童委員の委嘱について質問いたします。

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員で、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親世帯などをボランティアで支えています。一般の地域住民から選任され、平成30年では全国で23万3,167人が活動されています。民生委員は、家庭の訪問や見守りを中心に、地域福祉活動など、仕事内容も多岐にわたっています。特に昨今、高齢化の進展で、その役割の重要性が年々高まり、加えて、児童虐待や災害へ備えといった、私たちの生活を取り巻くさまざまな問題の解決に向けて尽力をいただいております。

しかし、全国民生委員・児童委員連合会では、委員自身の高齢化や業務の負担増等により担い手不足という問題に直面していると言われています。そのような中、令和元年12月に全国一斉に行われた3年に一度の改正により、12月1日付で、民生委員・児童委員の皆様が委嘱されております。これまで委員をされてきた皆様方には感謝申し上げますとともに、新たに委嘱された皆様方においては、岩出市の地域福祉活動にお力添えをいただきたいと思います。

そこで、お伺いいたします。

1点目、今回の改選により、岩出市の民生委員・児童委員の定数は何名ですか。また、民生委員・児童委員になられた方は何名で、うち新たになられた方は何名おられますか。また、全国的に高齢化の進展により、活動の負担や難しさなどを理由に1期3年でやめる方も多いと聞いております。岩出市の委員で最長の期間の委員は何期で何年されているのか、お答えください。

次に2点目、先ほども申し上げましたが、全国的に、民生委員は担い手不足に加え、委員の高齢化が大きな課題となっています。全国では、平成28年度、60歳以上が85%占めており、委員の平均年齢は66.1歳と、24年間で5.5歳も上がっているようです。当市においても同様と考えられますので、今回委嘱された委員の年齢構成及び平均年齢についてお答えください。

次に3点目、民生委員は、民生委員法第10条の規定で、給与を支給しないと規定され、無報酬にて社会福祉の活動にご活躍されています。しかし、民生委員の方々は、訪問や調査のみならず、あらゆる行事や会議に車等で移動することも多々あると思います。その活動中に何らかの事件、事故に見舞われるケースもあると考えられます。そこで、民生委員の方々が職務遂行中、事故等があった場合、どのような対応になるのか。また、今までそういったケースがなかったのか、お答えください。

次に4点目、民生委員・児童委員制度は100年という長い年月で培われてきた制

度であり、現在の情勢を鑑みても、これからも地域に必要な職務として、これまで以上に欠かすことのできない制度であると思います。だからこそ、さまざまな観点から委員の負担軽減のため、時代に合った体制の強化が図られるべきだと考えますので、市としての手だては何か考えているのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　福岡議員のご質問の１点目の１番目、民生委員・児童委員は何名か、うち新たに委嘱された方は何名かにつきましては、定数は 91 名で、12 月 1 日現在、厚生労働大臣から委嘱されているのは 79 名で、うち新たに委嘱されたのは 21 名です。最長の期間の委員につきましては、令和元年 12 月 1 日現在で 21 年となっております。

２番目の委員の年齢構成及び平均年齢はにつきましては、12 月 1 日現在で 50 代が７名、60 代が 42 名、70 代が 30 名、平均年齢は 67.1 歳となっております。

３番目の職務遂行中に事故があった場合につきましては、委員の皆様には民生委員・児童委員活動保険に加入していただいており、活動中のけがに対して保険が適用されます。また、全国民生委員互助共励事業として、傷病等に対して傷病見舞金が給付されます。本市においては、職務遂行中の事故については、過去 10 年間において、平成 22 年に１件、研修中に膝を痛めた方がおり、傷病見舞金が給付されております。

４番目の負担軽減のため、市としての手だては何かにつきましては、近年、少子高齢化や核家族化も進み、地域のつながりが希薄化している中、相談内容も多様化、複雑化しておりますので、民生委員・児童委員の負担が大きくなっています。負担軽減としましては、民生委員・児童委員からの相談サポートや必要に応じて関係機関とスムーズに連携ができるよう活動支援を行うとともに、民生委員・児童委員と連携・協力をし、活動を行う地域見守り協力員の確保に努めております。

○田畑議長　再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員　３点お聞きします。

１点目、先ほど民生委員の定数は 91 名とお答えいただきましたが、民生委員の定数については、どのような基準で定めているのか、お答えください。

２点目、民生委員の名前については、たしか就任したときに市広報紙で紹介されていると思います。しかし、市ウェブサイトで検索しても、民生委員の名前は掲載

されていないと思いますが、市役所が休日の場合、急に民生委員に相談したいことがあった場合はどのようにしたらよいのか、お答えください。

また、他市では、住所、電話番号等、掲載している市や掲載していない市もございますが、民生委員の名前と担当区域をウェブサイトで公表しているところもございますので、急な相談等に対して、市広報紙だけではなく、市ウェブサイトへの掲載への考えについてお答えください。

３点目、先ほどの答弁で、民生委員の欠員があるみたいですが、欠員となった地区についてはどのようにするのか、お伺いします。また、担当地域を兼務した場合、民生委員の負担が大きくなると思いますので、早急に民生委員を探していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　福岡議員の再質問にお答えします。

まず、民生委員の定数につきましては、民生委員法第４条により、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに都道府県の条例で定められており、岩出市は、現在、91名が定数となっております。

続いて、民生委員・児童委員に、休日等、急に相談したい場合はどうしたらよいのかにつきましては、見守りが必要等、地域で民生委員・児童委員とかかわる必要がある方は既に担当地区の民生委員・児童委員を知っておられます。休日等、緊急性がある相談につきましては、市役所にご連絡いただければ、緊急性に応じて担当課で対応させていただきます。

また、民生委員・児童委員の担当地区は複雑に分かれているため、非常にわかりにくいことから掲載していないものであり、担当地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は、まずは市役所担当課にお問い合わせいただければお知らせいたします。

また、住所、電話番号等を市ウェブサイトに掲載する考えはにつきましては、過去に他の自治体で民生委員・児童委員を狙った押し売り等の事例があったと聞いております。そういった視点からも、個人に関する情報を周知する必要がないと判断し、ウェブサイトの掲載については、現在のところ考えておりません。

なお、県内でウェブサイトに掲載している市町村はないと聞いております。

続いて、民生委員の欠員の対応についてですが、民生委員・児童委員のなり手がなく、選任ができていない地区もあります。苦労しているところではありますが、民生委員・児童委員はなくてはならないものですので、早急に候補者を選任してま

いります。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、福岡進二議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員　２番目の質問を始めるに当たりまして、台風 15 号、19 号による川の氾濫、決壊等、これまでに例を見ない災害が発生し、多くの方が亡くなられ、また被災されております。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、お見舞いを申し上げ、一日も早い復興・復旧を願います。

それでは、質問に移らせていただきます。

このような毎年異常とも言える気象状況の中、岩出市を初め、紀の川筋にある私たちの地域におきましては、紀の川の堤防の決壊といった大きな被害は起きていませんが、いつ、そのような状況下に陥ってしまう可能性に対して、少しでも対策を講じていく必要があるということは言うまでもありません。

そこで１点目、災害時、市民の命・財産を守るため、指揮系統の本部となる岩出市役所についてお伺いいたします。岩出市ハザードマップを見ますと、その浸水マップの部分に岩出市役所が入っています。紀の川の氾濫、堤防の決壊といった最悪の事態の確率は、紀の川狭窄部工事等の対策等により、まだ低いと想定できますが、ゲリラ的な集中豪雨による床下浸水などの事態は起こり得る範囲ではないでしょうか。仮にそのような状況に遭遇し、災害対策本部である岩出市役所が浸水などの被害に遭った場合、どのような対策を考えているのか、お答えください。

次に２点目、各避難所の運営についてお聞きします。災害被害に遭った市町村の対策を教訓として見させていただきますと、学校等の体育館での避難所運営において大勢の人数を受け入れしなければならない状況において、これは１例でありますが、段ボールによる間仕切りが被災者の心身の疲労の軽減を図ることができるとの話を聞きました。岩出市におきましては、他市町村で経験されたことをもとに、避難所の運営などにおいて研究され、改善されているのか、お答えください。また、ペットとの同行避難における市の対応についてもお尋ねしたいと思います。

最後に、災害時要援護者登録制度についてですが、市では毎年更新を行い、有事の際には、この名簿を用いた避難支援体制についてどのように考えているのか、お答えください。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　福岡議員ご質問の災害対策について、お答えいたします。

１点目の災害対策本部について、浸水対策等の対応はについてでありますが、岩出市地域防災計画において、災害対策本部は市役所庁舎に設置すると規定しております。市役所庁舎については、国土交通省発表の紀の川の浸水想定地域の１メートルから２メートル未満の区域内に所在していることから、本部機能を庁舎３階に設けることとしております。また、重要な情報システムや同報系防災行政無線の基地局、非常発電設備などについては、庁舎２階相当の高さに設置するなど、浸水発生時においても、災害対策本部機能を維持できるよう対策を行っております。

２点目の各避難所における対応についての１番目、昨今の災害対応を教訓とした避難所運営の研究はできているのか。また、同行避難についてはどのように対応していくのかについてでありますが、岩出市では、岩出市地域防災計画及び岩出市避難所運営マニュアルに基づき、避難所の運営を行うこととしております。避難所等の施設面においては、速やかな避難所の開設を行うため、平成 30 年度及び令和元年度において、各避難施設等 19 カ所に、震度５弱以上の地震を感知すると自動的に解錠する監視キーボックスを設置しております。また、長期間の避難生活に対応するため、間仕切り段ボールの整備を進めてまいります。今後も他自治体の事例も参考にしながら、引き続き研究を進めてまいります。

次に、災害により自宅で生活ができなくなったり、ペットとともに避難所へ避難する同行避難については、避難所運営マニュアルへのペットの飼育スペース設置などを掲載し、想定を行っているほか、市ウェブサイトにおいても記事を掲載し、飼い主への日ごろからの心構えと準備を啓発しております。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　福岡議員のご質問２つ目の２の（２）の災害時要援護者登録制度についてですが、この制度は、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい方で、事前に情報を提供することに同意いただいた方の名簿を避難支援関係者である警察、消防、民生委員等に提供することで、平常時から地域による見守りや災害が発生した発生した際の避難支援や安否確認など、地域の方々の共助のもと避難支援活動に役立てるものです。

議員ご質問の毎年更新しているのかにつきましては、死亡、転出等の異動や新規に同意にされた方の更新を行い、警察、消防署への情報提供を行っております。

次に、この名簿を用いた避難支援体制は進んでいるのかにつきましては、避難支援体制づくりは、災害発生時における避難を円滑、迅速に行えるよう、情報の共有により地域の方々にふだんから見守り等を行っていただくことが重要でありますが、令和元年 11 月末現在で情報提供に同意されている方は、要援護者の約 24%の方であります。今後も引き続き制度の理解と周知に努めてまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員　避難所運営について、段ボールでの間仕切り等、研究されていることで、これからも継続して進めていっていただければと思います。

避難所の関係で、１点再質問させていただきます。

市民総合体育館についてです。市民総合体育館の近隣住民の方のご意見でも聞かせてもらったことがあったのですが、岩出市地域防災訓練において、市民総合体育館が訓練場所に当たっていないということについて、今後、訓練場所として実施されてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、ハザードマップにおいて、市民総合体育館は浸水場所に当たっていないことから、対策本部を置くことも考えられているのか、あわせてお答えください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　福岡議員の再質問にお答えいたします。

地域防災訓練については、市内小学校及び船山地区公民館での開催が定着しており、現時点で、市民総合体育館での実施は考えておりませんが、今後、訓練の実施方法や内容等も含め、総合的に検討を続けてまいります。

また、災害対策本部としての使用についてですが、市役所本庁舎の機能が損なわれた場合の代替施設として、事務及び通信機器の整備状況から、市役所南庁舎及び総合保健福祉センターを想定しており、市民総合体育館への災害対策本部設置は想定しておりません。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告３番目、13 番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　13 番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

今回、私のほうからは、プレミアム付商品券事業についてと、それから死亡届け出後の手続について質問いたします。

まず１点目、プレミアム付商品券事業についてですが、本年 10 月、消費税率は８％から 10％に引き上げられました。過去２回の税率変更と大きく異なる点は、主に食料品に適用される軽減税率制度が導入されたことです。また、増税による急激な需要の冷え込みを抑制するためのキャッシュレス、消費者還元事業などがあります。

今回、私は、所得が少なく市民税が非課税の方や３歳未満の子の子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてのプレミアム付商品券事業についてお聞きしたいと思います。

これは１冊 5,000 円分の商品券を 4,000 円で、対象者１人当たり５冊まで購入できるということです。プレミアム付商品券を購入すると 25％お得に買い物ができるという制度です。市のウェブサイトで商品券の使える加盟店を見ますと、スーパー、化粧品店、衣料品店、飲食店、ドラッグストア、コンビニ、家電販売店、ホームセンター等、私たち市民が毎日利用するお店がたくさん加盟されており、利用する側にとっても大変使い勝手のいい商品券であると感じます。

そこでお伺いいたします。

１点目、低所得者向けの引きかえ券交付申請は、既に 11 月 29 日で締め切られましたが、何人の方に交付申請書を郵送したのか伺います。

２点目、そのうち引きかえ券の交付申請をされた人数と商品券の購入冊数をお聞きします。

３点目、子育て世帯に向けては、該当する年齢の子供、すなわち平成 28 年４月２日から令和元年９月 30 日の間に生まれた子供さんが属する世帯の世帯主に商品券の購入引きかえ券を郵送されています。対象となる子供の人数と何人の方がプレミアム付商品券を購入されたのかをお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　奥田議員ご質問の１番目、プレミアム付商品券事業についてお答えします。

１点目の低所得者に向け郵送した交付申請書の数ですが、6,692 世帯、１万 50 人の対象の方へ送付してございます。

２点目の引きかえ券の交付申請を行った人数は 3,432 人。

３点目の対象となる子供の人数については 1,580 人でございます。

商品券販売冊数については、12 月 10 日現在で、計１万 8,332 冊を購入していただいておりますが、非課税者分と子育て世帯分に分けての集計は行ってございません。

○田畑議長　再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員　低所得者の方で引きかえ券の交付申請を行った人数は 3,432 人、対象となる子供の人数は 1,580 人、合わせて 5,012 人の方が、今回のプレミアム付商品券を購入できるということです。これを冊数にしますと、5,012 人の方が５冊ずつということで、２万 5,060 冊ということになります。しかし、今お聞きしましたら、12 月 10 日現在の購入冊数は１万 8,332 冊ですから、まだあと 6,728 冊が購入可能ということになります。計算してみますと、6,728 冊というのは、5,000 円を掛けますと、3,364 万円分の商品券がまだ購入可能ということで、それを購入するためには、１冊が 4,000 円ですので、2,691 万 2,000 円で買えるということになります。

市のウェブサイトによりますと、購入ができる日は、令和２年１月 27 日、28 日、29 日、そして２月の 14 日、15 日、16 日の６日間しかありません。購入引きかえ券を持っている方には、25％お得に買い物ができるプレミアム付商品券を購入してもらえるよう広報してはいかがでしょうか。

次に、12 月 10 日現在で１万 8,332 冊が購入されているということですので、１冊が 5,000 円ということですので、掛けますと 9,166 万円分の商品券が市中に出ているということになります。この商品券の使用期間は令和２年の２月 29 日までですから、期日を過ぎるとただの紙切れになってしまいます。岩出市の消費の活性化が行われ、低所得者の方や子育て世帯の支援にもなるプレミアム付商品券がただの紙切れになってしまわないように、商品券を購入した方は使い忘れがないように広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　奥田議員の再質問にお答えします。

まず、購入引きかえ券を既に手にされている方には、購入してもらえるよう広報

してはどうかということについてですが、購入引きかえ券発送時に、商品券の販売場所、販売期間等を掲載したチラシを同封いたしました。また、広報いわでにおいても同様の内容の記事を掲載しているところです。

続いて、商品券を購入していて使い忘れのないように広報できないかということについてですが、購入引きかえ券発送時の同封チラシや広報いわでにおいて、商品券の使用期間をお知らせしているところです。また、窓口においても、あわせてお知らせをしております。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員　次に、死亡届け出後の手続についてお伺いいたします。

親族が亡くなると、悲しみの中、さまざまな手続をしなくてはなりません。一般的には、まず、市民課において死亡届を出し、その後は複数の課を周り、さまざまな返還手続、資格喪失届、支給申請、還付請求、納税義務者の変更等々、たくさんの手続が必要です。しかし、死亡に関する手続は余り経験のないことなので、何をどのように進めればよいか、余り知られていません。持参すべき確認書類を忘れ、何度も来庁しなければならなかったり、遺族は戸惑うことが多いのも事実です。

そんな中、今年度、本市では死亡届け出後の諸手続一覧表がリニューアルされました。市長のお悔やみの言葉を初め、手続の対象者、期限、これには速やかにとか、14 日以内とか書かれています。そして必要なもの、また担当窓口、これは何課の何係で何番窓口というふうに書かれているのが、これが一覧表となっております。

ここに一覧表があるんですけども、例えば、対象者の方が介護保険の被保険者であれば、期限は速やかに、そして必要なものは介護保険被保険者証、保険料の還付がある場合は相続人の通帳、または振込口座のわかるもの、そして認め印と書かれています。担当窓口は地域福祉課の介護保険係、市役所１階の４番窓口と書かれています。また、国民健康保険被保険者に当たられる方がお亡くなりになった場合は、期限は 14 日以内、そして必要なものは国民健康保険被保険者証、喪主の口座、相続人の口座がわかるもの、認め印、そして担当窓口は保険年金課、そして保険年金係で、市役所の１階の５番窓口というふうに書かれております。これを見ますと、私は大変簡潔でわかりやすいとの印象を持ちました。

そこでお伺いいたします。

１点目、このリニューアルした諸手続一覧表に対する市民の皆様の反応というのはいかがでしょうか。

２点目に、いろいろと手続があるわけですけども、各種手続に必要な申請書の作成補助なんかは行っているのかをお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　奥田議員ご質問の２番目、死亡届け出後の手続についての１点目、リニューアルした諸手続一覧表に対する市民の反応はのご質問にお答えいたします。

死亡届提出時に手渡ししている死亡届提出後の諸手続一覧表は、平成 31 年４月１日からの組織改正に伴い、担当窓口名及び手続場所の変更により、従来の一覧表を修正し作成したものです。新しい諸手続一覧表について、現在のところ、市民の方からの直接的なご意見はいただいておりません。

続きまして、２点目、手続に必要な申請書の作成補助は行っているのかについて、お答えいたします。

諸手続一覧表は、ご遺族の方に手続に必要な担当課を案内しているものであり、死亡に係る申請書の一括作成や関係書類の作成補助は行っておりません。手続のため来庁されたご遺族の方に対しては、各担当窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

○田畑議長　再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員　死亡手続の煩雑さの１つには、多くの課を回らなければならないこともさることながら、住所、氏名、生年月日など、同じことを何度も書かなくてはいけないことが手間なので、何とかならないかとの声も聞きます。遺族は葬儀を終えても、失意の中、やらなければならないことが多々あります。死亡手続の煩雑さを解消するため、住所、氏名、生年月日などの基本情報は各課にオンラインで転記できるようにするとか、必要な課の申請書に一括して基本情報を記入し、それをプリントアウトして申請者に渡す。そして、申請者は基本情報の記入された申請用紙を持って必要な各課を回るというふうな、そういう市民サービスの提供ができないものか、お伺いいたします。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　奥田議員の再質問にお答えいたします。

現在、遺族が行う行政手続の負担軽減のため、専用の窓口を設け、手続に必要な申請書などを一括して作成するなど、手続の簡略化を図っている自治体もあることは承知しております。

奥田議員のご提案も含め、当市におきましても、今後、市民サービスの向上のため、他市の動向等を踏まえて、調査研究をしてまいります。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 10 時 50 分から再開します。

休憩　（10 時 35 分）

再開　（10 時 50 分）

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告４番目、12 番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員　12 番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、渋滞緩和について３点、粗大ごみ対策について３点、お聞きいたします。

１番目の渋滞緩和対策についてですが、近年、高齢者による交通事故やあおり運転などがよく聞かれますが、警察庁が 2019 年上半期に発生した交通死亡事故を分析したところ、75 歳以上のドライバーによる事故の 34%は、ハンドルやブレーキの操作ミスが原因で、加齢による認知機能や運転技術の衰えが背景にあると見られています。高齢者ドライバーによる死亡事故は全体の 14%を占め、高い水準が続いているようであります。

また、あおり運転については、道路交通法を改正して、あおり運転を新たに定義し、罰則を設ける方針で、１回の違反で免許を取り消すほか、暴行罪より重い罰則も検討しているそうであります。

岩出市も人口増加や道路網の整備の発展により、交通量がふえ、渋滞が原因で、危険な運転をするドライバーを見かけることがあります。

そこで、お聞きいたします。

１点目に、岩出市における渋滞緩和施策の現状について。

２点目に、通勤時間帯での西野交差点の交通量がふえる原因で、市役所方面に右折をしたくてもしにくい状況があり、その影響で信号を無視するドライバーがあり、危険なことから矢印信号などの設置要望についてお聞きいたします。

３点目に、中島東交差点の矢印信号機の点灯時間が余りにも短く、交通量が多い時間帯だと、右折できる自動車が１台が限界なことから、矢印信号の点灯時間の変更についてお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　玉田議員ご質問の１番目、渋滞緩和についての１点目、渋滞緩和対策の現状はについて、お答えいたします。

岩出市では、急速な人口増と都市化に伴い、道路事情も悪化の傾向にあり、早くから道路新設改良など、渋滞対策を実施してまいりました。昭和 40 年代には、旧国道 24 号の渋滞解消のため、国道 24 号バイパスが整備され、さらに京奈和自動車道の全線開通へとつながります。

県道では、泉佐野岩出線の４車線化、新しい岩出橋の開通により、長年の懸案であった渋滞も解消されました。

一方、市道では、野上野清水線、相谷中島線、安上中島線の新設や山西国分線、通称農免道路の歩道設置、交差点改良など、国・県と一丸となって、渋滞緩和に力を注いでまいりました。

近年取り組んでまいりました対策につきましては、京奈和自動車道紀北西道路、岩出根来インターチェンジ供用開始に伴い、県道泉佐野岩出線の渋滞緩和を図るため、交通を分散させるバイパス等として、市道根来安上線を整備し、インターチェンジと同時に供用開始いたしました。

また、交差点改良として、市道山西国分線における渋滞対策として、主要な交差点に右折レーンを設置し、右折待ち車両による交差点渋滞の緩和を図りました。

なお、本年度におきましては、県道新田広芝岩出停車場線との水栖交差点を整備中であり、同路線における歩道設置事業と並行して事業を進めているところであります。

国・県事業では、県道泉佐野岩出線ほか２線、新しい岩出橋のほか、備前交差点において、国道 24 号の東進左折レーンを設置、県道泉佐野岩出線の南進右折レー

ンの延長、また、県道粉河加太線におきましては、市道交差点各種に右折レーンを設置しました。現在は、県道和歌山打田線の大宮バス停前交差点、清水交差点で整備を行っております。

また、警察においても、国道 24 号、県道粉河加太線、市道交差点など、主要な交差点において時差式信号や右折矢印信号の設置を行っております。

今後におきましても、生活道路の環状化事業を重点的に進めている中で、市内の交通量や渋滞箇所を十分に把握するとともに、国道、県道の道路管理者であります国土交通省和歌山河川国道事務所、県那賀振興建設部、県警察本部交通部及び岩出警察署と連携、協議して、渋滞緩和施策を進めてまいります。

次に、２点目の西野橋交差点に矢印信号設置要望について、３点目の中島東交差点矢印信号の点灯時間変更について、一括してお答えいたします。

岩出警察署に確認したところ、両交差点について設置及び点灯時間変更の調査を行うとの回答を得ております。

なお、市としましても設置に向け、要望活動に努めてまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、玉田隆紀議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

玉田議員。

○玉田議員　２番目の粗大ごみ対策についてですが、少子高齢化が進む現在、自治会役員を務めることを負担に感じる人も多く、自治会運営維持は、各地域で問題視されています。中には自治会自体を解散するなど、さまざまな課題が浮き彫りになっています。特に高齢化が原因で、粗大ごみ等の処理が困難になっているケースが多く、改善策に頭を悩ませているのが現状であります。

そこで１点目に、岩出市でもさまざまな対策が図られていると思いますが、現在の高齢者に対する粗大ごみ施策の現状についてお聞きいたします。

２点目に、高齢化が進む現状、今後の粗大ごみ対策についてお聞きいたします。

３点目に、特に高齢化が進んでいる自治会では、運転免許証を返納されている役員や足腰が不自由な役員の方は、市役所に出向くこと自体が大変であります。そこで自治会からの粗大ごみ申請を郵便等で行える施策の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　玉田議員ご質問の２点目、粗大ごみ対策についての１点目、現在の高齢者に対する粗大ごみ施策の現状は、２点目、高齢化が進む中、今後の粗大ごみ対策について、一括してお答えします。

高齢化が進む中、議員ご質問の高齢者の粗大ごみ対策としまして、平成 26 年度から岩出市ふれあい収集事業を実施しております。この事業は、高齢者に限らず、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳の種類及び等級が肢体不自由１・２・３級に該当する方、視覚障害１・２級の方、精神障害保健福祉手帳１・２級の方、療育手帳Ａ・Ｂ判定の方で、同居する家族がいる場合、同居者も同様な状態にある場合は、全てのごみ種に対し、支援するものです。

なお、対象者以外の方においても、実情に応じて対応しているところであります。

今後、本市においても高齢化が進む見込みとなりますが、引き続きごみの排出が困難な方については、ふれあい収集において対応してまいりたいと考えております。

次に、３点目の自治会からの粗大ごみ申請を郵便等で行える施策の考えはについて、お答えします。

現在、粗大ごみの収集手続については、毎年４月と 10 月に区自治会等の代表者に生活環境課窓口までお越しいただき、手続を行っております。窓口にお越しいただく理由としましては、受け付け時に、排出される品目の中に粗大ごみとして取り扱えない品目が混入していないかの確認、ごみ収集所の場所の確認など、また注意事項などをお伝えするため、窓口での受け付けとしております。

また、区自治会等の代表者がお越しになられない場合は、代理の方でも受け付けが可能でありますので、区自治会内で相互協力いただき、窓口にお越しいただきますようお願いしているところです。

区自治会内の高齢化やお仕事等お忙しい中、来庁することが負担であると認識はしておりますが、不適正排出の防止や円滑な粗大ごみ収集などの観点から、現時点においては郵送による申請受け付けは考えておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○田畑議長　再質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、玉田隆紀議員の２番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告５番目、15 番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この 12 月議会では、若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについて、巡回バスについて、市の対策や方向性などの質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず最初に、若もの広場、大宮緑地運動公園のトイレについて質問を行います。

言うまでもなく、岩出市において、若もの広場、大宮緑地運動公園の役割は、各種のスポーツ活動の場として、市民運動会やマラソン大会、夏まつりとしての会場、保育所の運動会の会場としても利用がされています。まさに岩出市民の多くの方が利用されています。

今回の質問は、この若もの広場、大宮緑地運動公園におけるトイレについて改善が必要ではないかという点を質問します。

現在、日本人の生活様式も昔と違ってきています。トレイにおいても、昔は和式のトイレが主流でしたが、各家庭のトイレについてもほとんどの家庭が洋式トイレへと変わってきています。和式のトイレが残っているのは公共施設や民間事業者などにおいて残存していますが、少数になってきているのが現実の姿だと思います。洋式トイレが普及されるにつれ、和式トイレを使ったことがない。実際、和式トイレに入っても使えない子供たちさえいるのです。

１点目は、このように洋式トイレが普及する中で、若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについては、現在、和式のトイレとなっていますが、洋式トイレの必要性も求められているのではありませんか。若者広場、大宮緑地運動公園において、洋式トイレの設置を行う必要性があると考えますが、今後の対応面について、まずお聞きをします。

２点目は、障害者用トイレであります。大宮緑地運動公園は、毎年行われている市民運動会では 8,000 人の参加があると言われています。そして、この運動会には、障害者の方も観戦に来られ、障害者の方のテントも用意がされています。にもかかわらず、トイレという点では、障害者の方が利用できるトイレがふだんから設置がされていません。いわで夏まつりは、５万人の方が来られるという岩出の夏の風物詩として開催がされています。ぜひ夏まつりにお越しくださいと言われても、障害者の方は利用できるトイレがありませんから、身近で花火や会場の催しなども見たいけれども、トイレのことを考えれば、遠くから見ているようにしていますと、夏まつりへの参加を控えていますという声もあります。

ふだんから大宮緑地運動公園に、どうして障害者用トイレがないのでしょうか。若もの広場では、障害者のためのトイレが新しく設置もされてきています。ぜひ大宮緑地運動公園にも障害者用トイレの設置が必要です。今後設置をしていく考えはないのか、当局にお聞きをしたいと思います。

３点目は、若もの広場のトイレについては、男女共用となっています。しかも旧式のくみ取りのトイレですね。このような状況が従来長いこと続いてきたと。こんなような状況があることから、今、女子専用のトイレが、男女共用のトイレの東側に新しく設置がされ、新しく設置されたトイレの南側部分には障害者用のトイレも併設がされてきています。しかしながら、男女共用のトイレはそのままです。男子用トイレの改善も必要ではないのでしょうか。教育委員会として、今の男女共用トイレについての認識をお聞きしたいと思います。

４点目として、最初にも言いましたが、現在、子供たちが和式の使用を拒む、こういう傾向があります。この間、教育委員会としては、小学校や中学校、こういうところのトイレについては洋式トイレの導入ということが行われてきているわけでなんですが、教育委員会としては、子供たちのこういう関係に対しては、今後どのような姿勢で対応していくのかという点、この見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについてのご質問にお答えいたします。

若もの広場や大宮緑地総合運動公園に限らず、生活様式の多種多様化に伴い、トイレについても洋式化の傾向にあり、洋式トイレや障害者についての整備について必要性は認識してございます。

若もの広場、大宮緑地総合運動公園の現状についてでございますが、まず、若もの広場ですが、これは男女共用ではございません。設置ですが、多目的トイレ１カ所、女性用トイレでは７基のうち２基を洋式としてございます。また、若もの広場につきましては、東側に道の駅ねごろ歴史の丘を整備してございまして、２カ所のトイレを整備してございます。内訳としましては、道の駅ねごろ歴史の丘では、洋式トイレについては男性用トイレに２基、女性用トイレに３基整備、多目的トイレ１基、花笑み館では洋式トイレについては、男性用トイレに３基、女性用トイレに８基、多目的トイレを１基整備しており、イベント等の開催においても十分機能していると考えております。

また、大宮緑地総合運動公園には洋式トイレは設置してございませんが、いわで夏まつりや市民運動会等のイベント開催時には仮設の障害者用トイレを設置して、対応しているところでございます。

最後に、教育委員会としての姿勢ですが、社会全体の傾向として、さまざまな分野で洋式化が進んでいるのが現状でございます。トイレについては各小学校においては、文科省の学校施設環境改善交付金を活用して、計画的に洋式化を進めているところでございます。

また、総合体育館、市立体育館は、平成 27 年度の国民体育大会の開催に合わせて、また、新しく建設した市民プールについても、それぞれ洋式トイレ、障害者用トイレを整備しております。

その他の施設については、市民ニーズも踏まえ、必要性、緊急性等を考慮して検討してまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

増田議員。

○増田議員　今、イベントごとには障害者用トイレも考慮しているということでした。しかし、私はやっぱり常設ということが必要ではないかなというふうにも思うんですね。若もの広場なんかでも、きちんとしたトイレが新設される中で、対応がやっぱりされてきているわけなんですね。大宮緑地なんかでも野球場なんかもございます。イベントという部分の中では、いろんな野球チームを初めとして、借りられて使われているという、公的行事だけではないわけなんですね。そういう点でいうと、やっぱり私は若もの広場なんかと同じような形で、障害者用のトイレも含めて、洋式のトイレというのも、やはり設置の必要性、これがやっぱり求められているんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、今後、ぜひともそういう形での常設という形のトイレという部分については、ぜひこれ今後も考えていただきたいと思うんですが、この点について再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、若もの広場の男女共用の部分についてなんですが、今るるお答えいただきました。今度新しくできた女子トイレというんですか、そこは本当にきれいなトイレです。それに比べて、男女共用の男子トイレという部分については、教育長を初めとして、当局の方もご存じやと思うんですが、見るからに使いたくないというような状況なんですね。本来なら女子トイレを設置したときに合わせて、男子トイレの改善というものも行うべきものではなかったのかなというふうに私思うんです。

少なくても、多目的という部分があるというのであれば、規模を少し小さくしてでも、やはり男子用のきれいなトイレというのは要るんではないでしょうか。この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

大宮緑地総合運動公園の関係ですけども、この公園については河川敷となりますので、河川占用許可を得て仮設トイレを設置してございます。先ほども申しましたが、当面、イベントの際は仮設トイレを設置して対応していきたいと考えてございます。

それから、若もの広場の女性用トイレ、改修したときに男性用トイレもというご質問だと思いますけども、この点につきましては、平成20年と平成21年度の議会におきまして、一般質問の中で、男女共用トイレの解消ということでご質問、ご指摘をいただいてございます。したがいまして、その時点では、男女共用トイレの解消という視点で、女性用のトイレを設置したものでございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員　今、あくまでも仮設トイレで対応していくんだということでした。洋式のトイレ、それについては実際に仮設トイレという部分については、利用されている方のために、やっぱり少なくてもそういう部分が対応するというのも、やっぱり私は要るというふうにも思いますし、今、河川敷だからということで言われたんですけど、やっぱりその辺も含めて、教育委員会として、それを改善できる方向で、ぜひとも常設という部分の対応面で、それを設置することはできないのかという点で考えていただきたいというふうに私は思うんです。

それと、若もの広場の女子のトイレなんですが、せっかく今度新しくできたトイレなんですが、見た目というんですか、倉庫みたいなような感じで、一見トイレなのかどうかというのがわかりにくい気がするんです。実際に障害者用のトイレと女子のトイレという表示がすり切れてきて、非常にわかりにくい感じになってきています。表示面で、もう少し明確にわかるような形で対応すべきだと思うんです。

もう1点お聞きをしたいのは、この女子トイレ、私、何度か調査しに行ったんですけど、たまたまこの間、夜になったんです。真っ暗なときに調べに行ったんです。そのときに、あけた途端に、既に電気がついていたんです。夜やから誰もいてない

んで、ちょっと申しわけないけども、女子トイレも調べさせてもらった、見に行ったんですね。だから、そのときにあけた途端に電気がついているということは、自動消灯というんかな、自動的に明かりがつくのか、それともそうでないのか。もし自動で明かりがつくというんでなければ、ずっと電気つきっ放しになっているというふうになると思うんです。

若もの広場なんかでは南側にテニスコート、夜間も使っておられます。ナイターがありますんでね。だから、そのときには、こういったナイター施設がある公共施設の中のトイレについては、そういう感知式というんですか、そういうトイレになっているのかどうかという点をちょっとお聞きをしたいと思うんです。これが２点目です。

もう１点は、この間、市民運動会もありました。そのときに、私もたばこは吸うんで、喫煙所というのが総合運動場の南側の部分に設置がされていました。そこには、個人的な話を出して悪いんやけども、教育部長なんかも、たばこなんかもよく吸われるんで、よく顔を合わすときもあるんですけどね。そのときに、喫煙所の場所なんです。喫煙所の場所が仮設トイレの本当に真南、すぐ近くにたばこの喫煙所があったんです。そのときに、やっぱり女性が仮設トイレのところに入るのをちゅうちょされるというんですか、非常に入りにくい、そういう感じを見受けたんです。

そういう点では、たばこの喫煙所の設置というのは考慮されてくれるというのはありがたいんですけども、そういう部分も含めて、仮設トイレから、やはりちょっと離して、そういう喫煙所なんかも設置していくということなんかも、今後、当局のほうなんかでも、少し考慮していただいてはどうかなというふうに思うところがありますので、この３点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　増田議員さんには夜の遅くまでチェックをしていただきまして、ご苦労さんでございます。

再々質問１点目、大宮緑地公園の常設ということでございますが、日常的な使用の中において、現在のところ、特に必要性について、ご意見等伺ってございません。当面は、イベントの際、仮設トイレを設置して対応していきたいと、このように考えてございます。

それから、若もの広場の女子トイレですけども、夜に電気がついていたということですが、これはご指摘のとおり、感知式のトイレになってございますので、ドア

をあけた段階で電気がつくようになってございます。

それから、市民運動会のときのたばこの喫煙所の問題でございますが、実は、運動会終了後の実行委員会、反省会の中でもご指摘をいただきました。ことしについては、仮設トイレの前にということで設置をしてございましたが、来年以降、設置場所については考えたいと、このように考えてございます。

済みません。女子トイレの表示のご質問でございますが、これもイベントの際は、先日もねんりんピックを行ったわけですけども、男子・女子のトイレと表示を別の形でやってございます。それから、ちょっと消えかかっている部分もございましたので、これは早急に対応してございます。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員　次に、巡回バスについて質問を行います。

岩出市の巡回バスについては、当初、福祉バスとして出発をいたしました。住民の皆さんも利用できるようにと、現在のコミュニティバスへと変遷をしてきました。以前は、利用される方も少なく、走っているけれども、乗っている人がいないんではないかという声もよく耳にしました。現在では利用される方もふえてきています。しかし、巡回バスを利用される方からは、岩出駅を利用する場合には、和歌山線の発着時間との関係で、不都合な状況になっているという声が出てきています。和歌山線の発着時間に岩出駅に着く場合もあり、何とか改善できないのかという、こういうような声なんです。

例えば、紀泉台、吉田から来る西巡回コースでは、岩出駅に 11 時 44 分に到着します。和歌山線の粉河・橋本方面、和歌山方面の発車時刻は 11 時 44 分です。市当局の方に聞きたい。これで巡回バスを利用される方は和歌山線に乗れるでしょうか。これが現在の巡回バスの時刻表なんです。少なくとも巡回バスを利用される方が電車に乗れるよう、和歌山線の発着時刻に対応した到着時間へとダイヤの改正が必要ではありませんか。

まず第１点目として、和歌山線の発着時間に対応した岩出駅への到着時間と巡回バスのダイヤの改正、これを私は行うべきだと考えるわけなんですが、当局の見解をお聞きをしたいと思います。

２点目として、巡回バスに対してのアンケート調査については、平成 26 年度に行ったというようなことなんかも聞いています。しかし、岩出市では、人口の入れ

かわりが激しい実態もあります。毎年、転入・転出でどちらも約 1,800 人ほどあります。１年で 4,000 名近い方が移動があるわけなんです。単純計算でも５年間で２万人近くの人が入れかわっていると、こういうことになります。この点では、定期的に巡回バスについてのアンケート調査も必要ではないでしょうか。より一層、巡回バスの利用者をふやす上でも、市民の声が反映できるのではと考えます。アンケート調査についての見解をお聞きをしたいと思います。

３点目として、巡回バスのバス停の時刻表の看板についてお聞きをします。

現在設置されているものは、路線図が下に掲載をされて、発車時刻が上に書かれています。この発車時刻の部分です。時刻表の部分の間隔、これがやっぱり狭くて、時刻自身が見えない状況だと私は思うんです。この点で、もう少し見やすい表示へと改善できないのかなというふうに考えますが、バス停の時刻表についての見解、これについてをお聞きをしたいと思います。

４点目ですが、先ほどの３点目と同様に、巡回バスの時刻表のパンフレットの点なんです。これももう少し見やすくするようなことができないのかなというふうに思うんです。現在、この時刻表の中には、下のほうの部分に問い合わせとか運賃表、こういう部分なんかも記載がされています。この部分を、例えば、表面に移して、そして裏一面を時刻表の時間だけにする、こういうことを行えば、空欄というんですか、これが大体約４センチぐらいできるわけなんですね。そうすることによって、停留所ごとの間隔、これなんかも広げていく、そういうことを行って、もう少し見やすくしたり、文字なんかも大きくするというようなことなんかができるんじゃないかというふうにも思うんです。こういうような形での時刻表のパンフレットの文字表記の変更というんですか、改善というんですか、こういうことについての当局の見解、これをお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員ご質問の２番目の１点目、和歌山線の発着時間に対応した岩出駅への到着時間へダイヤの改正をということについて、お答えいたします。

岩出市巡回バスは、高齢者を初めとした地域住民の買い物や通院など、日常生活での移動手段を確保することを目的に運行しております。巡回バスの現在のコースや時刻表は、皆様方からいただいたご意見、ご要望の蓄積によってでき上がったものであります。

巡回バスの運行ルートは３コースあり、市役所を起点・終点とし、主要な公共施

設や診療所、スーパーなどに移動できるよう地域内をくまなく巡回できるコース設定を行っております。特に岩出駅は市域を越える移動手段として重要であることから、全てのコースが岩出駅を経由し、和歌山線への乗り継ぎは確保しておりますが、ＪＲ岩出駅の運行時刻は毎年ダイヤ改正があるため、列車の発着時間に対応した時刻表にはなってございません。

現在の巡回バスの時刻表は、平成 28 年４月１日に改正され、利用者にも広く浸透してきており、現時点では、巡回バス時刻表のダイヤ改正を行う予定はございませんが、利便性の高いバス運行が可能となるよう研究を行ってまいります。

次に、２点目の定期的なアンケート調査で市民の声の反映をということでございますが、本市では、平成 26 年にバス利用者の満足度やバス運行に対する市民からの意見、要望等を調査するため、岩出市巡回バスアンケート調査を実施しております。前回のアンケート調査から５年以上が経過しており、現状のバス運行に対する改善内容や情報収集のため、アンケート調査の必要性はあると認識しており、今後はアンケート調査の時期や内容等につきまして、岩出市地域公共交通協議会において検討してまいります。

次に、３点目のバス停の看板時刻表の表示の改善についてでございますが、本年度、バス運行の委託先である和歌山バス那賀株式会社では、巡回バス停留所に取りつけている時刻表の一斉点検を実施し、時刻表のパネルが日に焼けて見づらくなっているものや破損等があるものは、順次新しいパネルへのつけかえを行っておりますが、今後は時刻表自体の文字の大きさやレイアウトなどもあわせて、時刻表の見やすさに重点を置き検討を行ってまいります。

最後に４点目の時刻表パンフレットの見やすい改善ということでございますが、平成 29 年度に、以前より文字を大きくし、また路線をわかりやすく改善をしておりますが、来年度には巡回バス時刻表の印刷を予定しております。次回の時刻表を作成する際には、文字の大きさや間隔を広げるなど、再検討をしてまいりたいと思います。

○田畑議長　再質問を許します。

増田議員。

○増田議員　私、最初に１つの時間帯、これを言ったんですが、当局において、今の時刻表でどのコース、何時台でどのような問題があると認識をされているのかという点、これをお聞きをしたいんです。先ほどの答弁では、何も問題がないというような内容のお答えだったと思うんですが、改めて問題があるのかないのかという点、

これについてお聞きをしたいと思います。

今、答弁の中では、いろんな各種の対応面については、公共交通協議会ですか、そこで検討していくということも言われていました。そして、パンフなんかについてもより一層改善することはできないのかなというようなことも協議をしていく。こういうことも言われていましたが、少なくても、私はこの中でダイヤの改正、こういう部分なんかも、これは検討、ぜひしていただきたいというふうに思うんです。

その点では、先ほども私ちょっと言ったんですけど、パンフレットなんかは、これはぜひ、間隔をあけて見やすくするということなんかも検討していただければなというふうに思います。

そういう点では、公共交通協議会でどのような議論をしていただくのか、当局の今の時点での考えについて、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目は、どのコースで何時台にどのような問題があるというのを認識をしているのかということでございますが、いわゆる待ち時間が生じるということでの問題箇所というのは、待ち時間が１分から 10 分等、あるいはそれ以上長くなるとかいうところで、大体 49 カ所ぐらいは、今のところはそういった多少の待ちが生じるという問題はあるということは承知しております。

ダイヤの改正の検討につきましては、交通ダイヤを修正するということは、いろんな方向からの検討が必要であります。それで、先ほどの答弁では、現時点ではそういう対応になっていないということですが、今後はそういうことが解消できるかどうかというのは、可能であるかどうかというのを研究を行ってまいりたいということでございます。

それと、パンフレットの改善につきましては、先ほどもご答弁いたしましたが、来年度には文字の間隔を広げるなどの再検討、これは行うということにしております。

あと、地域公共交通協議会においての協議というのは、それぞれの専門の分野の方が集まっての協議、いろんな問題が生じたときの協議を行ってもらうということでございます。

アンケート調査につきましても、それぞれの専門の分野から集まっておられる地域公共交通協議会のメンバーに、その時期や内容等、先ほども答弁いたしましたが、

これの検討をしていただくという方向で考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員　当局の見解、これをお聞きしました。私と随分大きな見解の相違もあるのかなというふうには思うんです。バスを利用される方の視点、こういう視点をやはり私はもう少し大事にしていただければなというふうに思うんです。

先ほども、私は岩出駅を利用する方にとって非常に不便な岩出駅の到着時刻になっていると言いました。現在の今の西巡回コースでは、先ほどの 11 時 44 分到着以外に、和歌山線、14 時 44 分の発着で、５分後の 49 分に岩出駅に着くものもあります。15 時 14 分の発車時刻では、岩出駅に 15 時 14 分にバスが到着します。朝の９時 23 分の和歌山線の和歌山行き、これは９時 24 分に岩出駅にバスが着きます。中央巡回コースでは、和歌山線の発車時刻が 10 時 13 分に対して、11 分に到着します。16 時 46 分では 44 分に到着します。18 時 46 分和歌山行きは、これも 18 時 46 分に岩出駅に着くのです。東巡回コースでは８時９分の粉河・橋本行き、それと和歌山行き、この部分についても東巡回コースでは８時９分の発車に対して、同時刻の８時９分に岩出駅に着きます。これ以外にも、13 時 14 分の和歌山線の発車に対して、13 時 11 分にバスが到着します。

当局の皆さん、これが今の現在の巡回バスの岩出駅への到着時刻なのです。和歌山線の発車時刻に岩出駅に着いても電車は乗れません。数分あったとしても、切符を買っていたら、階段を上がったり、いろんな年齢層の方もおられます。若い人なんかは走って駆けていくということは十分可能なのかもわかりませんけれども、やはり住民サイドのことを考えれば、乗れないと。いろんな方がおられるんで乗れないんではないでしょうか、こんな数分では。せめて、和歌山線の発着時間との関係では、やはり時間に余裕を持って乗れるような形での和歌山線に乗る対応、せめて５分前ぐらいには岩出駅に着く。そして、逆に岩出駅に到着した方が巡回バスに乗れるように、到着時間から５分後ぐらいにバスを発車する、こういうようなことなんかも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。

岩出駅で 10 分ぐらいの時間帯、これを設けて、巡回バスの到着時刻、発車時刻という部分なんかも考慮して運行していく。こういうことをすることによって、より一層、今の巡回バス、これを利用される方もふえるんではないでしょうか。

先ほど、部長も、公共交通協議会で議論をすると言われているんですから、こういった電車に乗れないような時間のダイヤという部分になっているという点を考慮

していただいて、しっかりとした、今言った 10 分ぐらいの間隔があくと。岩出駅でのことなんかをもう少し視点を置いて、ダイヤなんかも検討していく、こういうこともぜひ私は行っていただきたいというふうに思いますので、この点について、再度お聞きいたしたいと思います。

少なくても、今言った時間帯、これについて、実際にそれを改善する必要があるのかないのか。そういう必要性についてどう思っているのかという点もあわせて、最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ダイヤ改正について、今、岩出駅のところでは、電車とバスの接続のところで不便になっているのではないかということで、それについて検討する必要があるのではないかということの再度のご質問であったかと思います。

バスのダイヤにつきましては、先ほども申しましたが、時刻表自体はさまざまな観点から検討をしていくことになります。それと、やはり実際に運行を委託されている和歌山バス那賀株式会社、あるいは所管をしております国土交通省の方とかの意見をいろいろ聞きながら、果たして、それが可能であるかどうか。できるだけ不都合がなくなるようにするというのは、そのとおりやと思いますが、技術的に可能であるかどうかと、そういったことは、やはり専門のところである岩出市地域公共交通協議会においての検討をしていただくという必要があると思いますので、その場においての検討をして、改善ができるようであれば、その方向でということで、協議会の場で諮っていきたいと考えてございます。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後１時 15 分から再開いたします。

休憩　（11 時 50 分）

再開　（13 時 15 分）

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告６番目、14 番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　14 番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、市職員採用について。

職員の採用については、定例議会初日に、市長より行政報告がされてきたところではございますが、就職氷河期世代に対する支援、採用の取り組みについて質問をさせていただきます。

兵庫県宝塚市が氷河期世代を対象に行った正規職員の採用試験では、３人の募集枠に約 1,800 人が応募し、当初の予定よりも採用枠を１人ふやし、４人に内定を出すことにしたというニュースが話題となりました。安定した仕事に対する高いニーズを裏づけたとも言えます。

氷河期世代は、バブル崩壊で企業が新卒採用を抑えた 1993 年から 2004 年ごろに、学校の卒業期を迎えた世代、このとき正社員として就職が決まらなかった人は多くなっています。長引く不況による企業の採用抑制と派遣労働の規制緩和による正規雇用から非正規雇用への置きかえが広がった時代であり、文科省によると、2000 年前後の大卒の就職率は 50％代にまで低下しました。本来なら働き盛りの年代ですが、非正規雇用や無業種状況など、不安定雇用状況が比較的多いなど、さまざまな課題に直面しています。

現在、売り手市場と言われる中でも、長く不安定雇用と低賃金で働いてきた氷河期世代においては、正規雇用への道は厳しいのが現実です。政府はアベノミクスの成果として、完全失業率が 25 年ぶりの低水準、有効求人倍率は 45 年ぶりに高水準だという高い指標を宣伝しておりますが、その内訳を見ると、非正規雇用が増大しており、その７割以上が年収 200 万円以下の低所得者であるという点は見逃せない問題です。さらに、これまで政治がこうした問題に目を向けず、長年放置されてきたことが問題の深刻化を招いています。

総務省の労働力調査によると、30 代半ばから 40 代半ばの就職氷河期世代の人口は約 1,689 万人、平成 30 年現在です。このうちフリーターなどは約 52 万人、他の派遣社員や契約社員ら非正規で働く人や無職の人は約 400 万人に上るという結果が出ています。政府は、ことし６月にまとめた支援プログラムで、2020 年度までの３年間で集中的に取り組み、正規雇用を 30 万人ふやす目標を掲げました。

就職氷河期世代に特化した支援策に、今後３年間で 600 億円超を投じる方針を固めたことも報道されております。政府が対策に挙げたのは、今は 30 代半ばから 40

代半ばの働き盛りになったが、アルバイトなど非正規雇用やこうした現状は放置できない。この世代が老後を迎える 40 年ごろ、60 歳以上の人口は最多となる。手を打たないと生活に困窮する高齢者がふえ、生活保護など社会保障費の増大が見込まれると、こうした理由からです。

しかし、深刻化している人材不足に対処するために、人材労働供給源とする意図が透けて見える。問題を解決する支援とは言いがたいとの指摘や当事者からも実態を全くわかっていないなどといった批判の声も出ています。そもそもこの問題の根本は、企業の要請に応え、派遣労働や非正規雇用を広げ、雇用の調整弁として労働者を使ってきたことにあります。

まず、前提として、規制緩和など、政治的な背景のある就職氷河期世代を生んでしまったことに対し反省し、再びこのような世代を生み出さないために、安定した雇用環境を整えること。そして、企業への就労メディアなど、画一的な支援策ではなく、なかなか社会とつながりが持てない方や在宅でも可能な就労など、将来の見通しを持てるよう、一人一人に寄り添った支援が必要ではないかと私は思っています。

国の方針は、３年間で集中的に取り組むとのことですが、これまで長いと 20 年近く安定した職につくために、何度も何度も挑戦をし続け、将来への不安を抱えながら働いてきた実情を考えると、貧困や引きこもりなどとの問題と切り離せないのも現実です。

今後、具体的に取り組みが始まるかと思いますが、重要なのは、施策の実効性を高めることです。就労を希望する人のニーズを把握し、きめ細かやかな対応が今後求められると考えます。

まず１点目に、就職氷河期世代への支援と対策について、市の考えと施策はどうかをお聞きします。

２つ目は、就職氷河期世代の採用の取り組みについて、安倍首相は、国家公務員の中途採用を初め国の関係機関や自治体も取り組みを広げるべきとしています。就職氷河期世代の雇用支援を目的に始まった宝塚市の採用試験では、グループワークや面接による選考が進む中で、採用担当者は、この世代ならではの強みに気づき始めました。試験後に行われた選考会議では、いろいろな経験をしている面では、１つの仕事をしているよりも強い面がある。福祉とか子育て施策だったり、実体験に近い経験をしている方が多いので、市役所の仕事とマッチしやすい人も多いかなと、こういった意見が出たとあります。こうした経験を生かす場としても、市でも採用

の考えはないのかについてお聞きをいたしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市来議員の市職員採用についての就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてにお答えをいたします。

現在、政府では30代半ばから40代半ばの、いわゆる就職氷河期世代で非正規で働く方、就業を希望しながら、さまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者など、約100万人と見ており、この世代の正規雇用者については30万人ふやすことを目指しています。

岩出市では年齢バランスも考慮し、毎年計画的に職員採用を行っているところであります。市では正規職員としての氷河期世代を限定した採用は現在行っておりません。専門職において、氷河期世代の一部も含まれる年齢まで引き上げて、募集を行っているところであります。

詳細については、担当部長から答弁いたします。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　市来議員の市職員の採用についての１点目、就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてですが、岩出市においても職員の年齢構成の状況では、氷河期世代と呼ばれる30代半ばから40代半ばにかけての職員数は、全体で25％と、その前後10年の世代が各32％であるのと比較すると、氷河期世代は若干少ない状況にございますが、市においては、毎年計画的に採用を行っており、また、一般事務職については年齢相応の積み重ねた行政経験も必要であることから、氷河期世代への受験資格対象の拡大は難しいと考えます。

一方で、保健師等の専門職においては、育児を一段落した方の職場復帰を見据えて、受験者の対象年齢の引き上げを行っているところであり、今年度においては保育士の対象年齢を37歳まで引き上げております。

○田畑議長　再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　まず１点目、一般職に至っては計画的に行っているので、氷河期世代に対する就職については、市としては難しいのではないかというふうにおっしゃいました。一方で、専門職に関しては、今回、保育士に対しては年齢対象を上げているということです。私、先日、保育士の採用について、これまでにも保育士については、やはり子育て世代が終わった方々に正規の職員として雇ってもらうことが必要

ではないかということをこれまで申し上げてきたわけで、それに対して、37 歳までの年齢引き上げが行われてきたということです。

これはすごく私にとっては大事なことではあると思うんですが、実際に、私が問い合わせたときには、そのときには募集にまだ来られてない、募集に応募がないということをお聞きしました。現在、締め切りが終わっていると思いますが、その締め切りの時点での募集人数はどうだったのか。また、37 歳という年齢制限になっておりますが、これをもう少し引き上げるという、そういったお考えはないのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

２つ目は、先ほども言いましたが、氷河期世代には職業のトラブルや引きこもり状態になった方もいる。安倍首相は、自治体や民間団体が連携し、こうした引きこもり状態になった方々への支援も充実させたいとも考えているという報道がございました。もちろんそれには就職相談や引きこもり状態の方々の本人や家族など、相談体制や支援が重要となってまいります。

市内の引きこもりの実態というのをつかんでいることができるのか。また、今後つかもうとしているのか。そして、さらにはそうした方々の対策というのは具体的にあるのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　市來議員の再質問にお答えいたします。

保育士の応募人数が何名であったかという問いであったと思いますが、応募者は６名でございます。

それともう１点、今後、年齢の引き上げですが、今回初めて 37 歳まで上げた、まだ段階でございますので、今後については状況を見て検討させていただきたいと思います。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　市來議員ご質問の引きこもり対策についてですけれども、現在、岩出市に在住する義務教育終了後の引きこもり状態にある方とその家族並びにその支援者を対象にした引きこもりサポート事業を引きこもり者支援のスキルの実績のある社会福祉法人に委託して実施してございます。

また、相談窓口を設置しまして、訪問や同行による支援、居場所の提供、自立就労のコーディネート等の支援を行ってございます。また、毎月１回ずつ、あいあいセンターと図書館で巡回相談等を実施してございます。

実態についてですが、詳細については、現在ちょっと把握はしてございませんが、相談実績としましては、年間で約299名の相談件数がございます。

済みません。先ほどの年間実績と言いましたが、４月から 11 月ということです。申しわけございません。

○田畑議長　総務部長。

○大平総務部長　先ほど、市來議員の再質問の際に、保育士の募集の応募の状況を６名とお答えいたしましたが、消印有効の者が１名、郵便で来ているということで、７名ということで訂正させていただきます。申しわけございません。

○田畑議長　再々質問を許します。

（な　　し）

○田畑議長　これで、市來利恵議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　学校給食の安全性について。

輸入小麦でつくられたパンから発がん性の疑いのあるグリホサートが検出され、学校給食のパンの安全性に不安が広がっています。グリホサートは、アメリカのモンサントのラウンドアップなどの除草剤に使われる化学薬品、世界中で一般的に使われている除草剤の成分、グリホサートにさらされると、がんのリスクが 41％増大するという研究結果が、このほど学術誌にも発表されました。

ワシントン大学の研究チームは、これまでに発表された調査結果を検証した結果、グリホサートの主成分とする除草剤と免疫系のがん、非ホジキンリンパ腫のリスク増大との因果関係が認められたと発表しています。

世界保健機関、ＷＨＯの国際がん研究機関は、人に対して、恐らく発がん性があるというグループにグリホサートを分類しています。この除草剤が原因で、非ホジキンリンパ腫を発症したという訴えも相次ぎ、2017 年までに 800 人以上がモンサントを提訴、翌年には原告の数が数千人に膨れ上がり、モンサントに対して賠償金の支払いを命じる判決も出ています。

現在、日本は、年間 500 万から 600 万トンの小麦をアメリカ、カナダなどから輸入しています。農林水産省によると、輸入小麦のグリホサートの残留分析結果でも、アメリカ産は 97％の検出率、カナダ産は 100％の検出率という結果が出ています。

国内の大手の３社の小麦からグリホサートが検出されたという報道もあり、小麦の流通については、国が一括して海外から入れたものを国内に流通しているので、

この大手３社だけではなく、国内に流れているものほとんど、ほぼ同様の小麦が流れていると思います。

農民連食品分析センターは、このほど小麦を使用した各種メーカーの食パンを検査したところ、国産小麦を原料とした食パンからはグリホサートが検出されていない。輸入小麦を使用した食パンからは検出されているという結果が出ました。

さらに、学校給食会のホームページに公開されていた情報をもとに、給食に出されるパンを分析、国産と輸入小麦を配合したパン、輸入小麦のみを使用したパン、国産小麦だけを使用したパンを分析したところ、結果、国産小麦のみを使用したパンだけが検出されませんでした。

輸入小麦を利用したものは残留濃度 0.05 から 0.08ｐｐｍが検出されています。感受性が強い子供たちが食べて大丈夫なのかということが心配になります。安全性を問えば、国の基準値以下や検査が行われている。だから問題ないと安心しているかもしれません。しかし、日本は農薬メーカーの要望に応えて、2017 年にグリホサートの残留基準値を５ｐｐｍから 30ｐｐｍまで緩和し、そして、基準を超える違反はないと検査数値を公表していません。

しかも、今の摂取状況ならば、人体には影響がない。発がん性の心配はないとしています。しかし、世界を見てみますと、オーストリア、チェコは全面使用禁止、ベトナムは輸入禁止など、規制の動きが世界に広がっております。世界の流れに逆行する日本政府、最近、健康や食物・食品に対する市民・国民の意識が高まっていることもあり、規制の緩和で消費者の間でも不安が高まっています。

国会で学校給食のパンから発がん性が指摘される化学物質、グリホサートが検出されている問題では、江藤農水相は学校給食については、少しステージが違うと思うので考えたいと述べています。学校給食は、安心・安全なものを子供たちに提供することが一番です。

市でも地産地消に取り組み、また徹底した衛生管理、食育の学習などを行っているところではございますが、質問をいたします。

まず初めに、グリホサートなど農薬の危険性の認識について、お聞きをいたします。

２つ目は、市内学校で提供されているパンの小麦の割合、国産、外国産、どれぐらいになっているのかをお聞きします。

３つ目は、安全性は確保されているのかについて、お答えください。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　市來議員の学校給食の安全性についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目、グリホサートなどの農薬の危険性については、小麦粉から除草剤の成分、グリホサートが検出されたと報道されたことは認識してございますが、発がん性があるとする国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）と発がん性はないとする国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）、世界保健機構（ＷＨＯ）と合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ）と評価が分かれているのが現状であると聞いてございます。

２点目の小麦の国産、外国産の割合についてでございますが、給食パンの小麦は、100％外国産を使用しております。

３点目、安全性確保についてでありますが、基本的に、学校給食で使用する食材等は国の食品衛生法の規定に基づき検査されたものであり、安心・安全なものを提供できるよう常に配慮し、地産地消を推進する中、可能な限り県内産・国内産のものを提供できるように努めているところです。国産が少ない小麦粉については、国の残留基準値を下回る検査証明書つきのものを製粉会社から購入しており、議員ご指摘のとおり、引き続きバランスのとれた献立づくりに努めるとともに、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

○田畑議長　再質問を許します。

市来議員。

○市來議員　まず、市内学校で提供されているパンの小麦については、100％が外国産ということでありました。先ほど私が申したとおり、アメリカ産やカナダからの輸入の小麦にはグリホサートが検出がされているという結果が出ています。これについて国が検査を行っているから安全であるという認識になっていると思うんですが、パンについて、実際、残留農薬の検査を行ったということはありますでしょうか。

例えば、学校給食会、そこを通して、そういう検査が行われているのであれば、その数値を把握しているのか。また、やっていないのであれば、やはり一度検査をしてみるのも、やっぱり大丈夫かどうかというのは、もちろん目で確かめるということも大事であります。より安全な子供たちに食を提供するのであれば、もちろんそういうのを知った上でも大丈夫だということを言い切ることのほうが、私は重要ではないかと。であるならば、検査をするべきではないかという形がありますので、その検査についてはどうなのかということを求めたいと思います。

また、国産の小麦、全量使用に踏み切ることが一番ではございますが、しかしな

がら、小麦はなかなか日本では独自で生産できるという、全てのものをということにはなりません。

例えば、今、米粉を使用したパンだったりとか、小麦にかわるものでパンがつくれるという時代もできてきています。例えば、そういうものを導入することができないのかどうか、これもぜひ検討してみる価値はあるのではないでしょうか。

また、小麦を使用しているのはパンだけではありません。麺類やパスタなどにも含まれますが、こうした小麦の割合や検査等々はどのようになっているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　再質問にお答えいたします。

まず１点目に、岩出市の給食パン、グリホサートの調査すればということですけども、製粉会社、製造元のほうへ問い合わせましたところ、カナダ産が 0.3ｐｐｍ、アメリカ産が 1.5ｐｐｍということで、いずれも基準値を下回ってございます。

それから、小麦にかわる原料でということですけども、これは今後研究したいと思います。

それから、パスタ等のお話も出ましたが、これも納品業者に問い合わせましたところ、国の安全基準に適合したものを使っているということでございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

市来議員。

○市來議員　１点だけなんですが、やはり小麦に対する製粉会社からの問い合わせによって、やっぱり多少なりとも、先ほど私が申し上げたように、出ているという結果があらわれています。先ほど言いました農水省のほうでも、やっぱり学校給食については少し違うと。子供たちが食べるもので、ステージが違うと思うので考えたいと述べているのと同じように、やはりここは研究することも必要ではないかと。先ほど言ったみたいな米粉に対するものを使用するとか、そういったことについては十分研究を行い、ぜひそういうことをパンの会社ですね、提供をいただいているところも含めて、提案をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　小麦にかかわらず、国内で流通している食品等につきましては、全て厚生労働省等におきまして、安全委員会で検査されているということでございま

すので、我々としましては、やはり国の基準を下回ったものを使用していく。給食だから別物だというような考え方はございません。市販されているパンについても、これも同じことでございますので、提言していくということは考えてございません。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　３点目は、再生可能エネルギー対策についてであります。

今定例議会におきまして、岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定についての議案が提出されました。これは再生可能エネルギー電気の発電設備を整備したものから納付されたお金を基金に積み立てるものとなっています。

こうした仕組みを行えるのは、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することで可能となります。農山漁村再生可能エネルギーは、農山漁村に豊富に存在する資源を農林漁業との調和を図りながら、再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業、農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結びつけていくための枠組みです。

本法は、各市町村が地域の基幹産業である農林漁業の発展に必要な農林地等を確保しながら、再生可能エネルギー発電を契機とする農山漁村の活性化を図る上で、有効なルーツを提供するものとなっております。

岩出市で対象となる場所は、山地域にある、もともと第２パイロット事業地に適用、今回この議案を精査する段階で、岩出市農山漁村再生エネルギー電気発電基本計画があることがわかりました。2016 年（平成 28 年）９月に策定され、公表されているので、インターネット等で見ることが可能となっています。基本計画には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針を岩出市として打ち出しています。

まず、この基本計画について、いつ、どういう目的で作成されたのか、お聞きをいたします。

２つ目に、法律において、市町村の役割は何かということをお聞きします。

３つ目は、多様な関係者が参加する協議会における協議等を経て作成される基本計画において、その市町村が目指す再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示すことで、地域主導の再生可能エネルギーの導入を推進することができる。協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギ

ーの導入を円滑に進めることができると手引には書かれていますが、協議会の有無、そして、構成はどのようになっていますでしょうか。

次に、基本計画の公表について。

過去に、私はこの山地域における太陽光発電の問題を一般質問しております。平成 29 年６月議会です。その中身については、住民への不安の解消や説明会の実施、景観と環境問題、集中豪雨での土砂災害の問題等を質問いたしました。

しかし、答弁では全くこの基本計画の存在すら報告がありませんでした。太陽光発電設備設置事業指導要綱のもとにお答えに、答弁としてはなっています。当然、独自に要綱を定め、それにのっとって進めていくことには間違いはありません。しかし、この場所は農山漁村再生可能エネルギー法を活用します。協議会を活用しながら、市町村が主導して再生エネルギー発電を推進するものとなっています。基本計画をもとに進められてきているにもかかわらず、全く説明がなかった。手引等では作成された基本計画は積極的にＰＲとも書かれています。

私は、一般質問において、市は説明するべきではなかったのか、このことについて市の見解をお聞きしたいと思います。

そして最後に、基本計画の内容についてです。

まず１つ目は、自然環境の保全と調和について。

２つ目は、景観との調和について。

３点目は、目標の達成状況についての評価について。

４点目は、撤去と原状回復について。

どのように記載があるのか、お答え願いたいと思います。

○田畑議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　市來議員ご質問の３番目、再生可能エネルギー対策について、お答えいたします。

まず１点目、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画は、いつ、どういう目的で作成されたのかについてですが、この制度では、再生利用が困難な農地等に再生可能エネルギー発電設備を誘導することなど、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、地域の活性化を図ることを目的として創設されたものです。

岩出市におきましては、荒廃が進み、再生利用が見込めなくなった果樹園地に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導することにより、無計画な農林地の転用を

抑制し、それとあわせて、発電の利益の一部を市に納付させ、基金に積み立て、これを地域の農林漁業の健全な発展のための事業の財源として活用することを目的として、平成28年9月9日に基本計画を作成したものであります。

次に2点目、法律において、市町村の役割は何かについてですが、この法律は地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るものであることから、基本的自治体である市町村が中心的な役割を果たすこと前提としています。具体的には、国の基本方針に基づく基本計画の作成、基本計画の作成実施のための協議会の組織運営、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとするものの作成する設備整備計画の認定、認定設備整備計画の的確な実施を担保するための指導及び助言等とされております。

次に3点目、協議会の有無、構成はについてですが、協議会につきましては、平成28年3月31日に設置しており、構成につきましては、市再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者、紀の里農業協同組合、岩出市農業士会、関係住民、岩出市農業委員会、和歌山県としています。

次に4点目、基本計画の公表についてですが、基本計画の作成後、平成28年9月13日に市ウェブページに公表しております。

なお、先ほどのご質問で、前回の議会での一般質問で、答弁において、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画について説明がなかったということなんですけども、平成29年第2回定例会の一般質問では、太陽光発電設備設置について、法規制や環境影響等へのご質問であったことから、開発指導の観点から答えさせていただいていたものでございます。

次に5点目、基本計画の内容についてですが、1、自然環境の保全と調和については、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全に十分配慮する。2、景観との調和については、当市は紀の川に沿って市街地や田園地帯が広がり、また、北部は和泉山脈が東西方向につながり、緑豊かな山並みを形成していることから、これらの景観が損ねないように適切な配慮を行う。3、目標達成状況についての評価については、目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画、その実施状況を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。4、撤去と原状回復については、再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間満了までに土地の原状回復する義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとするとしております。

○田畑議長　再質問を許します。

市来議員。

○市來議員　まず１点目に、農林水産省が出している基本計画の作成等の手引では、基本計画は市町村が中心となって作成します。また、設備整備者から基本計画の作成について、市町村に提案することが可能となります。市町村のイニシアチブを基本計画を作成するケースでは、設備整備者がいる場合、設備を整備しようとする場所等について、市町村から設備整備者にコンタクト、この段階で、市町村は地域活性化、土地利用、調整等の観点から、まちの振興計画と連携させつつ、基本計画の作成を開始、設備整備者がいない場合は、具体的な再生可能エネルギー発電設備の整備の計画に先立って、市町村が再生可能エネルギーの導入の検討を開始し、地域の活性化、土地利用調整等の観点から、あらかじめ基本計画を作成、設備整備者のほうから、逆に市町村に対し、基本計画の作成を提案するケースでは、発電設備の設備を行おうとする場所が決まっている段階で提案する場合、設備整備者が発電機設備を行おうとする場所を決めており、当該場所をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成を提案する。

また、それ以外に、他の方から市町村に働きかける場合があります。これは地域の活性化のための指標として、再生可能エネルギー発電の導入を考えている地域の方々が、その導入方法等も含めて、市町村に相談し、基本計画の作成を要請する場合です。

岩出市の場合は、これらのどの契機となって、この計画が進められてきたのか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

協議会がつくられているということです。こちらの手引には、協議の内容、基本計画の円滑かつ確実な実施のため、協議会における協議の記録、または概要を作成するとともに、広く地域の住民の理解を深めるため、それを公表することが重要と書かれておりました。こうした協議会で話し合われた議事、また公表というのは、岩出市としてはやってきたのかどうかについて、お聞きをいたします。

質問の３点目は、基本計画内容の目標達成状況についての評価です。手引では、目標の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について、自己評価することが重要です。そのため認定設備整備計画の実施状況と調査、目標が達成されない場合の原因分析など、基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるようにしてくださいとあるが、その評価方法は岩出市として定めていますか。これをお聞きいたします。

次に、岩出市の計画では、10 年間で 11 メガワット導入を目指すとあるが、パネ

ルの数にすれば何枚のパネルになるのかについて、お聞きをいたします。

毎年、認定設備整備計画、その実施状況を調査するとあるんですが、これは市で独自にできるのか、それとも専門家を交えて行っていくのか、これについてお聞きをいたします。

そして、目標年度までに達成されなかった場合の対応について、市は何か考えているのか、お聞きをいたします。

次に、市の計画では、再生エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間終了までに、土地を原状回復する。更地にして返還、義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとなっています。これは発電設備が放置されないように定めるようになっているものです。手引の中でも設備整備計画の審査を行うときには、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれるかどうか確認することとなっておりますが、こうした確認や撤去に関する計画は十分と言えるものになっているのかどうか、この辺をお聞きします。

次に、経済産業省のホームページからも資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインには、撤去及び処分の説明では、事業計画に基づいて、事業終了後、撤去及び処分費用を適正に確保するため、計画的な費用の積み立てを行うこととしています。これは事業計画策定の段階において、その費用を想定しない事業者が多数存在していることが報告されているためです。

そのため事業終了後に発電設備が放置されるといった状態を危惧しているから、こういうガイドラインにきっちりと書かれている問題なんですが、撤去に必要な費用等の事業者への確認、これ行っているのかどうか、今後どうするのか、聞いているのかどうかをお聞きします。

次に、自然環境の保全と調和について、先ほどお答えになっていただきました。私が一般質問したときには、もちろん岩出市における規則においての答弁で、こちらについて計画のほうは報告されなかったわけです。しかしながら、私が聞いてきたのも、自然環境の保全と調和、例えば、自然環境であったら、普通でしたら、環境アセスメントをとるのがいいのではないかとか、そういったものを事前に出しながら言ってきたわけですが、この自然環境の保全と調和について、どのように、また地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全、これはどのように、今回配慮されてきたのか、これについてお聞きをいたします。

それから、最後にですが、住民の方々からは、やはりまだまだ不安の声が出てき

ています。これまでにある再生エネルギーの太陽光発電施設の問題だけではなく、農山漁村再生エネルギー法を活用したことであれば、これ事業者だけの責任においてではなく、市としても十分に説明責任を果たす義務が生まれていると考えられます。

市民の疑問や不安に対し説明をしていく、またしっかりと不安を解除するために、お答えになっていく必要があると考えますが、それについて、市としてどうしていくのかをお聞かせください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業に至った経緯についてですが、今回の事業地は、昭和 50 年代から、当時好調であったミカン、ハッサク等の果樹生産のため、岩出市の農業者が開拓組合を組織し、先進農地開拓事業により農政を行った果樹園でありまし。しかしながら、開拓事業の完成時には、果実の価格が暴落していたため、期待されていた生産高収益を上げることなく、長年耕作されることなく放置されてきたところ、組合員の高齢化と後継者不足が拍車をかけ、土地の管理もままならず、関係者は土地の有効利用を模索している状況となっておりました。

そのような中で、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行され、従来の農地関係法令では、困難であった土地利用への手段が示され、市としましても、地域の農業振興の発展に寄与するものであることから、土地所有者とともに事業を進めてきたものであります。

それと、促進協議会の協議内容につきましては、岩出市再生可能エネルギー電気発電促進協議会につきましては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律及び岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気の発電基本計画案について協議を行っております。

なお、公表については、情報開示請求をいただければできます。

それと、パネルの枚数につきましては、４万 1,376 枚となっております。

それと、自然環境の保全と調和につきましては、設備整備計画において、自然公園、鳥獣保護区など、自然環境の保全に関係する法令等による規制がない区域であることを確認し、設備整備により希少な動植物が影響を受けないよう配慮してございます。

また、森林の伐採による水源の涵養などについても、１ヘクタールを超えない小

規模な伐採であることを確認してございます。

それと、目標達成につきましては、毎年度、市において設備整備事業者に事業実施状況や財政状況について報告を求め、目標の達成状況について確認してまいります。

それと、パネルの撤去の関係なんですけども、基本計画及び設備整備計画では、企業終了後の撤去、原状回復を明記してございます。また、設備整備計画の認定申請書では、再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用、負担及び確保の方法として撤去及び原状回復の費用を算出し、年間売電収入の一部を 20 年間にわたり積み立て、これに充てることが記載されているものであります。

また、これを確実に履行させるため、毎年度、事業実施状況や財政状況について報告を求め、担保していく考えであります。チェック体制については市で行う予定としています。

一方で、県では国に対し、発電事業終了後、太陽光発電設備が放置される事態が発生しないよう、発電事業者による廃棄等の費用の積み立てを担保する仕組みについて、法整備を行うなど、実効性のある対策を早急に講じるよう、昨年度から要望し、国において、現在、太陽光発電設備の廃棄等、費用の積み立てについて、原則として外部積み立てを求める方向で、専門家による議論が行われたと聞いてございます。

それから、地域住民の安心感を得るためにどのようにできるかということなんですけども、岩出市太陽光発電設備設置指導要綱の規定に基づき、工事完了届出書を提出させ、計画どおり施工されているかを確認します。また、市民からの問い合わせ等があった場合には真摯に対応し、事業者に対し説明会の開催を促すなど、地域住民の情報提供に努めてまいります。

なお、設置工事完了後、市民の求めがあれば、現地の見学などの実施を事業所に対して働きかけ、地域住民の安心感を得られるように努めてまいります。

○田畑議長　再々質問を許します。

市来議員。

○市來議員　協議会の話し合われた議事についての資料を請求をすれば開示するということです。手引では、先ほど言ったみたいに積極的に市民の理解を得るために公表することが重要だと。求められたら出すのではなく、公表が大事ではないかということで書かれていたんですが、もちろんこれを開示させていただいて、資料は請求したいと思います。

もう一度、協議会にかけていただいたらいいと思うんですが、請求がなくても公表する、そういったお考えはないのかという点について、ちょっと１つ検討していただきたいなと思います。

あとは最後に、今現在、まだ施工中になっていると思うんですが、住民側からというよりも、地域に住まわれている方々は何を心配しているかといったら、雨降ったときに土砂が崩れてこないか、また、設置したパネルが台風などで飛ばされへんかというようなことも含めて、いろんな心配もあります。また、あそこの地形のことも、もちろん地域の中では住んでいらっしゃる方はよくわかっていらっしゃらない方がいらっしゃったら、やっぱりどうなっているんだろうというのを心配すると思うんです。ちゃんとそれは見学会ができるように、必ず市民の方に、地域にお住まいの方には、必ずご報告して、できるようにしていただきたいということを必ずやっていただきたいということを求めます。

先ほど、終了すれば基金にお金をためるようにというふうに言われていたんですが、例えば、もし設置事業者が倒産だったり、発電設備が、例えば放置されるといった状況になった場合、どのような形での対応になってくるのか、その辺だけ、市として対策は、万全な対策はとっているのかということだけ、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長　市來議員の再々質問にお答えいたします。

まず、会議の内容について、再度審議会のほうで検討してはどうかということでございますが、今回の件についての審議会は終了しておりますので、また、次回、こういう機会がある際には、ぜひともそういう積極的に公開になるように進めてまいりたいと思います。

それから、見学会については、事業者のほうにも了解をとっておりますので、そちらについても実現できるように考えていきたいと思います。

それから、万が一、事業者倒産とか放置された場合に、パネルの撤去についてということですが、こちらにつきましては、実際にお金をこっちに預かるというような手段ができないと思われますので、有効性を確保するために、先ほど、事業部長のほうからも答弁いたしましたように、県としても、国に対して、法令による確実に履行を求める仕組みというものの設立というか、それを求めております。現在、専門家により議論行われているということでございますんで、市もその状況を注視

しながら、確実な方法になるように、こちらも努力していきたいと考えています。

雨降ったときのご心配というご質問あったかと思うんですが、これにつきましては、岩出市のほうでは、都市計画法の開発による基準と同等の基準によりまして、太陽光発電の指導要綱というのをつくってやっておりますので、これを市の職員が完成届、書類の審査とともに、現地でも確認していきます。十分な防災対策がとれていることを確認したいと思います。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の３番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後２時 30 分から再開します。

休憩　（14 時 15 分）

再開　（14 時 30 分）

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告７番目、16 番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最後になりましたが、あとしばらくおつき合いをお願いしたいというふうに思います。

まず第１点目であります。第１点目は、墓地公園に関してであります。

墓地公園については、販売開始以降、既に 14 年余りが経過しております。この墓地公園は市民の墓地不足に応えるために設置されたものでありますが、しかし、この間の推移を見てきますと、さまざまな課題や問題点があると考えております。

そこで、以下の点について質問を行います。

現在までの販売基数はどうなっているのか。また、残基数はどうなっているのか。

２番目に、販売してきた中で、岩出市内外の住民及び市外の数の比率についてはどうなっているのか。

それから３番目に、この墓地公園を購入した際、実際に使用していないと。できない理由について、どのように把握をしているのか、既存の菩提寺との関係で、遺骨並びに仏様を移動することができない問題があるということをお聞きしておりますが、それ以外にも、その対策及び悩みの解消について、どのように取り組んできておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員ご質問の１番目、公園墓地に関して、通告に従い、お答えいたします。

まず１点目、販売基数及び残数についてですが、平成 31 年３月末現在の墓園販売区画数は 1,118 区画で、残数は 926 区画です。

次に２点目、市内外者への販売数についてですが、全体としては、平成 31 年３月末現在、市内が 939 区画で、市外が 179 区画です。また、住所要件を緩和した平成 28 年度より前 11 年間で 129 区画、平成 28 年度以降３年間で 50 区画の販売があります。

次に３点目、既存の菩提との離脱問題、対策はどうかについてですが、根来公園墓地では、そのような案件は把握しておりません。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員、１番目の３点目の質問についてお答えします。

市では、既存の菩提寺との離脱問題などについての相談等は把握しておりませんが、全国的な事例として、菩提寺から離檀する場合に、金銭支払い等のトラブルがあることは認識してございます。

市といたしましては、墓地、埋葬等に関する法律第５条の規定に基づき、改葬等の許可を行っております。また、同法施行規則第２条第２項による墓地管理者からの証明書、墓地管理者の作成した埋葬、もしくは埋蔵、または収蔵の事実を証する書面の発行が必要となります。墓地管理者は、正当な事由もなく証明書の発行を拒むことはできないものとなっておりますので、原則として、当事者双方において解決すべき問題であると考えております。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　この間、墓地問題については、何回か一般質問でもしてきました。当初の計画で順調よく完売の見通しが立てておられるのか、残基数のことを考えますと、まだまだ 900 余り残っているということでありますから、これについては、今日の販売計画をして売りに出された経過等も含めて、どういうような数字になっているのか。募集をしたけれども、募集件数についてはどのようになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、３番目の菩提寺との関係で、各部長は問題点については理解している

けれども、そういうことはないということなんですが、私が直接お話を聞きますと、既存の菩提寺で、その在所から新しく転宅して、そのお寺さんとの間で墓じまいをして、この墓地公園を買うてるんで、そちらへ変わりたいというお話をすると、こういう事例を聞いております。

あんたとこは、この間ずっと長い間、この菩提寺で、このお寺でお世話になっていると。なぜそういうところへ変わるんだと。変わる理由について話しますと、威嚇的に罰が当たるとか、それから、お寺さん自体も、昨今、檀家の数が減ってきて、生活がしにくいという背景もあるかと推測するんですけども、この問題については、やはり墓地公園を販売している岩出市として、避けて通れない課題ではないかなと。スムーズな円満な墓地公園の移設が、仏さんの移動ができるような対策をとるべきではないかということを思っております。

現に、その方はこのことをお寺さんに言っても怒り飛ばされるし、先ほど言うたような状況を言われると。それのストレスで病気にかかって、精神科のほうに通わざるを得ないという実態を訴えておられるわけでありますから、放置することはできないんではないかというふうに私は考えておりますので、岩出市として、何らかのアドバイスなり、そういう手段を講じて、民民の問題でありますが、しかし、岩出市民の声を率直に悩みを聞く、そして解決をしていく、こういう手だてをやるべきだというふうに考えておりますが、再度お答えをいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

根来公園墓地につきましては、全体区画 2,044、そのうち市外の割り当てを 400 として売り出したわけなんですけども、年間 50 区画を目標として事業を進めております。いろいろ販売促進を図るため、公園墓地の終活セミナーであるとか、墓地の展示会であるとか、小学生の絵画展などのイベントの充実であるとか、いろいろ広報なり新聞折り込みの対処をして、テレビコマーシャルなどを実施しているところですが、なかなか販売に至ってないのが現状でございます。

○田畑議長　生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再質問についてお答えします。

尾和議員のご説明のありました脅迫めいたことを言われる者がいるということに関しましては、市としては、現時点において、管理者から脅迫を受けた等の相談はございません。先ほど答弁しましたとおり、当事者双方において解決すべき問題で

あると考えてございます。

なお、使用者と墓地管理者、双方それぞれの立場の理由によりトラブルが発生しているケースも少なくないということでございますが、お墓を立てた当時の契約内容なお墓を撤去する場合に、区画を更地に戻すなど、さまざまな墓地管理者と使用者、双方で取り決められた事項が個別にあることも考えられます。

また、場合によっては、お墓移転により離檀する場合もあり、離檀料が発生するなど、個別事案でもありますので、特別慎重に対応すべきものであると考えます。まずは管理者と使用者、双方において解決していただきたいと考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　当事者間で解決していただきたい。それは私も否定するものではありません。現に、その方の話を聞きますと、市のほうはそういう相談を受けてないということですけども、相談に行ったと。行ったけども、そういうことの取り扱いをしてないんで、おたくらでやってくれということですよね。

もう１点は、菩提寺を離檀するときに、もちろん墓じまいですから、全ての墓石か納骨、それについても整理をして、そこから引き揚げる場合は、それは払いますよというんですけども、それでも対応してくれないと。実際には買うてはおるんですけども、変わることができないんだと。そういう声に対して、やはり市としても、そういう相談窓口で可能な限りアドバイスをしてあげるということは、やるべきではないかというふうに思っておりますので、善処して研究、研究というたらおかしいんですが、善処していただきたいことを重ねて求めておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほども申しましたとおり、担当のほうで確認しましたところ、相談等はございませんでしたということでございます。

なお、墓地管理者からの証明書等が必要になろうかと思いますが、それにつきましては、墓地管理者は正当な事由もなく、証明書の発行を拒むことはできないというものとなってございます。

原則として、当事者双方において解決すべきであると考えてございます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　２番目の質問を行います。法務局岩出出張所の件については、ことしの６月に問題点を指摘して、岩出出張所の閉鎖については何とかしてほしいということで、市民の皆さん、あるいは士業の皆さんから声が上がってきておりました。市長の答弁では、紀の川市と岩出市共同で法務局のほうに申し入れをしたということであります。申し込みをした結果について、今日までどのような状況にあるのか。法務局に申し入れた後の経過について、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員ご質問の２番目、岩出法務局についてでありますが、和歌山地方法務局によりますと、当初の統合予定は令和２年２月であるとの説明があり、平成 31 年３月 29 日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう、紀の川市と連名で要望を行いました。その後、統合予定時期が令和２年の８月に変更になったと聞いてございます。

また、登記事項証明書の請求については、オンラインでの手続ができるとの説明もその場であわせて聞いてございます。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　令和２年２月から６カ月、半年延びたというご説明であります。延びたのはいいんですが、８月には閉鎖をするということなのか、それとも現在検討中なのか、その後の動きについては岩出市のほうでは把握をされているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

令和２年８月に統合の予定時期が変更になったというのは、今のところ、それで廃止をするというふうに聞いてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これは市民生活にも非常に重要な問題でありますし、私は一番懸念するのは、これは同じなんですが、オンラインでできるということは、私も承知をしております。オンラインによる登記事項証明書も取得できるということは、私も知っ

ておりますが、実際、紙ベースでそれを取得するということになりますと、本局まで行かなあかんという状況に、多くの方が、認証番号とか、そこへ入っていくパスワードとか、設定をしないとあきませんので、多くの岩出市民の 90％からは、そういう手続方法も知らない人が多いと思います。

そういう意味では、今日、８月以降は閉鎖をするという今のお言葉ですけども、ぜひ継続して、再度万難を排して、努力をしていただきたいというふうに思います。

また、市職業務においても、一々和歌山市内まで必要なものについてはとりに行かなあかんということになりますと、半日仕事、ひいては１日仕事になりますから、一般の業務に支障を来すということもありますので、ぜひこの件については、再度紀の川市とご相談をしていただいて、延期、継続という方向で取り組みをやるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

市民や市の業務に影響があると思うので、再度要望書を提出するというふうな動きをという質問内容だったと思います。再度の要望につきましては、状況を見ながら、紀の川市と相談しながら検討してまいります。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、公文書管理についてお聞きをしたいと思います。

市が公権力で収集した情報について、行政は厳格な管理をしていく責任があります。岩出市においても同様であると考えます。行政実務や条例に沿ったものになっているのかどうか検証したいというふうに私は思います。公文書ガイドライン改訂に参加した三宅弁護士は、意思決定過程や事務事業の実績の合理的な後づけの検証に必要になる文書は、保存期間が１年以上とされております。今日起きている公文書の破棄は、その理由に当たらないと発言をされております。

その観点から、岩出市において、以下の点について質問をいたしますので、ご答弁をいただきたいと思います。

まず第１点は、公文書の定義及び公文書が市民の共有財産であることの市の責務はどうなのかであります。

２番目は、本市における公文書の保存期間を１年未満と定めた例や事業終了後速

やかに破棄するといった例があるのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから３番目は、公金支出の公的行事への招待者の名簿を開示請求があっても開示しないと考えているのか。もしそうであれば、どういう根拠によるものかであります。招待者名簿については、保存をしているのかどうかについてであります。破棄するということは事例としてあるのか、重ねてお聞きをしたいと思います。

４番目に、公文書のバックアップデータ、これについては公文書であるということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

５番目は、パソコンの入れかえ時、多くのパソコンが古くなると入れかえをしたりしておりますが、これらの入れかえ時において、ハードディスクの処分先及びその方法についてはどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の公文書の管理についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目の公文書の定義についてでありますが、岩出市情報公開条例第２条第２項において、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書とか図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了し、当該実施機関が管理している文書と規定しております。

次に、公文書が市民の共有財産であることと市の責務はについてでありますが、情報公開条例第３条において、実施機関の責務として、市民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重することとされており、この責務を果たすためには、公文書の適正な管理が必要であります。岩出市では、岩出市公文書管理規定を定め、適正な管理に努めているところであります。

次に、２点目の保存期間を１年未満と定めた例はあるかと、事業終了後、速やかに廃棄すると定めた例はあるかについてでありますが、先ほどの管理規定では、保存期間を永年、10 年、５年、３年及び１年の５区分としているところであり、そのような例はありません。保存期間を定めた後は、当該公文書が完結した年度の翌年度から起算して、その期間を保存し、保存期間経過後は保存期間の延長や資料としての保管などについて検討し、廃棄すべきものは廃棄することとなりますが、個人情報が記録されたものなどは焼却、裁断、または消去等、適切な方法により処分することとしております。

次に、公金支出の公的行事への招待者名簿は保存しているのかについてでありますが、先ほど申し上げました公文書の定義に該当するものであれば、保存の対象と

なります。

次に、バックアップデータは公文書かについてでありますが、バックアップデータについては情報公開条例や公文書管理規定において想定している公文書という定義の考え方の範疇を超えているところがあり、その判断は非常に難しいところであります。この問題については国においても議論がされているところであり、今後どのような整理がされていくか、その動向も注視してまいりたいと思います。

次に、パソコンの入れかえ時、ハードディスクの処分先及び方法はどうかについてでありますが、今年度に実施した基幹系システム用サーバー等のハードディスクの処分につきましては、機器更改の請負業者である紀陽情報システム株式会社により、市職員が立ち会いのもと、市役所内にて磁気データ消去装置によるデータ消去を実施し、市職員が消去後のハードディスクのデータが消去できているかを確認しております。廃棄につきましては、今年度中に廃棄予定のハードディスクがまだあるため、基幹系システム用サーバーと同様の手法でデータを消去した後、穿孔による物理的手段を施し、あわせてクリーンセンターを通じて廃棄する予定にしております。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　おおむね公文書管理法に基づいたご答弁であったというふうに思うんですが、私は、この中で一番重要なのはバックアップデータ、バックアップデータというのは本体の入力したやつのバックアップですから、もちろんバックアップしているデータそのものも本体と同様であるわけですよね。同様であるということから言えば、公文書であるという見解を、そういう立場をとるべきではないか。バックアップデータについては、公文書かどうかについては、国の動向と言われましたが、岩出市においては、そういう見解をとるべきではないというふうに私は考えておりますが、どうでしょうか。

それから、パソコンの入れかえ時の問題でありますが、ハードディスクの処分については、昨今、神奈川県庁において、行政文書のデータが大量に流出をしたという事例があって、新聞紙上でも大きく取り上げております。

また、森友・加計問題においても、近畿財務局が全てのデータを破棄したということで、この件については、木村豊中市議のほうから提訴され、大阪高裁で、一昨日、これは破棄はけしからんという判決がおりたのであります。

そういう意味から、この問題については、やはり公文書の管理上、必ず昨年と比

較して、10 年前はどうだったのかということも検証もする場合に必要な資料でありますので、そういうものを安易に廃棄をするということはやめるべきだというように思っておりますが、どうでしょうか。

それから、もう１点は、これは最近のことなんですが、議事録の問題について、多くの文書を管理をする立場の総務課としては、山梨県の甲府の職員が、民生委員会の選考議事録を偽造して、それを提出をしたということで、作成した職員については、甲府市のほうから問題を指摘されておりますが、そういうことのないように、これは厳格に公文書については管理をして、市民の後世の歴史に委ねるということで、大切な事項でありますので、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

バックアップデータが公文書に該当するかどうか、市の見解ということでのご質疑であったと思いますが、現時点での見解を申し上げますと、バックアップとは情報が誤って廃棄や削除された場合に備えて、元データを復元させるための手段であることから、誤って廃棄や削除などされた情報が情報公開の対象となる公文書に該当する場合は、公文書に含まれると考えます。

それと、２点目は、公文書を安易に廃棄することのないようにというご質問であったと思いますが、それにつきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、保存期間経過後も資料として保管する理由などがある場合、検討して廃棄するものは廃棄するというふうに取り扱ってございます。

それと３点目、甲府市の例で、議事録を偽造したということで、そういうことのないようにというご質疑であったと思いますが、当然のことながら、そういう議事録の偽造等はないようにということで、全庁的に日ごろから注意をしているところでございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　これは国政のほうの問題でありますが、桜を見る会の議事録が廃棄をされたという事例があるんですが、これについて岩出市としては、こういう措置の仕方は正しいのか、正しくないのか、総務部長としてご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

桜を見る会の文書廃棄の件でございますが、これにつきましては、その機関である内閣府のほうで保存年限が１年未満ということでされており、それに基づいてしたということでございますので、それについての見解は特に持ち合わせておりませんので、それについては答弁を差し控えさせていただきます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の３番目の質問を終わります。

引き続きまして、４番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、反社会的勢力についてお聞きをしたいと思います。

和歌山県下の暴力団勢力というのは、暴対法の相次ぐ改正で暴力団排除条例の制定や警察の暴力団に対する集中取り締まり、これに連動して、行政、企業、各種団体の暴力団排除に向けた取り組みの強化等によって、社会全体における暴力団排除機運の高まりによるところが大きいところがあります。

平成 28 年 12 月現在で、８団体、約 150 人が和歌山県下に、その団体に所属していると言われております。しかしながら、これらの問題については、全国各地で組織の衝突が見られる中、市民生活に重大な危険を及ぼす事態の発生が懸念をされております。

本県でも勢力は減少しているとはいえ、市民生活を脅かす事案の発生が懸念され、予断を許さない状況にあると、公益法人のセンターではそういう見解を持っております。

反社会的勢力からの不当要求の実態について、アンケート調査を行った結果、不当要求を受けた企業は約２割、そのうち一部でも要求に応じた企業は約４分の１に達しており、いずれも全国平均を上回っていたと言われております。

この実態の中で、当センターでも情報や相談で把握できない現状が認められております。今日、行政において、この反社会的勢力に対する問題について、どのように対応していくのかということであります。

まず１番目に質問するのは、反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解について、お聞きをしたいと思います。

２番目に、市長を初め議員、職員等の公職者及び事業所や市民はどういう責任や責務を課せられているのか、岩出市の見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの４番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の反社会的勢力についてのご質問にお答えいたします。

まず１点目の反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解はについてでありますが、反社会的勢力の定義としましては、平成 19 年６月に政府が示した企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の中で、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であるとし、反社会的勢力かどうかは、暴力団、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要であるとされております。

反社会的勢力については、その中にも含まれる暴力団などと同様、社会から排除していくことが必要であると認識しております。

岩出市では、岩出市暴力団排除条例を制定し、その基本理念として、暴力団排除は市民等が暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係行政機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならないと規定しております。また、岩出市と紀の川市では、合同で交互に毎年暴力追放市民大会を開催しております。

次に、公職者及び事業者や市民の責任や責務についてでありますが、先ほど申し上げました暴力団排除条例では、市の責務として、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する責務を有すると、市民等の責務として、市民は暴力団排除のための活動に自主的にかつ相互に連携して取り組むことや、事業者はその行う事業により暴力団を利用することとならないこと、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力すること、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市や警察などの機関に対して当該情報を提供することなどが求められております。

また、さきの政府指針において、社会的責任の観点から、企業に対して反社会的勢力との関係遮断を求めているところであり、公職の立場にある者も同様に、反社会的勢力との関係遮断が求められていると考えます。

なお、市に対する不当要求などについては、各部署に不当要求防止責任者を設置し、和歌山県暴力追放県民センターが開催する講習を受講するなどして、不当要求に対処するための必要な知識の習得に努めているところでございます。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、部長言われました反社会的勢力の見解については、そのとおりやと思います。そこで、私は、この問題について、行政として、第一線で立つ窓口ですよね、職員の皆さんの窓口で、どういうような対応をしていくのかということで、今ご説明がありましたが、やはりこの問題については、非常に万が一のことを考えますと、大変な事態になるということも想定されますので、この点についてのマニュアルというんですか、そこら辺について、岩出市においては取り決められておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

反社会的勢力として、昨今、吉本新喜劇の芸人が、そういう催しに出席をしたということで、社会的にバッシングを受けておるんですけども、我々一人一人が反社会的勢力との関係を遮断して、市民生活のあらゆる面において、そういうことにならないように努力をしていくということは、一人一人の責務だと私も考えておりますが、その点について、岩出市の見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目ですけども、市職員が不当要求行為に対応するマニュアルなどの制定をされているかというご質問であったかと思います。平成 30 年 11 月に、岩出市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為の対応マニュアルというのを策定してございます。それを市職員には周知してございます。

それと、２点目のご質問は、反社会的勢力と関係を絶つというか、遮断をするという努力ということでございますが、これにつきましては、さきのご質問でも回答させていただきましたけども、暴力団排除条例を制定して、当然のことながら、岩出市においては、市、市民、それと関係機関、関係団体、当然、公職の立場にある者も関係遮断は求められているということでありますので、各自が努力すべきものであると考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、反社会的勢力の定義について、１回目の質問でお聞きをしました。そのとおりやと私は思うんですが、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して、経済的利益を追求する集団または個人ということで定義をされておりますが、政府の菅官房

長官は、反社会的勢力の定義はないんだという答弁を記者のほうに発表しましたが、今言われる総務部長の見解と菅官房長官との見解には違いがあるんですけども、我々としてはどういう立場に立てばいいんでしょうか、部長の答弁を求めます。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる反社会的勢力の定義につきましては、先ほども答弁の中で申しましたが、平成 19 年６月に政府が示した指針の中で示されております。岩出市としては、これが反社会的勢力の定義であるということで、今後もそれに基づいての対応をしていきたいと考えております。

また、菅官房長官の発言の真意の趣旨については、ちょっとこちらもわかりませんので、それについての答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の４番目の質問を終わります。

引き続きまして、５番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、５番目の岩出市の子供の虐待・貧困支援の問題について、質問をさせていただきたいと思います。

児童虐待による児童が死亡するという事案が繰り返しされております。再発防止に全力を挙げていかなくてはならないと考えております。児童の虐待件数と対応内容について、本市の近年における子供の虐待件数、相談件数、内容及び状況をお伺いしたいと思います。それから、子供の虐待発覚、認定の基準について、その考え方もあわせてお聞きをしたいと思います。

１番目の当市における生活実態・調査、現状の認識について、お聞きをしたいと思います。

それから、２番目の子供の居場所づくりについて、どのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

３番目に、虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてはどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

４番目に、この問題については、他の公的機関との連携体制は非常に大切であります。これらについて、どのような体制を組んでおられるのか。

それから５番目に、岩出市の貧困対策について、どういう計画を立てておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの５番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員ご質問の５番目、子供の虐待・貧困支援について回答いたします。

１点目の生活実態・調査、現状の認識については、昨年度、和歌山県が県内の全ての小学校５年生、中学校２年生世帯を対象にして実施したのに加え、市独自にも、本年度策定予定の第２期岩出市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査として、2,000 世帯を対象に実施しております。

生活実態の状況につきましては、まず、可処分所得の中央値未満の世帯と言われる総体的貧困層及び公共料金の支払いが困難、生活必需品の購入が困難等に該当する経済的困難世帯の割合は、和歌山市や紀北、紀中、紀南の各地域に比べ、岩出市は低くなっています。また、経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前に、経済的な困窮や家族間のトラブルを経験していることが多いなど、育ってきた環境の厳しさが現在の経済状況につながっている、いわゆる貧困の連鎖の側面が見受けられます。

２点目の子供の居場所づくりについてですが、現在のところ、市内３カ所の児童館を子供の居場所として無料開放しております。子供の居場所づくりについては、本年度策定を予定している子ども・子育て支援法に基づく第２期岩出市子ども・子育て支援事業計画の中に、子供の居場所づくりに関する事業を盛り込み、推進していくほか、今後も活用できる資源や事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

３点目の児童虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてですが、本市では生活支援課家庭支援係において、専任で保健師１名、元保育士１名、元教諭２名、児童福祉司任用前講習会受講中の事務職員１名の計５名体制で対応しているところでございます。

平成 28 年の児童福祉法改正において、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられました。要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織であり、市が調整機関を担っております。この調整担当者につきましては、研修受講が必須であり、生活支援課において３名の職員が受講済みでございます。

児童虐待の防止は、児童福祉分野の中でも、特に医療・保健・福祉・教育・法律等、さまざまな知見が求められ、厚生労働省や和歌山県等によりさまざまな研修や

講座が開催されております。市では、このような機会を捉えて、研修受講等、日々研さんしているところでございます。

４点目の他の公的機関等の連携体制についてですが、虐待通告があった後、速やかに要保護児童対策地域協議会における虐待ケースとして、生活支援課と子ども・健康課で受理会議を開催し、初動対応方針を決定しています。

なお、新規虐待通告件数としましては、平成 28 年度、102 件、平成 29 年度、73 件、平成 30 年度、104 件でございます。

その後、要保護児童対策アドバイザーや児童相談所、警察、教育委員会、保健師、障害児相談支援センター、主任児童委員等で構成された実務者会議、年 18 回において、それぞれの機関での役割分担を細かく決め、支援のすき間ができないように対応しているところでございます。特に児童相談所、警察、学校、主任児童委員と随時情報を交換し、対象児童の状況把握に努め、支援を行っています。

また、市民に対しては、市広報やウェブサイトに関連記事に掲載するほか、生活支援課窓口や乳幼児健診、人権のつどい、文化祭等において、啓発物資の配布を実施しています。

５点目の岩出市貧困対策計画ですが、本年度、子供の貧困対策の推進に関する法律の一部改正があり、市町村の貧困対策計画策定が努力義務化されました。市においても、子供の貧困対策については重要な問題であると位置づけ、２点目で説明いたしました第２期岩出市子ども・子育て支援計画の中に、子供の貧困対策を項目立てて盛り込み、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

具体的な事業は、現在、岩出市子ども・子育て会議を開催し、さまざまな意見を聴取した中で検討しておりますが、経済的な支援、学習支援、ひとり親支援、相談支援などを盛り込んでいく予定です。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　部長のほうから、昨年調査して、岩出市においても、2,000 世帯にわたって調査をしたということなんですが、その中身について、岩出市においては、所得における分布において、どうであったのかということでありますが、この割合について把握されておると思いますんで、所得段階で、１、２、３という形で分布がとられたと思うですが、この割合、238 万円以上、これ１分布、それから 119 万から 238 万円未満を２、それから 119 万円未満を３として、岩出市の割合はどうなっ

ているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、生活水準の分類でありますが、経済的困難世帯についての割合、これは岩出市においては何％の状況になっているのか。生活水準の分類については、過去１年間で衣料、食料を買えなかった経験、過去１年間で公共料金や家賃等を支払わなかった経験、生活必需品の非所有という形で、分類の中でとられておりますので、これについて岩出市の実態をお聞きをしておきたいと思います。

それから、この調査において、所得分布で一番多かった所得分布はどこなのか、これについて把握をされておると思いますんで、お聞きをしておきたいと思います。

それから、居場所づくりの問題でありますが、３カ所ということで言われました。私が経験した中で、この問題について取り組んでいる人と相談をしていく中で、ある子供が、夕方、自宅に入ってきて、夜の食べる食事がないんで、何とか食べさせてほしいという形で飛び込んでこられたと思います。お父さん、お母さんはと聞くと、仕事に行って家にいてないんだと。そういうことで泣きながら子供が訴えてくるので、そしたら、おにぎりでもつくって食べさそうかというのが実態であるということをお聞きして、これは我々一人一人が、貧困問題についてほんまに真剣に考えないと、取り返しのつかないことになるんではないかということをつくづく感じたのであります。

これらの事例がありましたら、どのようにつかんでおられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員の再質問にお答えします。

まず、岩出市の所得段階１、２、３に分けた場合の割合ということだったと思うんですけども、まず、所得段階１については 56.3％、所得段階２については 28.4％、所得段階３については 7.6％、ちなみに県の平均は 10.4％となっております。

それから、経済的困難世帯に関する割合ということですけども、岩出市においては 12.2％、県全体では 16.3％という形になっております。

一番多い所得分布ということで、先ほど申しました所得段階１が 56.3％で最も多くなっております。

それから、貧困に絡む事例ということでおっしゃっていただいていたんですけども、現在、その資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　忘れんうちに言いますが、貧困事例は持ち合わせてないということでありますので、これは後ほど提出をお願いしておきたいと思います。

今、当初、部長のほうからを答弁をいただきましたが、ちょっと私、これから計画をする予定であると。貧困推進計画について、予定をしているということであります。これは橋本市における所長補佐の方の講演を聞きに行っておったんですが、橋本市では、平成 28 年度から貧困対策推進室というのを設置をして、具体的に子供の貧困対策の取り組み、それから支援、連携体制の構築、子供の地域づくりという項目を設定して、既に取り組みをしているんですけれども、岩出市は、そうしますと、これからこの推進計画を立てるということでしょうか。プラットホームの拠点化とか、ここら辺についてもどのようにしていくのか。

橋本市の長期総合計画では、2018 年から 2027 年に向けて、９つの政策に分けてしていくと。子供の貧困対策、子供たちの笑顔のまちをつくっていくんだという形で、既に発表されておりましたが、そこら辺についてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、貧困事例について、後で資料請求ということでしたんですけども、資料の提出につきましては、議会から提出請求があれば提出させていただきますが、そもそもの貧困事例があるのかというところの確認がとれておりませんので、あれば提出させていただきます。

それから、貧困対策計画についてですが、先ほど部長のほうからの答弁にもございましたように、第２期岩出市子ども・子育て支援計画を今策定中でございまして、その中に貧困対策を項目立てて盛り込んで、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

○田畑議長　しばらく休憩いたします。

午後３時 45 分から再開します。

休憩　（15 時 30 分）

再開　（15 時 45 分）

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

これで、尾和弘一議員の５番目の質問を終わります。

引き続きまして、６番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　６番目の質問を行います。

那賀病院に関してでありますが、この病院に関しては、地域に根差した医療機関の統廃合がされようとしている現状の中で、紀の川市と岩出市における基幹病院であり、私たちの命と健康も支えておる病院であります。

岩出市として、年間数億円前後の市民の税金が使われている中、市民の中にはいろいろな要望や声があります。そこで改善してほしいという点を列挙して挙げますので、それについてお聞きをしたいと思います。

まず、受け付け時間の短縮であります。早朝から並んで受け付けをされておられます。早い人は７時過ぎから待っており、診察は５分から 10 分、病院に行くと１日仕事であると言われている女性がありました。そこで、受付に受付表というものを置いて、それを自動的に発行していくと。岩出市役所の市民課にあるような形で置いて、それを順番に受け付けをしていくという体制がとれないかなと思っております。それから、高齢者にとっては、長蛇の列で、長い間そこに立っておかなきゃならないという方もおられて、何とかしてほしいと。その女性の方は、紀の川市長の中村市長に私は過去に言ったんですけども、改善しないんだというような声を上げておられました。この問題についてどうされるのか。

それから、２番目に、ＡＴＭの設置なんですが、現在、那賀病院には紀陽銀行と農協の２つのＡＴＭが設置をされておりますが、他の銀行も空きスペースに置いてほしいと。例えば、和歌山信用金庫とか労金とか、そういうものも置いてもらえんかという声が出ておりますので。

それから、医療費の支払いについては、クレジットカードで決済できるように、もう既に他の病院、大手の病院ではそういう決済を導入しておりますので、那賀病院においてもそういう形にしてほしいと。

それから４番目に、２番目のこの問題でありますが、職員の労働時間について、長時間労働の実態及び３６協定違反はあるのかどうかについて、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの６番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員ご質問の６番目、那賀病院についてのご質問ですが、１点目は、内容について報告を受けておりますので、お答えします。

１番目についてですが、患者さんからの要望もあり、現在は早朝から職員が番号札を配布しており、番号をお呼びするまでは座って待っていただいているとのことです。

２番目については、現在、病院内にＪＡ紀の里と紀陽銀行のＡＴＭを設置しておりますが、スペースの関係で、これ以上ふやせないとのことです。

３番目のクレジット払いについては、以前検討されたようですが、手数料の関係から採用されなかったと聞いております。

２点目については、報告を受けておりませんので、お答えできません。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　最初の受け付け時間のあれは、番号札を渡しているという、それはいつからやっているでしょうかね。私、念のため、先日、早朝から行ってきたんですが、いまだに長蛇の列で、予約されている方は別の窓口でできるんですけども、予約されてない方、病院紹介の方、これについてはいまだに長蛇の列であるんで、番号札を渡しているというのは見ておらなかったんですが、もう一度確認していただきたいなと。

改善するとしたら、長蛇の列のないように、各受け付けをスムーズに終わらせて、各診療科のほうに回るというようなスムーズな流れをつくっていくことが大切でないかなと思っておりますので、それについて対策をしていただきたいと。

それから、ＡＴＭについてはスペースがないということなんですが、なぜ置かないのか。スペースだけの問題なのか、そこら辺についてどうなのかということです。

それから、クレジット払いについてですが、今、実施をしている医大と紀北とか、そういうところでは医療の支払いについてはクレジットカードで決済導入をしております。ぜひ那賀病院でも、そのような体制を岩出市のほうから申し入れをしていただきたいなと思っております。

それから、長時間労働については報告を受けてないということでありますが、実態として、長時間労働になっていないのか。ここら辺については、私は看過できないので、この問題についてもしっかり、紀の川市と岩出市の関係で設立している病院でありますので、把握をしておくということが求められると思うんですが、こういうことも知らないで、私はことしの２月に那賀病院の 31 歳の内科の医師が、コ

ンビニで272円の万引きをして逮捕されたということすらも知らないのか。こういうような実態をコンプライアンスの観点からいって、私は紀の川市と岩出市の監督不行き届きだと思うんですよね。こういうことが発生すること、これらについても知らないということで済まされる問題ではないので、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再質問についてお答えします。

まず、受け付け時間の対応の件ですけれども、1カ月ほど前と聞いてございます。

それ以外のものにつきましては、要望ということで、議員からの要望については那賀病院にお伝えしておきます。

また、職員の労働時間関係についてですが、尾和議員からは、これまで議会におきまして、那賀病院の労働実態についての質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。再度申し上げますが、那賀病院は、地方自治法第284条第2項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされています。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるべきもので、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えます。また、岩出市に対しての報告もありませんので、そもそもお答えすることもできません。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　部長、今、地方自治法どうのこうのということを言われましたが、私は、これらの問題については、岩出市が全ての問題について把握をしておくべきだと思います。そうしないと、市民から声が上がったときに、関係ないんだと言われるわけですよね。その点で、過去に市長が那賀病院の医師の欠員で、行政報告で、この本会議で答えておるわけですよ。行政報告でしとるわけですよ。それもおかしい話じゃないですか、そうすると。行政報告において、市長がそういう医者欠員に努力をしてきたということは言われるけども、那賀病院に関して、議員が議会で市民の声をもって、要望を申し上げるということは、それは一方通行になるんじゃないで

すか。部長、どうでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再々質問についてお答えします。

那賀病院につきましては、当地域の中核的な医療機関であることから、医療体制に関しての質問にはお答えしております。しかし、議員のご質問は病院の運営管理に関するものでございますので、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきものであります。岩出市議会の場でお答えするものではないと考えております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の６番目の質問を終わります。

引き続きまして、７番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　通学道路について質問をさせていただきます。

児童の通学道路についてでありますが、痛ましい事故が全国各地で発生しておる中で、いかに危険性をなくしていくのかということが市の責任であろうかと思います。以前も、この件に関して質問されて、対策を聞かせていただいておりますが、市が総点検をした結果をどのように把握をされているのか、以下の点についてお聞きをしたいと思います。

１、調査・点検した結果はどうであったのか。問題点のある箇所は何カ所あったのか。

２番目に、改善してきた場所、箇所はどこか、また何カ所改善をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの７番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員の通学道路についてお答えいたします。

１点目、点検結果と問題点数についてでありますが、毎年各学校が改善が必要な危険箇所についての調査を行い、学校から提出された危険箇所について、学校、ＰＴＡ、警察署、那賀振興局建設部、岩出市事業部土木課と合同で点検を行っております。今年度の点検箇所につきましては 27 カ所で、市で対応できる箇所、県で対応していただく箇所、警察署で対応していただく箇所などがあります。

問題がある箇所といたしましては、ヒマラヤ駐車場の入り口付近で、一旦停止の看板やポールの設置、それから橋の幅の拡幅の２点について、これは対応が難しい状況であります。

２点目の改善箇所につきましては、岩出市で対応した件数が７件、県で対応した件数が１件、警察署で対応していただいた件数が 17 件で、それぞれ対応していただいてございまして、25 カ所は対応済みでございます。

なお、先ほど申し上げましたヒマラヤ駐車場入り口付近の一旦停止看板の設置については、看板は設置できませんが、通行する生徒に対して、中学校から注意喚起を行ってございます。

○田畑議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　継続して、この危険箇所、なるべく早期に改善をされることを期待しておきます。

そこで、最近、私が朝晩、朝立ち、夕立ちされている箇所でお聞きをした箇所がありますので、この点について改善対策をとっていただきたいと思います。その箇所は、根来のセブンイレブンから南の交差点のところの部類ですが、根来小学校の児童があそこで見守り隊をしている女性の方から、非常に危険だと。信号はあるんですが、そこをスピードを上げて通られると。子供と接触しないか、いつでも冷や冷やしておるんだというご意見をお聞きしました。これについては、実際上、教育委員会のほうでも立ち会っていただいて、この箇所についての対策を求めておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　毎年のことですけども、学校から提出された危険箇所については、児童生徒の安心・安全のために努力してまいります。

それから、セブンイレブンの南側の交差点ということですけれども、まず、今すぐ現場確認して、対応策検討いたしますが、議員におかれましては、別にこういう議会の場で言われなくても、いつでも教育委員会に来ていただいたらすぐに対応させていただきますので。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、部長言われましたが、議会で取り上げないと動いてくれないんで、そういうことも含めて、議事録に残したいという面もありますので、私は質問をしたということです。

終わります。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の７番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る12月３日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってまいりましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、令和２年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

これにて、令和元年第４回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

閉会　（16時00分）

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和元年 12 月 19 日

岩出市議会議長

署名議員　　市來利恵

署名議員　　増田浩二